

(2021年度)

会員企業の皆様へ

一般社団法人 全国地質調査業協会連合会



全地連 労災上積み 補償制度

保険種目

労働災害総合保険

団体総合生活補償保険(MS&AD型)

令和2年度から始まった工事における労災上積み保険の加入必須*に伴い、調査会社では建設会社から受注する際に労災上積み保険の加入が求められるようになりました。

全地連「労災上積み補償制度」は、約40年にわたる運営実績の基、地質調査業界ならではの現場特性を保険料水準や補償内容に反映した団体保険制度です。ご利用に向けてぜひご検討ください。

*国土交通省の直轄工事にて令和2年度より労災上積み保険の加入が必須となりました。

はじめに

平素より連合会業務につきましては、ご理解とご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、労働災害や労働環境に関する社会的関心は近年一層高まっており、厚生労働省では現場での事故防止や長時間労働の削減などに向けた関連法令の見直しを進めております。また、国土交通省では、現場作業を有する地質調査業や建設業において、業の健全な発達を促進する上で、現場で働く労働者が安心して従事できる環境を整えることを重要な課題の一つと位置付けており、災害防止と合わせて労働環境の改善に向けたガイドラインを整備するなどの取り組みを進めております。

このような状況の中、会員企業におかれましては、現場の安全対策や労働時間など労働環境の再整備に取り組まれ、また発注者からは社会保険の付保確認や現場での災害時における補償条件の指定を受けるなど従来にはなかった要請を受けるケースも増えてきているものと存じます。

全地連では、「労災上積み補償制度」を昭和56年に設立し、地質調査業向けに開発した唯一の補償制度として運営してまいりました。本制度は、建設業とは異なる地質調査業特有の災害特性を考慮した割安な保険料となっており、近年では、社会のニーズに対応するため、よりきめ細やかな補償プランを用意し、使用者賠償責任補償も用意するなど補償内容の拡充も図ってまいりました。加えて、本制度は、国土交通省「経営事項審査制度」における加点項目の対象となっており、営業活動の一助にもなっております。

つきましては、会員企業におかれましては、本制度の新規ご活用についてご検討賜りますとともに、既にご利用中の会員企業におかれましては、補償内容の見直し・拡充についてご検討賜りたく、併せてお願い申し上げます。

2021年5月

一般社団法人 全国地質調査業協会連合会

特長

『本制度の特長』

本補償制度は全地連の会員企業様をご加入いただけます。

全地連向け商品設計により下請負人のほか事業主や一人親方など政府労災保険未加入者も補償対象とできます。(団体総合生活補償保険 (MS&AD 型))

また、通勤中災害、天災危険、休業補償 (オプション) など補償されます。(労働災害総合保険)

全地連会員の団体制度として損害率による割引を採用しています。(労働災害総合保険)

ISO・HACCP等割引を導入しています。(労働災害総合保険)

国土交通省経営事項審査制度の加点項目の対象となります。(労働災害総合保険)

保険料は全額損金処理できます。(労働災害総合保険)

全地連労災上積み補償制度の概要

本制度は、一般社団法人全国地質調査業協会連合会「以下、全地連といいます」を保険契約者とし、全地連の各地区協会会員を加入者とする労働災害総合保険および団体総合生活補償保険の団体契約です。

制度1 : **労災上積み補償（労働災害総合保険）** P3～

政府労災保険加入の従業員、および下請負人に対する制度

制度2 : **業務中傷害補償（団体総合生活補償保険（MS&AD型））** P7～

当連合会会員会社の事業主および政府労災保険未加入の下請負人に対する制度

（例）一人親方、下請の中小事業主など

本制度は2種類の保険で運営されています。

労災上積み補償のみの単独加入か労災上積み補償と業務中傷害補償のセットの加入が可能です。

『ポイント』

①	制度1	下請負人も補償	自動補償	下請負人およびその被用者を補償の対象とします。 下請負人の中小事業主、一人親方等も政府労災保険に特別加入している場合、対象になります。 (下請負人補償特約)	
②	制度1	通勤(出退勤)中も補償	自動補償	業務上の災害のほか従業員の出退勤時の災害によりケガをされた場合についても保険金をお支払いします (通勤災害補償特約)。	
③	制度1	天災危険も補償	自動補償	地震・噴火またはこれらによる津波による災害で被用者がケガをされた場合についても、1回の災害かつ保険期間中全加入者通算で5億円を限度として保険金をお支払いします(天災危険補償特約、天災危険支払限度額に関する特約)。	
④	制度1	休業補償も補償	オプション	被用者が業務上および通勤途上において災害を被った結果休業し、賃金が受けられなかった場合に政府労災保険等の認定日数をお支払いいたします。 ただし補償対象の最初から4日以降の休業を対象とし、最高で1,092日を限度とします。	
⑤	制度1	職業性疾病も補償	オプション	被用者の身体障害が職業性疾病(石綿損害等を除く)の場合にも保険金をお支払いします。(職業性疾病補償特約)。	
⑥	制度1	使用者賠償責任も対応	オプション	従業員が政府労災保険に基づく災害補償の対象となる身体障害を被ったことにつき、貴社が法律上の損害賠償責任を負い、その損害賠償金の額が政府労災保険や法定外補償規定による給付等の合計額を超える場合に、保険金をお支払いします。	
⑦	制度2	政府労災保険未加入者も対象		業務中傷害補償制度は会員各社の事業主の他、政府労災保険に加入していない下請負人(一人親方など)全員を加入対象とします。	

全地連労災上積み補償制度の内容

この制度は安心して働ける職場づくりに役立ちます

I. 政府労災保険加入の従業員および下請負人に対する制度

制度 1

< 労災上積み補償（労働災害総合保険） >

1. 加入資格

当連合会加入の各地区協会会員会社とします。

2. 対象となる人

政府労災の給付が受けられる者全員（申込会社の全従業員、アルバイト、臨時雇い、パート及び下請負人の従業員）です。下請負人の中小事業主、一人親方等で政府労災保険に特別加入している方も対象となります。申込会社事業主で政府労災保険特別加入者もオプションで対象になります（特別加入者補償特約）。

3. 加入タイプ（補償内容）

加入タイプを下記からお選びください。

※下記加入タイプ以外もご加入可能です。補償額など実情にあわせて設定ができます。

※中途加入も可能ですので、現在ご契約の他の同種の保険の満期より、本制度への切替えが可能です。

定額方式：お支払する保険金を「定額」で定める方式です。

定率方式：お支払する保険金を「平均賃金の日数」で定める方式です。

定額方式		A型	B型	C型	D型
業務上および通勤途上					
死亡		1,000万円	1,000万円	2,000万円	2,000万円
後遺障害	1級	1,500万円	1,500万円	3,000万円	3,000万円
	2級	1,500万円	1,500万円	3,000万円	3,000万円
	3級	1,500万円	1,500万円	3,000万円	3,000万円
	4級	1,200万円	1,200万円	2,400万円	2,400万円
	5級	900万円	900万円	1,800万円	1,800万円
	6級	600万円	600万円	1,200万円	1,200万円
	7級	400万円	400万円	800万円	800万円
	8級	250万円		500万円	
	9級	200万円		400万円	
	10級	150万円		300万円	
	11級	100万円		200万円	
	12級	70万円		140万円	
	13級	50万円		100万円	
	14級	30万円		60万円	

定率方式		(例)
業務上および通勤途上		
死亡		1,000日分
後遺障害	1級	1,000日分
	2級	1,000日分
	3級	1,000日分
	4級	800日分
	5級	700日分
	6級	600日分
	7級	500日分
	8級	400日分
	9級	300日分
	10級	200日分
	11級	100日分
	12級	50日分
	13級	30日分
	14級	20日分

オプション	休業補償	1日につき4,000円(※)
-------	------	----------------

オプション	休業補償	1日につき1日あたり平均賃金の20% (※)
-------	------	------------------------

※オプションの休業補償は休業4日目から対象になります(最大1,092日分)。

※法定外補償規定を定められている場合にはその額が限度となります。

※上記の補償に加え、災害付帯費用拡大補償特約(3倍型)に基づき保険金をお支払いいたします。死亡あるいは

後遺障害第1級～第7級の保険金をお支払いする場合に、会社が負担する香典、葬儀費用等としてお支払いします。

< 災害付帯費用 >

身体の障害	定額方式の場合	定率方式の場合
死亡	1被用者につき 120万円	1被用者につきその被用者の平均賃金の240日分相当額 ただし120万円を限度とします。
後遺障害 第1級～第3級	1被用者につき 30万円	1被用者につきその被用者の平均賃金の60日分相当額 ただし30万円を限度とします。
後遺障害 第4級～第7級	1被用者につき 15万円	1被用者につきその被用者の平均賃金の30日分相当額 ただし15万円を限度とします。

損害賠償金の額が高額化するケースも

労災事故が起こった場合、政府から給付金が支払われますが、政府労災給付金だけでは、必ずしも補償が十分でない場合もあり、政府労災に「上乘せ補償」をプラスすることで政府労災の不足分をカバーできます。

【例えば35歳男性の場合】
 年収480万円（うちボーナス年間120万円）
 妻、子ども2人の家族を持つ世帯主が
 死亡した場合の遺族給付の例

死亡による損害額
 約 **6,615** 万円

個人解体業者にアルバイトとして勤務していた男性が解体作業中に、2回の開口部から転落。脊髄損傷等の後遺障害が残った。男性と両親は事業者が転落防止のための措置を怠ったとして、安全配慮義務違反に基づき訴訟を起こした。

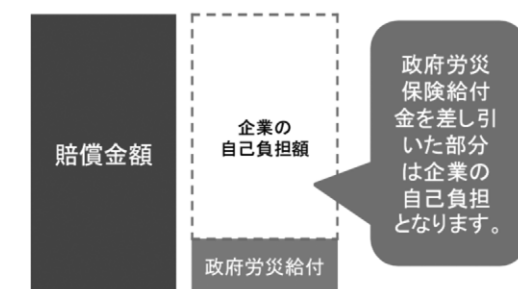


原告勝訴（2005）

約8,300万円

政府労災からの給付

遺族特別支給金……300万円
 葬祭料……61.5万円
 遺族補償年金……223万円
 遺族特別年金……44.1万円
 初年度分合計……628.6万円



○実際にあった建設業界の事故事例について

労務リスクの事故事例			
業種	主な補償	事故内容	支払額 (万円)
建設業	使用者賠等	送水管敷設工事において、下請建設会社の従業員が配管現場の掘削作業（床均し）を行っていたところ、側面の地山の掘削面の一部が崩落。従業員の上に土砂が崩れ落ち、左肩脱臼粉碎骨折、腰椎破裂骨折、左膝半月板損傷等を負った。 支払額3,300万円（法定外補償750万円、使用者賠償2,550万円）	3,300
建設業	使用者賠等	建設会社の従業員が、工事着工前の打合せの会議に出席した際に胸の痛みを訴え倒れ、翌日急性心筋梗塞で死亡した。会社は労働時間の管理を一切行っておらず（残業時間は自己申告にて提出）、長時間労働が常態化していることが判明。時間外労働時間も厚生労働省発表の「脳・心疾患の認定基準」：80時間/月（発症前2か月ないし6か月平均）を超えており、家族による労災申請により過労死と認定された。会社には安全配慮義務に基づく債務不履行責任が発生し、使用者賠償責任を負った。（但し、管理者という立場であったこと、健康状態（心筋梗塞の危険因子が複数あったこと等）から、3割を過失相殺し、「使用者賠償責任」にて3,350万円を認定（過失相殺・他社労災法定外補償既払額・政府労災保険金を控除後）した。	3,350
建設業	使用者賠等	建設会社が元請会社の用水支線工事現場において配管埋設作業中、深さ2.5mの穴の周囲が崩れ、中にいて土砂で生き埋めとなった作業員3名のうち、三次下請会社の作業員が脳挫傷により死亡した。事故当時は作業を急ぐため土留めを行わず、また現場責任者も不在の状況であり、三次下請会社側の責任ありと判断した。 支払額3,500万円（法定外補償2,000万円、使用者賠償1,500万円）	3,500

（出典：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 労務リスクの事故事例(2016年10月)）

4. ご加入のメリット

- ① 労災上積み補償の保険料は、全額損金として処理できます。
- ② 保険料は団体制度として損害率による割引などの割引を適用しております。
保険期間中に制度全体での保険料に対する支払・未払保険金の割合により、次年度の割増・割引が増減することがあります。
- ③ 経営事項審査制度の加点項目の対象となります。

5. 保険料

添付の「全地連労災上積み補償制度見積依頼書兼加入申込票兼保険料の確定精算省略に関する同意書兼告知書」をご提出ください。

後日貴社向け保険料をご提示させていただきます。

なお業種コード別年間保険料の目安は下記のとおりです。

○ 保険料算出条件

- 保険料例 建設業以外 平均被用者数 1 名あたりの保険料
建設業 請負金額 元請工事 10,000 千円あたりの保険料

定額方式	業種コード	A型		B型		C型		D型	
		法定外補償	使用者賠償	法定外補償	使用者賠償	法定外補償	使用者賠償	法定外補償	使用者賠償
保険料	35	1,400円	790円	990円	990円	2,560円	720円	1,770円	940円
	37	5,450円	4,250円	4,100円	5,250円	10,160円	3,840円	7,450円	5,030円
	94	650円	880円	510円	910円	1,210円	770円	900円	1,040円

※上記保険料は、職業性疾病補償特約をオプション加入し、事業場数割引20%を適用しています。
また、使用者賠償責任条項の支払限度額は1名1000万円、1災害2000万として設定しています。

(オプション)	35	1,110円
休業補償	37	3,400円
	94	420円

※上の表はすべて「保険料の目安」です。必ずしも整数倍の保険料とはなりませんのでご注意ください。

<ISO/HACCP 等割引について>

次のいずれかに該当する場合は別途お申し出ください。20%割引が適用されます。

- (1) 契約締結日時点で、下記いずれかの認証を取得済の企業
 - ① ISO9000 シリーズ② ISO14000 シリーズ③ ISO22000 シリーズ④ HACCP⑤ エコアクション 2 1
 - ⑥ 環境プランナー報告書⑦ エコステージ（認証レベル 1～5 が対象。エコステージのチャレンジ宣言組織は対象外）
- (2) 契約締結日時点で、上記（1）の①～④の認証は取得前であるが、取得取組済の企業。
ただし、下記のマニュアル等が完備し、内部監査が終了済である場合に限りです。
 - ① ISO9000 シリーズ＝「品質マニュアル」② ISO14000 シリーズ＝「環境管理マニュアル」
 - ③ ISO22000 シリーズ＝「食品安全マニュアル」④ HACCP＝「導入プラン、導入スケジュール」
 ◆ 認証状または認証書のコピー（取得前の場合は、マニュアル等のコピー）をご提出いただきます。

6. 保険金をお支払する場合※P12, 13, 14 を合わせてご確認ください。

保険金のお支払いは、政府労災保険により給付が決定されたことが条件になります。

- ① 業務上および通勤途上（「業務上」および「通勤途上」については、政府労災保険の認定に従います。）において被保険者の被用者が身体の障害を被った場合に、前記の保険金をお支払いします。
- ② 労災事故により、死亡したり、後遺障害（1級～7級）が発生した場合に災害付帯費用として、その程度により、15～100万円を加入された会員会社（被保険者）にお支払いします。
※保険金は被用者またはその遺族の方に全額お支払いください。
- ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波により、被保険者の被用者が身体の障害を被った場合に、政府労災の認定に従い前記の保険金をお支払いします（1回の災害かつ保険期間中全加入者通算で5億円が限度）。

7. 海外特別加入者（海外危険補償特約）について（オプション）

海外出張者（注）は、本制度で自動的に対象となります。

政府労災保険第3種特別加入している海外派遣者はこの特約が必要ですので、別途お申し出ください。

（注）単に労働の提供の場が海外にあるにすぎず、国内の事業場に所属し、当該国内事業場の使用者の指導に従って勤務する者

8. 保険金をお支払できない主な場合 ※P12, 13 を合わせてご確認ください。

- ①被用者の故意、重大な過失、故意の犯罪行為、酒気帯び運転、無資格運転によって、その被用者本人が被った身体の障害
- ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動により被用者が被った身体の障害（これらの事由がなければ発生または拡大しなかった身体の障害を含みます。）
- ③労災保険等の給付決定がなされない身体の障害 など

II. 政府労災保険未加入の下請負人などに対する補償

制度2

＜業務中傷害補償（団体総合生活補償保険（MS&AD 型））＞

1. 加入資格

労災上積み補償に加入された会員企業のみ加入できます。この保険のみの単独加入は原則できません。

2. 被保険者（補償の対象となる方）

政府労災保険未加入の方を対象にします。

当連合会の各地区協会会員企業の事業主および政府労災保険に加入していない一人親方、下請の中小事業主などを対象とします。

3. ご加入タイプ（補償内容）

（保険期間 1 年）

加入タイプ		I 型	II 型	III 型
傷害死亡保険金額		1,000 万円	1,500 万円	2,000 万円
傷害後遺障害保険金額		40～1,000 万円	60～1,500 万円	80～2,000 万円
保険料	月払(月額)	650 円	980 円	1,310 円
	一時払	7,100 円	10,650 円	14,200 円

オプション				
傷害入院保険金	日額7,500円(支払対象期間1,095日、支払限度日数1,095日、免責期間0日)	保険料	月払(月額)	920 円
傷害手術保険金	入院中 : 傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外: 傷害入院保険金日額の5倍		一時払	10,000 円
傷害通院保険金	日額5,000円(支払対象期間1,095日、支払限度日数90日、免責期間0日)			

- ・ 就業中のみの傷害危険補償（事業主・役員・従業員）特約、天災危険補償特約、第三者の加害行為による保険金2倍支払特約、準記名式契約（全員付保）（職名等別保険金額）特約をセットしています。
- ・ 上記加入タイプ以外の補償金額、補償内容についてのご相談は取扱代理店までお問合わせください。
- ・ ご加入者と被保険者が異なる場合には被保険者の同意が必要になります。

4. ご注意

準記名方式により、下請負人の入替え等に適しています。ただし、被保険者名簿は常に備え付けいただき、人数が増加・減少した場合は、保険契約者（一般社団法人 全国地質調査業協会連合会）までご連絡ください。

備え付けの被保険者名簿に記載がない方については、保険金お支払いの対象外となります。また、追加保険料の払い込みがない場合、保険金を削減してお支払いする場合があります。

5. 保険金をお支払いする場合

「お支払いする保険金のご説明」のP. 14, 15, 16を合わせてご確認ください。

○ご加入企業のその本来の職務に従事している間（出勤および通勤の途中を含みます。）に、偶然な事故による傷害（ケガ）で死亡した場合または後遺障害が発生した場合、入院・手術・通院した場合（オプションをセットしたご契約のみ）に上記のご選択いただいた加入タイプのとおり保険金をお支払いします。

○第三者の故意による加害行為（警察署に届け出た場合に限りです。）またはひき逃げ（道路上での自動車・原動機付自転車との衝突・接触等による交通事故で、加害者が救護その他の必要な措置を行わず逃走し、事故の発生の日からその日を含めて60日を経過しても特定できないもの）によるケガの場合、傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金、傷害入院保険金・傷害手術保険金および傷害通院保険金の保険金額が2倍となります（第三者の加害行為による保険

金2倍支払特約)。

○傷害死亡保険金は事故の発生の日からその日を含めて180日以内にケガによって死亡したときに傷害死亡・後遺障害保険金の全額をお支払いします。

○傷害後遺障害保険金は事故の発生の日からその日を含めて180日以内にケガによる後遺障害が発生したとき、傷害死亡・後遺障害保険金に約款所定の割合を乗じた額をお支払いします。

※傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金は、保険期間を通じ、合算して傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。

○傷害入院保険金の支払対象期間および限度日数は事故の発生の日からその日を含めて1,095日以内とし、傷害通院保険金の支払対象期間は事故の発生日からその日を含めて1,095日以内、1事故につき90日の通院を限度としてお支払いします。(免責期間0日)

○地震もしくは噴火またはこれらによる津波により発生した事故によるケガについてもお支払いします(天災危険補償特約)。

○傷害手術保険金は、そのケガの治療のために所定の手術を受けたときに、入院中に受けた手術は傷害入院保険金日額の10倍、入院中以外の手術は傷害入院保険金日額の5倍を乗じた額をお支払いします。

○<ご加入いただく方へのお願い>

ご加入者と被保険者(補償の対象となる方)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いいたします。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

「お支払いする保険金のご説明」のP. 14, 15, 16を合わせてご確認ください。

次のいずれかによるケガについては保険金をお支払いできません。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失
- ② 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為
- ③ 被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故
 - ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間
 - イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- ④ 被保険者の脳疾患、病気または心神喪失
- ⑤ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
- ⑥ 保険金をお支払いすべきケガの治療以外の被保険者に対する外科的手術その他の医療処置
- ⑦ 被保険者に対する刑の執行
- ⑧ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※
- ⑨ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故
- ⑩ 上記⑨以外の放射線照射または放射能汚染

など

※テロ行為によって発生したケガに関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。

Ⅲ. ご加入手続き

1. 保険期間（ご契約期間）

2021年9月1日午後4時から2022年9月1日午後4時

*新規にご加入の会社は、2021年9月1日（午前0時）から2022年9月1日（午後4時）までです。

2. ご加入の方法

加入申込票に記名・押印（個人事業主の場合は署名）のうえ、下記「全地連」宛にご返送ください。
保険期間の途中でご加入される場合には、下記「3. 加入申込票の送付先」にご連絡ください。

3. 加入申込票の送付先

〒101-0047 東京都千代田区内神田1-5-13 内神田TKビル3F
一般社団法人全国地質調査業協会連合会
電話03-3518-8873

4. 加入申込票提出締切日

ご継続の場合・・・2021年 6月18日（金）まで
新規ご加入の場合・・・2021年 8月 3日（火）まで お願いします。

5. 保険料の払込方法

加入申込票に基づく保険料の請求書を送付いたします。
払い込みは原則として口座振替12回払としますが、ご要望により一時払もお取り扱いいたします。
一時払の場合、または分割払で新規のご加入の場合は、下記にお振込みください。

6. 保険料の振込先

2021年 8月6日（金）までに下記銀行口座までお振込みください。
銀行名 三菱UFJ銀行 本郷支店
口座番号 普通預金 319462
名義人 一般社団法人 全国地質調査業協会連合会

7. 分割払の場合

新規加入の3回目以降および継続加入企業からの分割保険料引き落としに関しては全地連とりそな決済サービス(株)との口座振替制度（自動引落し）を採用させていただきます。

8. 保険料分割払について

①分割の方法 毎月均等12回分割（ただし新規加入時のみ2か月分を払い込みいただきます。）

②引き落としの方法 ご指定の預金口座より毎月自動引き落としさせていただきます。

該当月	8月	9月	10月	11月	12~6月	7月	8月	9月
払込回目	第1回・第2回	第3回	第4回	第5回	第6回~第12回	次年度第1回	第2回	第3回

新規加入時2回分の振込
継続更新

③支払日 新規加入の場合は8月6日（金）までに2回分をお振込みください。
以降毎月22日（金融機関休業日の場合は翌営業日）の引き落としとなります。

(注1) 保険料が引き落とし不能となった場合は全地連指定口座にお振込みいただきます。

(注2) ご加入者から払いみいただいた保険料は保険契約者である「一般社団法人全国地質調査業協会連合会」が引受保険会社との間で保険契約を締結し払込む保険料に充当するものです。したがって保険契約者（全地連）へのお支払い手続きが遅れますと保険契約の効力が発生しない恐れがありますので所定の期日の厳守をお願いします。

IV. ご加入時にご注意いただきたいこと

1 保険料確定精算省略（保険料確定特約（直近労働保険年度末用））に関する事項

<労働災害総合保険>

- ・この特約をセットしたご契約の場合、ご加入時に把握可能な最近の労働保険年度等（1年間）の賃金もしくは人数（労働保険年度の平均被用者数（保険料算出の基礎値））に基づいて算出した保険料を払込みいただきます。
- ・保険期間中に確定精算方式への変更はできません。
- ・保険期間終了時に賃金等が減少・増加した場合でも、保険料の返還・請求はいたしません。
- ・別紙「告知書」にて告知された保険料算出の基礎数値に誤りがあった場合には、ご契約が解除されたり保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。
- ・保険期間中の保険料算出の基礎数値がご申告いただいた数値を著しく上回りまたは下回る見込がある場合（注）には、この特約はセットできません。（注）企業買収・部門売却等の予定がある場合（保険料算出の基礎数値が著しく変動することが明らかな場合）、季節的または一時的な営業時間を保険期間とするご契約には、この特約はセットできません。
- ・ご契約が保険期間中に解除または解約された場合には、確定精算は行わず普通保険約款・特約に定める方法にしたがい、保険料を返還・請求いたします。
- ・中途加入する際は保険期間終了時に確定精算が必要となりますのでご注意ください。

2 通知事項（ご契約後にご連絡いただく事項）

<労働災害総合保険>

(1) 保険契約者または被保険者（加入申込人）は、次に記載する通知事項が発生する場合、あらかじめ取扱代理店または引受保険会社までご連絡いただく義務（通知義務）があります。

- ①事業種類番号または事業種類名を変更する場合
- ②法定外補償規定を新設または変更する場合
- ③ご契約時にご提出いただいた付属書類等の記載内容に変更が生じる場合

あらかじめご連絡がない場合は、保険期間の中途であってもご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないこと（注）がありますのでご注意ください。

（注）ご連絡いただいた結果、追加保険料が発生し、かつ、通知事項と事故との間に因果関係がある場合に限ります。

(2) その他、次のような事項が発生した場合は、遅滞なくご連絡ください。

- ①事業を廃止または譲渡した場合
- ②保険契約者または被保険者（加入申込人）の住所または連絡先を変更した場合

(3) 前記（1）または（2）に該当しない場合でも、申込書記載事項に変更が発生した場合は、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。

<団体総合生活補償保険（MS&AD型）>

ご加入後、次のことが発生した場合は、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

- ・被保険者名簿に記載されている人数が増員または減員した場合 など

3 このパンフレットは「労働災害総合保険」、「団体総合生活補償保険（MS&AD型）」の概要を説明したものです。

「労働災害総合保険」「団体総合生活補償保険（MS&AD型）」のご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」等をご覧ください。また、詳しくは「労働災害総合保険」は「普通保険約款・特約集」、「団体総合生活補償保険（MS&AD型）」は「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」をP29以降に掲載しておりますのでご覧ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店もしくは引受保険会社までお問合わせください。

4 労働災害総合保険の「普通保険約款・特約集」、団体総合生活補償保険（MS&AD型）の「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」はP29以降掲載、保険証券は、保険契約者（一般社団法人 全国地質調査業協会連合会）に交付されます。

5 加入申込票の※印の項目については、ご加入時に事実を正確にお申し出いただく義務（告知義務）があります。故意や重大な過失により、お申し出いただかなかった場合や、お申し出いただいた事項が異なっている場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。ご加入に際しては、今一度告知内容をお確かめください。

- 6 他¹の保険契約等（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含めます）により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。
補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは支払われない場合があります。
補償内容の差異や保険金額（支払限度額）等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。※
※複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、その契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

V. 事故発生時の手続き

制度1 労働災害総合保険に関わる事故が起こった場合には、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。また、**制度2** 団体総合生活補償保険に関わる事故が起こった場合には、事故の発生日からその日を含めて30日以内に取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

《引受保険会社へのご連絡》

事故報告書（P56掲載）に次の事項をご記入いただき、あいおいニッセイ同和損害保険㈱にFAXにてご連絡ください。

- 企業名、ご担当者様の所属・役職・お名前・ご連絡先
- 事故の発生日
- 被災者名
- 被災状況（事故の原因・状況）

※**制度1** 労働災害総合保険に関わる事故の被災状況については、政府労災保険の申請に使用する「労働死傷病報告書」を添付いただくことで代替可能です。

（注意）労基署提出の書類は、労災総合保険の保険金請求時にも必要となります。一度提出してしまうと返却して貰えない恐れがありますので、必ず写しを保管しておいてください。

《事故の際の連絡（ご相談）先》

引受保険会社 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
東京企業損害サービス部 東京企業火災新種第二サービスセンター
TEL：03-5202-6528 FAX：03-5202-6534

取扱代理店 株式会社ジオ・ビジネスサービス
TEL：03-3518-4900 FAX：03-3518-4901

お支払いする保険金および費用保険金のご説明

労働災害総合保険

労働災害総合保険の労働災害総合保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます）、主な特約の補償内容（お支払いする保険金および費用保険金等）について、ご説明します。詳細につきましては、普通保険約款およびそれぞれの特約をご参照ください。

1. 商品のしくみ

労働災害総合保険は、（１）法定外補償条項と（２）使用者賠償責任条項の２種類の補償がセットされておりますが、いずれか一方を選択してご契約いただけます。また、（１）法定外補償条項では、死亡・後遺障害補償、休業補償を選択してご契約いただけます。

ご契約例	（１）法定外補償条項			+	（２）使用者賠償責任条項
	死亡に対する法定外補償	後遺障害に対する法定外補償	休業に対する法定外補償		
パターン 1	○	○	○		
パターン 2	○	○	—		

2. 労働災害総合保険普通保険約款の補償内容

労働災害総合保険は、政府が実施している労働者災害補償保険または船員保険（以下「政府労災保険等」といいます）の上乗せ保険です。保険金のお支払いは、政府労災保険等により給付が決定されたことが条件となりますのでご注意ください。

普通保険約款の補償内容は下表のとおりです。

※ 下表中の「被保険者」とは、補償の対象となる（保険金を受け取られる）方で、法定外補償条項においては事業主の方、使用者賠償責任条項においては事業主の方、役員の方をいい、「被用者」とは、被保険者である事業主の従業員（労働者）の方をいいます。

	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金の額								
(1) 法定外補償条項	<p>被保険者の被用者が業務上の事由により身体の障害を被った場合に、被保険者に下記の保険金をお支払いします。業務上・業務外の判定は政府労災保険等の認定に従います。</p> <p>当社がお支払いした保険金は、被用者またはその遺族の方（以下「被用者等」といいます。以下同様とします）に全額お支払いください。お支払いされなかった部分は、当社に返還していただくこととなりますので、ご注意ください。</p>	<p>【死亡に対する法定外補償保険金】 被用者1名につき、保険金額（支払限度額）をお支払いします。</p> <p>【後遺障害に対する法定外補償保険金】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">定額方式</td> <td>障害等級ごとに、被用者1名につき、保険金額（支払限度額）をお支払いします。</td> </tr> <tr> <td>定率方式</td> <td>障害等級ごとに、被用者1名につき、その被用者の平均賃金日額に契約日数を乗じた保険金をお支払いします。</td> </tr> </table> <p>【休業に対する法定外補償保険金】 政府労災保険等の認定日数分のうち、補償対象期間^(注)の最初から第4日目以降の休業日数（1,092日分を限度）を対象とします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">定額方式</td> <td>被用者1名につき、1日あたりの保険金額（支払限度額）に休業日数を乗じた保険金をお支払いします。</td> </tr> <tr> <td>定率方式</td> <td>被用者1名につき、1日あたり平均賃金のご契約割合に休業日数を乗じた保険金をお支払いします。</td> </tr> </table> <p><small>(注) 業務上の事由により身体の障害を被ったその被用者が療養のため労働できない期間をいいます。</small></p> <p>※ 法定外補償条項においては、事業主が法定外補償規定を定めている場合は、その法定外補償規定に基づき被用者等に支払われる補償金の額が限度となります。</p>	定額方式	障害等級ごとに、被用者1名につき、保険金額（支払限度額）をお支払いします。	定率方式	障害等級ごとに、被用者1名につき、その被用者の平均賃金日額に契約日数を乗じた保険金をお支払いします。	定額方式	被用者1名につき、1日あたりの保険金額（支払限度額）に休業日数を乗じた保険金をお支払いします。	定率方式	被用者1名につき、1日あたり平均賃金のご契約割合に休業日数を乗じた保険金をお支払いします。
	定額方式	障害等級ごとに、被用者1名につき、保険金額（支払限度額）をお支払いします。								
	定率方式	障害等級ごとに、被用者1名につき、その被用者の平均賃金日額に契約日数を乗じた保険金をお支払いします。								
	定額方式	被用者1名につき、1日あたりの保険金額（支払限度額）に休業日数を乗じた保険金をお支払いします。								
定率方式	被用者1名につき、1日あたり平均賃金のご契約割合に休業日数を乗じた保険金をお支払いします。									
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">死亡に対する法定外補償保険金</td> <td>被用者が業務上の事由により身体の障害を被った結果、死亡した場合にお支払いします。</td> </tr> <tr> <td>後遺障害に対する法定外補償保険金</td> <td>被用者が業務上の事由により身体の障害を被った結果、後遺障害が生じた場合に、政府労災保険等の認定基準（障害等級）に応じてお支払いします。</td> </tr> <tr> <td>休業に対する法定外補償保険金</td> <td>被用者が業務上の事由により身体の障害を被った結果、休業し、賃金が受けられなかった場合にお支払いします。</td> </tr> </table>	死亡に対する法定外補償保険金	被用者が業務上の事由により身体の障害を被った結果、死亡した場合にお支払いします。	後遺障害に対する法定外補償保険金	被用者が業務上の事由により身体の障害を被った結果、後遺障害が生じた場合に、政府労災保険等の認定基準（障害等級）に応じてお支払いします。	休業に対する法定外補償保険金	被用者が業務上の事由により身体の障害を被った結果、休業し、賃金が受けられなかった場合にお支払いします。			
死亡に対する法定外補償保険金	被用者が業務上の事由により身体の障害を被った結果、死亡した場合にお支払いします。									
後遺障害に対する法定外補償保険金	被用者が業務上の事由により身体の障害を被った結果、後遺障害が生じた場合に、政府労災保険等の認定基準（障害等級）に応じてお支払いします。									
休業に対する法定外補償保険金	被用者が業務上の事由により身体の障害を被った結果、休業し、賃金が受けられなかった場合にお支払いします。									
	<p>保険金をお支払いできない主な場合</p>									
	<ul style="list-style-type: none"> ● 次の事由により被用者が被った身体の障害については、保険金をお支払いできません。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険契約者もしくは被保険者またはこれらの事業場の責任者の故意 ・ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ・ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 ・ 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性 ● 次の身体の障害については、保険金をお支払いできません。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 被保険者の下請負人またはその被用者が被った身体の障害（別途下請負人補償特約をセットすることにより、お支払いします） ・ 風土病による身体の障害 ・ 職業性疾病による身体の障害 ・ 被用者の故意または被用者の重大な過失のみによって、その被用者本人が被った身体の障害 ・ 被用者が法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間にその被用者本人が被った身体の障害 ・ 被用者が道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間にその被用者本人が被った身体の障害 ・ 被用者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により、正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間にその被用者本人が被った身体の障害 ・ 被用者の故意の犯罪行為によってその被用者本人が被った身体の障害 ● 補償対象期間の最初の3日までの休業に対する法定外補償金に対しては、保険金をお支払いできません。 	など								

	保険金をお支払いする主な場合	支払う保険金の額					
(2) 使用者賠償責任条項	<p>【損害賠償保険金】 被用者が業務上の事由または通勤により被った身体の障害について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。</p> <p>【費用保険金】 被用者が業務上の事由または通勤により被った身体の障害について、被保険者が法律上の損害賠償責任の解決のために支出する費用をお支払いします。</p>	<p>【損害賠償保険金】 1回の災害につきお支払いする保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。 (ご契約の被用者1名および1災害の支払限度額が限度となります)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">損害賠償 保険金の額</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">=</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">法律上の 損害賠償責任 の額 <small>(注)</small></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">-</td> <td style="width: 39%; padding: 5px;"> <p>次の金額の合計額</p> <ul style="list-style-type: none"> ●政府労災保険等により給付されるべき金額(特別支給金を含みません) ●自動車損害賠償保障法に基づく責任保険等により支払われるべき金額 ●次のいずれかの金額 <ul style="list-style-type: none"> ・事業主が法定外補償規定を定めている場合は、その規定に基づき被用者等に支払われる金額 ・事業主が法定外補償規定を定めていない場合は、前記(1)法定外補償条項により当社がお支払いする金額 ●免責金額(自己負担額) (ご契約時に設定している場合) </td> </tr> </table> <p><small>(注) 法律上の損害賠償責任の額 被用者の治療費、入院費、慰謝料、逸失利益など なお、被災した従業員に過失がある場合は、過失相殺適用後の金額となります。また、第三者からの賠償金(自動車保険からの給付など)がある場合は、その金額を差し引いた額となります。</small></p> <p>【費用保険金】 上記損害賠償保険金の他に次の①～③の費用をお支払いします。</p> <p>① 訴訟費用・示談交渉費用<small>(注1)</small> 被保険者が当社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用または示談交渉に要した費用をお支払いします。</p> <p>② 示談協力費用<small>(注2)</small> 被保険者が当社の求めに応じ、当社に協力するために要した費用をお支払いします。</p> <p>③ 求償権保全費用<small>(注2)</small> 被保険者の他人に対する損害賠償請求権の保全または行使のために要した必要または有益な費用をお支払いします。</p> <p><small>(注1) 損害賠償保険金の額がご契約の支払限度額を超える場合は、支払限度額の損害賠償保険金の額に対する割合によって、お支払いします。 (注2) 支払限度額とは別に、実費をお支払いします。</small></p>	損害賠償 保険金の額	=	法律上の 損害賠償責任 の額 <small>(注)</small>	-	<p>次の金額の合計額</p> <ul style="list-style-type: none"> ●政府労災保険等により給付されるべき金額(特別支給金を含みません) ●自動車損害賠償保障法に基づく責任保険等により支払われるべき金額 ●次のいずれかの金額 <ul style="list-style-type: none"> ・事業主が法定外補償規定を定めている場合は、その規定に基づき被用者等に支払われる金額 ・事業主が法定外補償規定を定めていない場合は、前記(1)法定外補償条項により当社がお支払いする金額 ●免責金額(自己負担額) (ご契約時に設定している場合)
	損害賠償 保険金の額	=	法律上の 損害賠償責任 の額 <small>(注)</small>	-	<p>次の金額の合計額</p> <ul style="list-style-type: none"> ●政府労災保険等により給付されるべき金額(特別支給金を含みません) ●自動車損害賠償保障法に基づく責任保険等により支払われるべき金額 ●次のいずれかの金額 <ul style="list-style-type: none"> ・事業主が法定外補償規定を定めている場合は、その規定に基づき被用者等に支払われる金額 ・事業主が法定外補償規定を定めていない場合は、前記(1)法定外補償条項により当社がお支払いする金額 ●免責金額(自己負担額) (ご契約時に設定している場合) 		
<p style="text-align: center;">保険金をお支払いできない主な場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 次の事由によって被用者が被った身体の障害については、保険金(損害賠償保険金または費用保険金をいいます)をお支払いできません。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険契約者もしくは被保険者またはこれらの事業場の責任者の故意 ・ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ・ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 ・ 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性 ● 次の身体の障害については、保険金をお支払いできません。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 被保険者の下請負人またはその被用者が被った身体の障害(別途下請負人補償特約をセットすることにより、お支払いします) ・ 風土病による身体の障害 ・ 職業性疾病による身体の障害 ● 次の損害賠償金または費用に対しては、保険金をお支払いできません。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 被保険者と被用者またはその他の第三者との間に、損害賠償に関する契約がある場合または法定外補償規定がある場合、その契約または規定がなければ被保険者が負担しない損害賠償金または費用 ・ 被保険者が個人の場合には、その被保険者と住居および生計を共にする親族が被った身体の障害に対して負担する損害賠償金または費用 ● 補償対象期間の最初の3日までの休業に対する損害賠償金については、保険金をお支払いできません。 ● 労災保険法等によって給付を行った保険者が費用の徴収をすることにより、被保険者が負担する金額(政府労災保険等の制度に基づく追徴金等の額)については保険金をお支払いできません。 <p style="text-align: right;">など</p>							

3. セットされる主な特約と補償内容

別に定める保険料を払込みいただくことによりセットされる主な特約とその概要は下表のとおりです。

●特約のセットの可否およびお支払いする場合

(○: セット可能、×: セット不可)

特約	法定外補償条項	使用者賠償責任条項	保険金をお支払いする主な場合
通勤災害補償特約	○	○ (自動セット)	<p>【法定外補償条項】 通勤により被った身体の障害に対して保険金をお支払いします。</p> <p>【使用者賠償責任条項】 通勤により被った身体の障害について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。</p>
災害付帯費用拡大補償特約(3倍型)	○	×	前記2.に記載の普通保険約款の法定外補償の死亡に対する法定外補償保険金または後遺障害第1級～第7級までのいずれかに該当する後遺障害に対する法定外補償保険金をお支払いする場合に、見舞品代、交通費、花輪代、香典代として費用保険金をお支払いします。
下請負人補償特約	○	○	建設関係事業(事業種類番号31～38)および製造業(事業種類番号41～66)を対象とするご契約において、被保険者の下請負人およびその被用者を対象となる被用者に含め保険金をお支払いします。
特別加入者補償特約	○	×	中小事業主または一人親方等、政府労災保険に特別加入されている方を被用者に含め保険金をお支払いします。

特約	法定外補償 条項	使用者賠償 責任条項	保険金をお支払いする主な場合
天災危険補償特約 天災危険支払限度額に関する特約	○	×	地震もしくは噴火またはこれらによる津波により被った身体の障害に対して保険金をお支払いします。
職業性疾病補償特約	△	△	普通保険約款で免責となっている被用者への職業性疾病について補償します。
海外危険補償特約	△	△	日本国外の地域において行われる事業に派遣された被用者の身体の障害を政府労災保険で特別加入することを条件に補償します。

●特約をセットすることによりお支払いする保険金の額および保険金をお支払いできない主な場合

特約	お支払いする保険金の額		保険金をお支払いできない 主な場合	
通勤災害補償特約	前記2. に記載の普通保険約款とは別に定めた死亡、後遺障害または休業補償に対する法定外補償保険金の保険金額（支払限度額）		上記2. 記載の普通保険約款と同じです。	
災害付帯費用拡大補償特約 (3倍型)	身体の障害	定額方式の場合		定率方式の場合
	死亡	1被用者につき 120万円		1被用者につきその被用者の平均賃金の240日相当分。ただし、120万円を限度とします。
	後遺障害 第1級～第3級	1被用者につき 30万円		1被用者につきその被用者の平均賃金の60日相当分。ただし、30万円を限度とします。
	後遺障害 第4級～第7級	1被用者につき 15万円		1被用者につきその被用者の平均賃金の30日相当分。ただし、15万円を限度とします。
下請負人補償特約	前記2. に記載の普通保険約款と同額です。		石綿による損害は補償対象外です。 上記2. 記載の普通保険約款と同じです。	
特別加入者補償特約	前記2. に記載の普通保険約款と同額です。			
天災危険補償特約 天災危険支払限度額に関する特約	上記2. 記載の普通保険約款と同額です。 ただし、1回の災害かつ保険期間中全加入者通算で5億円を限度とします。			
職業性疾病補償特約	上記2. 記載の普通保険約款と同額です。			
海外危険補償特約	前記2. に記載の普通保険約款と同額です。			

お支払いする保険金および費用保険金のご説明【団体総合生活補償保険】＜傷害補償(MS&AD型)＞

団体総合生活補償保険の普通保険約款、主な特約の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。詳しくは、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご参照ください。

■被保険者の範囲

ケガに関する補償の被保険者は、保険証券記載の被保険者となります。

■傷害補償(MS&AD型)特約の補償内容

- 被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によって被った傷害（「ケガ」といいます）に対して保険金をお支払いします。
 ※ ケガには、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状を含みます。
 (注)「就業中のみの傷害危険補償(事業主・役員・従業員)特約」がセットされた場合、職業または職務従事中（通勤途上を含みます）に被ったケガに限り、保険金をお支払いします。
- 傷害補償(MS&AD型)特約の補償内容は次のとおりです。
 (注)既に存在していた身体の障害または病気の影響などによりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。
 (注)「保険金をお支払いする場合」において、治療とは医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
 (注)「保険金をお支払いできない主な場合」において、「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
傷害死亡 保険金	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	傷害死亡・後遺障害保険金額の全額 ※ 保険期間中に、既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合、傷害死亡・後遺障害保険金額からその額を差し引いてお支払いします。	(1) 次のいずれかによるケガについては、保険金をお支払いできません。 ① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ② 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③ 被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間 イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間 ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間 ④ 被保険者の脳疾患、病気または心神喪失 ⑤ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
傷害 後遺障害 保険金	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合 ※ 事故の発生の日からその日を含めて180日を超えて治療中である場合は、181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定します。	傷害死亡・後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払割合(4%～100%) ※ 保険期間を通じ、合算して傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
傷害入院保険金	<p>事故によるケガの治療のため、入院し、その入院が傷害入院保険金の免責期間※を超えて継続した場合</p> <p>※ 事故の発生の日からその日を含めて保険証券記載の免責期間が満了するまでの期間をいいます。</p>	<p>$\text{傷害入院保険金日額} \times \text{入院日数}$</p> <p>※ 傷害入院保険金の免責期間が満了した日の翌日からその日を含めて傷害入院保険金の支払対象期間内の入院を対象とし、1事故につき、保険証券記載の傷害入院保険金の支払限度日数が限度となります。</p>	<p>⑥ 保険金をお支払いすべきケガの治療以外の被保険者に対する外科的手術その他の医療処置</p> <p>⑦ 被保険者に対する刑の執行</p> <p>⑧ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1</p> <p>⑨ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波※2</p> <p>⑩ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故</p> <p>⑪ 上記⑩以外の放射線照射または放射能汚染 など</p>
傷害手術保険金	<p>事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて傷害手術保険金支払対象期間内に手術を受けた場合</p> <p>※ 手術とは、次の診療行為をいいます。</p> <p>① 公的医療保険制度において手術料の対象となる診療行為。ただし、次の診療行為は保険金お支払いの対象になりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 創傷処理 ・ 皮膚切開術 ・ デブリードマン ・ 骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 ・ 抜歯手術 ・ 歯科診療固有の診療行為 <p>② 先進医療（*1）に該当する診療行為（*2）</p> <p>（*1）手術を受けた時点において、厚生労働大臣が定める先進的な医療技術をいいます。また、先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院等において行われるものに限り、対象となる手術、医療機関および適応症は限定されます。</p> <p>（*2）治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限り、（診断、検査等を直接の目的とした診療行為および注射、点滴、薬剤投与（全身・局所）、放射線照射、温熱療法による診療行為を除きます）。</p>	<p>1回の手術について次の額をお支払いします。</p> <p>① 入院中に受けた手術</p> <p>$\text{傷害入院保険金日額} \times 10$</p> <p>② 上記①以外の手術</p> <p>$\text{傷害入院保険金日額} \times 5$</p> <p>※ 入院中とは、手術を受けたケガの治療のために入院している間をいいます。</p> <p>※ 手術を複数回受けた場合のお支払いの限度は以下のとおりとなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険金お支払いの対象となる手術を同一の日に複数回受けた場合は、1回の手術に対してのみ保険金をお支払いします。なお、同一の日に上記①と②の両方に該当する手術を受けた場合は、上記①の手術を1回受けたものとし、 ・ 1回の手術を2日以上にわたって受けた場合または手術料が1日につき算定される手術を複数回受けた場合は、その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとし、 ・ 一連の治療過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定される区分番号の手術について、その区分番号の手術を複数回受けた場合は、2回目以降の手術が保険金をお支払いする同じ区分番号の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けたものであるときは、保険金をお支払いしません（欄外のお支払例をご参照ください）。 	<p>(2) 次のいずれかの場合についても保険金をお支払いできません。</p> <p>① むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※3</p> <p>② 細菌性食中毒・ウイルス性食中毒</p> <p>※1 テロ行為によって発生したケガに関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。</p> <p>※2 「天災危険補償特約」がセットされた場合、保険金お支払いの対象となります。</p> <p>※3 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。</p> <p>(3) 次のいずれかによって発生したケガについては、保険金をお支払いできません。</p> <p>① 被保険者がテストライダー、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、プロボクサー、プロレスラー等やその他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業に従事している間の事故</p> <p>② 被保険者が次のいずれかに該当する間の事故</p> <p>ア. 乗用具（*1）を用いて競技等（*2）をしている間（ウ. に該当しない「自動車等を用いて道路上で競技等（*2）をしている間」を除きます）</p> <p>イ. 乗用具（*1）を用いて競技等（*2）を行うことを目的とする場所において、競技等（*2）に準ずる方法・態様により、乗用具（*1）を使用している間（ウ. に該当しない「道路上で競技等（*2）に準ずる方法・態様により、自動車等を使用している間」を除きます）</p> <p>ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等（*2）をしている間または競技等（*2）に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間</p> <p>③ 被保険者が山岳登山（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます）をいい、登る壁の高さが5m以下のボルダリングは含みません）、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故</p>
傷害通院保険金	<p>事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて保険証券記載の傷害通院保険金の免責期間が満了した日の翌日以降に、通院した場合</p> <p>※ 通院とは、病院・診療所に通い、または往診・訪問診療により、治療を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初</p>	<p>$\text{傷害通院保険金日額} \times \text{通院日数}$</p> <p>※ 傷害通院保険金の免責期間の満了日の翌日からその日を含めて傷害通院保険金の支払対象期間内の通院を対象とし、1事故につき、保険証券記載の傷害通院保険金の支払限度日数が限度となります。</p> <p>※ 通院しない場合においても約款所定の部位のケガによりその部位を固定するために、医師の指示によりギブス等を常時装着した期間は、通院日数に含めてお支払いします。</p>	<p>など</p> <p>（*1）乗用具とは、自動車等またはモーターボート等をいいます。</p> <p>（*2）競技等とは、競技、競争、興行（これらのための練習を含みます）または試運転（性能試験を目的とする運転または操縦）をいいます。</p>

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
	の1回のみ通院したものとみなします。 ※ 治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは、通院に含まれません。		

支払対象期間：傷害入院保険金、傷害通院保険金をお支払いする対象の期間として保険証券記載の期間をいい、この期間内の入院、通院についてのみ保険金をお支払いします。

手術保険金支払対象期間：事故の発生日からその日を含めて「傷害入院保険金の免責期間と支払対象期間の合計日数」に達するまでの期間をいいます。

〔手術保険金お支払例〕

超音波骨折治療法を3回受けた場合

○手術	×手術	○手術
▼	▼	▼
10月1日	10月10日	10月25日

- ・ 10月10日の手術は、10月1日の手術から14日以内のため、保険金をお支払いしません。
- ・ 10月25日の手術は、10月1日の手術から14日経過後のため、保険金をお支払いします。

■傷害補償 (MS&AD型) 特約の補償条件に関する主な特約

傷害補償 (MS&AD型) 特約の補償条件を拡大または制限する特約のうち主なものは下記のとおりです。

特約名	概要
第三者の加害行為による保険金2倍支払特約	「第三者の故意による加害行為（警察への届出が必要です）」または「ひき逃げ（加害者が事故の発生日からその日を含めて60日を経過してもなお特定できないものをいいます）」によって被保険者がケガを被った場合、傷害補償 (MS&AD型) 特約の保険金を2倍にしてお支払いする特約です。

重要事項のご説明

契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明(労働災害総合保険)

2019年10月

■この書面は、労働災害総合保険に関する重要な事項を説明しています。ご契約前に必ずお読みになり、保険申込書の質問事項にご回答のうえ、記載内容に誤りがないことを確認し、お申込みくださいますようお願いいたします。

■お申込みいただく際には、保険申込書等に記載の内容がお客さまのご意向に沿っていることをご確認ください。

■この書面は、契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、普通保険約款・特約に記載していますのでご確認ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

■保険契約者と被保険者が異なる場合（被保険者が複数にわたる団体契約を含みます）は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いいたします。

契約概要

…保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

…ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項

この書面における主な用語について説明します。

被保険者	補償の対象となる方をいいます。
保険期間	保険のご契約期間をいいます。
支払限度額	引受保険会社がお支払いする保険金の上限額をいい、保険証券に記載された金額をいいます。
免責金額	保険金としてお支払いする1回の災害ごとの損害の額から差し引く額で、お客さまの自己負担となる金額をいいます。

I 契約締結前におけるご確認事項

1 商品の仕組み

(1) 商品の仕組み

労働災害総合保険普通約款 + 自動セット特約(注1) + 各種特約(注2)

使用者賠償責任条項

法定外補償条項

政府労災保険

労働災害総合保険の範囲

(注1) 次の特約となります。

- ・労働災害総合保険特約
- ・条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約
- ・通勤災害補償特約（使用者賠償用）（注3）

(注2) 契約内容に応じて各種特約がセットされます。

(注3) 使用者賠償責任条項契約時のみセットされます。

(2) 補償内容

契約概要

注意喚起情報

①被保険者

保険申込書の「被保険者」欄に記載された方が被保険者となります。ただし、特約によりその他の被保険者が設定される場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

②保険金をお支払いする主な場合

●法定外補償条項

・被保険者の被用者（被保険者の従業員等をいいます）が業務上の災害によって身体に障害（後遺障害、死亡を含みます）を被ったことにより政府労災保険等の保険給付がなされた場合、その給付金の上乘せとして被保険者が補償金を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

・労働災害には「業務災害」と「通勤災害」があり、政府労災保険ではともに保険給付の対象となっています。法定外補償条項の基本契約では、このうち「業務災害」のみを対象としておりますが、特約をセットいただくことにより「通勤災害」も対象とすることができます。なお、法定外補償条項の「業務災害」「通勤災害」の認定、および後遺障害等級、休業日数の認定については政府労災保険等の決定に従います（所轄の労働基準監督署長の認定によります）。

・保険金は、生命保険や傷害保険からの給付には関係なくご契約金額に従ってお支払いします。

・政府労災保険等とは異なり、保険金は被保険者にお支払いします。ただし、最終的には被保険者から補償金として全額被災した被用者にお渡しいたします。被災した被用者からは受領証の取付けが必要となり、被保険者が保険金の全部または一部を被災した被用者の方に対して支払わなかった場合には、その部分については当社にご返還いただくこととなります。

●使用者賠償責任条項

被用者が業務上の災害によって身体に障害（後遺障害、死亡を含みます）を被ったことにより、被災した被用者もしくは遺族から損害賠償請求を受け、被保険者が法律上の賠償責任を負った場合に負担する損害賠償金および賠償問題解決のために要した費用に対して、保険金をお支払いします。ただし、損害賠償金は次に掲げる金額の合算額を超える場合に限り、その超過額のみを賠償保険金としてお支払いします。

・政府労災保険等により給付されるべき金額（特別支給金を含みません）

・自賠償保険、自賠償共済または自動車損害賠償保障事業により支払われるべき金額

・法定外補償規定や他の保険契約等により被保険者から被災した被用者またはその遺族に支払われるべき金額

・保険証券記載の免責金額

被保険者が被災した被用者またはその遺族に対して支払わなければならない賠償金の額は、適用される法律の規定、被災した被用者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。保険金をお支払いできる条件は適用される普通保険約款・特約によって異なりますので、詳細は普通保険約款・特約をご覧ください。

③保険金をお支払いできない主な場合

次のいずれかに該当する事由によって生じた身体の障害等については、保険金をお支払いできません。なお、主なものを記載しておりますので、詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

- ・保険契約者・被保険者等の故意
 - ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動等
 - ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波 など
- ※上記以外にもお支払いできない場合があります。保険金をお支払いできない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されておりますので、必ずご確認ください。

④お支払いする保険

お支払いする保険金として普通保険約款に定めているものは次のとおりです。ただし、適用される特約によりその他の保険金が支払われる場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

●法定外補償条項

- ア. 死亡に対する法定外補償保険金
- イ. 後遺障害に対する法定外補償保険金
- ウ. 休業に対する法定外補償保険金

●使用者賠償責任条項

- ア. 賠償保険金
- イ. 費用保険金

(3) セットできる主な特約

セットできる主な特約とその概要を記載しています。詳細および記載のない特約については代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

契約概要

特約の名称	特約の概要
通勤災害補償特約	法定外補償条項について、通勤途上の災害まで補償します。出勤途上の通勤災害のみ補償する場合には、「通勤災害補償対象外特約」もセットします。
災害付帯費用補償特約	法定外補償条項を補償する場合において、事業主が負担する香典、葬儀費用等の災害付帯費用(被用者が死亡または後遺障害1～7級の身体障害を被った場合に限り)を拡張して補償します。

注意喚起情報

(4) 複数のご契約があるお客さまへ(補償が重複する可能性のある特約のご注意)

他の保険契約等(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます)により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。

補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。

補償内容の差異や保険金額(支払限度額)等を確認し、特約の可否を判断のうえ、ご契約ください。

※複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

契約概要

(5) 引受条件(支払限度額等)

ご契約いただく支払限度額の設定につきましては、次の点にご確認ください。詳細は取扱代理店又は引受保険会社までお問い合わせください。また、お客様が実際にご契約いただいた支払限度額につきましては、保険申込書の「支払限度額」欄にてご確認ください。

●法定外補償条項

法定外補償規定等に基づき、その補償金額の全部または一部をカバーするよう支払限度額を設定します。

ア. 定額方式：法定外補償金額が「被用者1名につき〇〇円」と金額で定められている場合

1被用者につき、支払限度額を設定します。

イ. 定率方式：法定外補償金額が「被用者1名につき1日あたり平均賃金の〇〇日分」と日数で定められている場合

1被用者につき、1日あたりの平均賃金(注)の倍数で設定します。休業補償については1日あたりの平均賃金に対する割合(〇〇%)で設定します。

(注)平均賃金とは、政府労災保険等の給付基礎日額をいい、保険金支払いの対象となる負傷や疾病の原因となった労働災害の発生日の直前3か月間にその被用者に支払われた賃金総額(3か月を超える期間ごとに支払われる賞与等を除きます。)の平均日額をいいます。

ウ. 上記ア、イの組み合わせにより設定する方法

●使用者賠償責任条項

基準となる支払限度額は次のとおりとなり、この金額以上1万円単位で設定します。また、被用者1名についての支払限度額の上限を3億円、1労働災害についての支払限度額の上限を10億円とさせていただきます。

ア. 被用者1名につき：500万円

イ. 1労働災害につき：1,000万円

免責金額を設定する場合は、損害の額から保険証券記載の免責金額を差し引いた額をお支払いします。ただし、保険証券記載の支払限度額を限度とします。

(6) 保険期間、補償の開始・終了時期

①保険期間

保険期間(保険責任の始まる日から終了する日までの期間をいいます)は1年間です。また、1年を超える長期契約や1年未満の短期契約も条件により可能です。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。お客様が実際にご契約いただく保険期間につきましては、保険申込書の「保険期間」欄にてご確認ください。

②補償の開始時期

始期日の午後4時(保険申込書またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻)に開始します。

③補償の終了時期

満期日の午後4時に終了します。

2 保険料の決定の仕組みと払込方法等

契約概要

(1) 保険料決定の仕組み

保険料(注)は、支払限度額、事業の種類、保険料算出の基礎数値等によって決定されます。また、継続契約においては、所定の割増引適用前の保険料が30万円以上の場合、過去の保険金のお支払実績等に基づく割増引が適用されます。

詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。お客さまが実際にご契約いただく保険料につきましては、保険申込書の「保険料」欄にてご確認ください。

(注) 保険契約者が保険契約に基づいて引受保険会社に払い込むべき金銭をいいます。

契約概要

注意喚起情報

(2) 保険料の払込方法

- ① ご契約時の保険料は、次のとおりキャッシュレスで払い込むことができます。ただし、ご契約内容によっては、選択できる払込方法に制限があります。また、取扱代理店によっても取扱いができない場合があります。その場合、ご契約と同時に現金で払い込んでいただきます(注1)。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください(注2)。

(○：選択できます ×：選択できません)

主な払込方法	分割払		一時払
	一般分割払(注3)	大口分割払(注4)	
口座振替	○	○	○
クレジットカード払(売上票方式)	○(注6)	○(注6)	○
払込票払(注5)	×	×	○

(注1) ご契約と同時に現金で払い込んでいただく場合には、引受保険会社所定の保険料領収証を発行することとしていますので、お確かめください。

(注2) お勤め先や所定の集団と引受保険会社との間で集金事務の委託契約を交わしている場合は、集団扱での払込方法をご選択いただけます。

また、団体契約の場合は、保険料の全額を一括して払い込む方法と所定の分割回数で払い込む方法をご選択いただけます。

(注3) 保険料割増が適用されます。

(注4) 一時払保険料が20万円以上の場合に選択できます。口座振替ができるのは12回払のみとなります。

(注5) 保険料の額によっては利用できない場合があります。

(注6) 初回保険料のみ選択できます。

- ② ご契約と同時に現金で払い込んでいただく場合、始期日以降であっても、取扱代理店または引受保険会社が保険料を領収する前に発生した事故による損害については、保険金をお支払いできません。

注意喚起情報

(3) 保険料の払込猶予期間等の取扱い

キャッシュレスで払い込む場合、保険料は払込期日までに払い込んでいただきます。払込期日までに払込みがない場合は、払込期日の翌月末日(注)までに保険料を払い込んでください。払込期日の翌月末日までに保険料の払込みがない場合、保険金をお支払いできません。また、ご契約を解除する場合があります。

(注) 口座振替のご契約については、保険契約者に故意および重大な過失がなかった場合は、払込期日の翌々月末日まで払込みを猶予します。

初回保険料の払込前に事故が発生した場合、原則として、保険金のお支払いには初回保険料の払込みが必要となります。引受保険会社にて初回保険料の払込みを確認後、保険金をお支払いします。

3 満期返れい金・契約者配当金

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

II 契約締結時におけるご注意事項

注意喚起情報

1 告知義務(ご契約時にお申し出いただく事項)

- (1) 保険契約者または被保険者になる方には、保険申込書(注)の記載事項について、ご契約時に事実を正確にお申し出いただく義務(告知義務)があります。

(注) ご契約時に引受保険会社にご提出していただく書類で、ご契約に必要な内容を記載した付属書類を含みます。

- (2) ご記入いただいた保険申込書の記載事項のうち、次に記載する危険に関する重要な事項について、保険契約者または被保険者の故意や重大な過失により、お申し出いただかなかった場合や、お申し出いただいた事項が事実と異なっている場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります(②のみに該当した場合は、保険金のお支払いへの影響はありませんが、ご契約が解除されることがあります)。ご契約に際して、今一度お確かめください。

●危険に関する重要な事項

- ① 保険申込書の※印がついている項目(下記②を除く)に記載された内容
② このご契約と補償が重複する他の保険契約または共済契約の有無

2 クーリングオフ(ご契約の申込みの撤回等について)

注意喚起情報

この保険は、ご契約申込みの撤回または解除（クーリングオフ）はできません。ご契約内容をお確かめのうえ、お申し込みください。

Ⅲ 契約締結後におけるご注意事項

1 通知義務（ご契約後にご連絡いただく事項）

注意喚起情報

- (1) 保険契約者または被保険者は、次に記載する通知事項が発生する場合、あらかじめ（通知事項の発生が保険契約者または被保険者の責任によらない場合は遅滞なく）取扱代理店または引受保険会社まで連絡する義務（通知義務）があります。ご連絡がない場合は、保険期間の途中であってもご契約を解除することや保険金をお支払いできないこと（注）がありますので、ご注意ください。

（注）ご連絡いただいた結果、追加保険料が発生し、かつ、通知事項と事故との間に因果関係がある場合に限りです。

通知事項

- ① 保険申込書の※印がついている項目に記載された内容に変更が生じる場合
- ② 法定外補償規定を新設または変更する場合
- ③ 上記のほか、特約において取扱代理店または引受保険会社に通知すべき旨定められている事実が発生する場合

- (2) その他、次のような事項が発生した場合は、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。

- ① 事業を廃止または譲渡した場合
- ② 保険契約者の住所または連絡先を変更した場合
- ③ 上記のほか、特約の追加・削除等、契約条件を変更する場合

2 解約と解約返れい金

契約概要

注意喚起情報

ご契約を解約する場合には、取扱代理店または引受保険会社までお申し出ください。解約の条件によっては、引受保険会社の定める規定により保険料を返還、または未払込保険料等をご請求することがあります（「初回保険料口座振替特約」とあわせて「保険料一般分割払特約」または「保険料大口分割払特約」をセットした契約については、原則として追加保険料が発生します）。また、ご契約を解約する場合、払い込んでいただいた保険料が保険証券記載の最低保険料未満のときは、その差額を請求することがあります。なお、返還される保険料があっても多くの場合は、払い込んでいただいた保険料の合計額より少ない金額になりますので、ご契約は継続することをご検討ください。詳細は、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

3 無効、失効、取消について

注意喚起情報

下記の事由に該当した場合について、既に払い込んだ保険料の取扱いは以下のとおりです。

- ① 保険契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約を締結した場合は、この保険契約は無効となります。既に払い込んだ保険料は返還できません。
- ② この保険契約が失効した場合、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を返還します。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。
- ③ 保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって契約を締結した場合は、この保険契約は取消しとなることがあります。既に払い込んだ保険料は返還できません。

4 保険証券の確認・保管

ご契約いただいた後にお届けする保険証券は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。また、ご契約手続から1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、引受保険会社までお問合わせください。ご契約後に引受保険会社から確認の連絡をすることがあります。

5 調査について

保険契約に関して、必要な調査をさせていただくことがあります。この調査を正当な理由なく拒んだ場合は、ご契約を解除することがあります。

その他、留意していただきたいこと

1 取扱代理店の権限

注意喚起情報

契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

2 共同保険

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、引受保険会社は分担割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。引受幹事保険会社は他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。

注意喚起情報

3 保険会社破綻時等の取扱い

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しています。この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます）またはマンション管理組合（以下、「個人等」といいます）である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金、解約返戻金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。また、保険契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

注意喚起情報

4 個人情報の取扱い

個人情報の利用目的について

この保険契約に関する個人情報は、当社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、当社およびMS&AD インシュアランスグループのそれぞれの会社（海外にあるものを含む）が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

①当社およびグループ会社の商品・サービス等の例	損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス
②提携先等の商品・サービスのご案内の例	自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含む）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。

●契約等の情報交換について

当社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

●再保険について

当社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等（海外にあるものを含む）に提供することがあります。

詳しくは 当社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、グループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、当社ホームページ(<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>)をご覧ください。

5 重大事由による解除

下記のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約および特約を解除することがあります。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできません（下記②の場合で被保険者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められない場合および損害賠償金に対する保険金を除きます）。

- ①保険契約者または被保険者が、保険金を支払わせることを目的として損害または費用を発生させた場合
- ②保険契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ③被保険者が保険金の請求について詐欺を行った場合 など

6 継続契約について

- (1) 保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払またはその請求があった場合には、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- (2) 引受保険会社が、普通保険約款、特約、保険料率等を改定した場合、改定日以降を始期日とする継続契約には、その始期日における普通保険約款、特約、保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、またはご契約を継続できないことがあります。あらかじめご了承ください。

7 万一、事故が発生した場合のご注意

(1) 事故の発生

- ① 事故が発生した場合には、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がないと、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- ② このご契約と補償が重複する他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申し出ください。
- ③ この保険には、被保険者に代わって事故の相手（被害者）と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。賠償事故に関わ

る被害者との示談交渉・弁護士への法律相談・損害賠償請求権の委任等は、必ず事前に引受保険会社とご相談のうえ、おすすめください。あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで、損害賠償責任の全部または一部を承認した場合には、損害賠償責任がないと認められる額を保険金から差し引いてお支払いする場合があります。

(2) 他の保険契約等がある場合の保険金のお支払い

このご契約と補償が重複する他の保険契約等がある場合、発生した損害に対して既に支払われた保険金の有無によって、引受保険会社がお支払いする保険金の額が異なります。詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

(3) 保険金の支払請求時に必要となる書類等

被保険者には、下表のうち引受保険会社が求める書類をご提出していただく必要があります。なお、必要に応じて下表以外の書類のご提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

(1) 当社所定の保険金請求書（個人情報の取扱いに関する同意を含みます）	
(2) 当社所定の損害（事故）状況報告書	
事故日時、発生場所、事故状況、事故原因等を申告される書類をいいます。また、損害(事故)状況を確認するためにこの報告書のほか(4)①、③または(5)①、③に掲げる書類もご提出いただく場合があります。	
(3) 保険金請求権をもつことの確認資料	
書類の例	・委任状 ・印鑑証明書、資格証明書 ・商業登記簿謄本 ・法人登記簿謄本 ・戸籍謄本 など
(4) 損害に関する保険金の支払いをご請求いただく場合に必要となる書類	
①損害の発生を証明する書類	
書類の例	・公的機関が発行する証明書(罹災証明書、事故証明書)またはこれに代わる書類 ・被用者であることを証明する書類(賃金台帳、労働者名簿の写し) ・事故原因・発生場所・被害状況の見解書、写真 など
②損害の額を証明する書類	
書類の例	・労災保険等の給付請求書(写) ・労災保険等の支給決定通知書(写) ・死亡診断書、死体検案書 ・後遺障害の程度を証明する医師の診断書 ・平均賃金計画書、補償金受領書 ・法定外補償規定、法定外補償金受領書 ・休業証明書(賃金不払を証明するもの) ・支出した費用の額を示す書類(領収書、請求書) など
③その他の書類	
書類の例	・調査同意書(当社が事故または被害の調査を行うために必要な同意書) など
(5) 損害賠償責任に関する保険金の支払いをご請求いただく場合に必要となる書類	
①損害賠償事故の発生を証明する書類	
書類の例	・公的機関が発行する証明書(罹災証明書、事故証明書)またはこれに代わる書類 ・事故原因・発生場所・被害状況の見解書、写真 など
②損害賠償の額を証明する書類	
書類の例	・示談書またはこれに代わる書類 ・損害賠償内容申告書 ・レントゲンなどの検査資料 ・死亡診断書、死体検案書 ・葬儀費用明細、領収書 ・交通費・諸費用の明細書 ・その他の支出した費用の額を示す書類 ・休業損害確認資料(休業損害証明書、源泉徴収票、所得証明書、決算報告書、確定申告書) ・受領している年金額を示す資料 ・政府労災からの支給額を示す資料 など
③その他の書類	
書類の例	・運転資格を証明する書類(免許証など) ・権利移転書 ・先取特権に関わる書類(被害者への賠償金のお支払いを証明する書類、被害者承諾を証明する書類) ・調査同意書(当社が事故または被害の調査を行うために必要な同意書) など

(4) 保険金のお支払時期

引受保険会社はお客さまより保険金請求書類をご提出していただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要となる項目の確認を終えて、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査が必要な場合には、引受保険会社は普通保険約款・特約に定める期日までに保険金をお支払いします。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

(5) 保険金請求権の時効

保険金の請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。保険金の請求権が発生する時期等、詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

(6) 先取特権

損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権（他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利）を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

8 保険料確定特約の内容および注意事項について

労働災害総合保険は、保険料を年間の見込みの平均被用者数・賃金総額または賃金総額を把握するための請負金額（総額）（以下「保険料算出の基礎数値」といいます）をもとに算出した暫定保険料によりご契約いただき、保険期間終了時に確定保険料との差額を精算（確定精算）いただく契約方式（以下「確定精算方式」といいます）と、ご契約時に把握可能な最近の会計年度等の保険料算出の基礎数値をもとに算出した保険料によりご契約いただき確定精算を省略する契約方式があります。

確定精算を省略する方式を選択（「保険料確定特約」をセット）された方は、次をご確認いただき、保険申込書の「申込人（保険契約者）」欄に押印をいただきますようお願いいたします。

※確定精算を省略する契約方式をお取扱いできないご契約もあります。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

(1) 保険料算出の基礎について

① 保険申込書の「保険料算出の基礎欄」には、ご契約時に把握可能な最近の会計年度等の保険料算出の基礎数値をご申告（記入）ください。

※ご申告いただいた数値を立証できる書類をご提出いただく場合があります。

② 保険の対象となる事業種類が複数となる場合にはそれぞれの数値をご申告いただき、「保険料算出の基礎欄」には合計の数値をご申告（記入）ください。

(2) 確定精算を省略する方式（保険料確定特約）に関する注意事項について

① 保険期間中に確定精算方式への変更はできません。

② 保険期間終了時に保険料算出の基礎数値が減少・増加した場合でも、保険料の返還・請求はいたしません。

③ お申込み時にご申告いただいた保険申込書記載の保険料算出の基礎数値は、現時点で把握可能な最近の会計年度等の数値に相違ないかご確認ください。数値に誤りがあった場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

④ 保険期間中の保険料算出の基礎数値が、ご申告いただいた数値を著しく上回りまたは下回る見込みがある場合（注）には、この特約はセットできません。

（注）企業買収・部門売却等の予定がある場合（保険料算出の基礎数値が著しく変動することが明らかな場合）、季節的または一時的な営業期間を保険期間とするご契約には、この特約はセットできません。

⑤ ご契約が保険期間中に失効・解除・解約された場合（中途更改を含みます）には、確定精算を行わず、普通保険約款・特約に定める方法に従い保険料を返還・請求いたします。

詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

9 最低保険料について（確定精算方式の場合）

前記8 保険料確定特約の内容および注意事項について で確定精算方式を選択いただいた場合で、保険期間終了時に算出された確定保険料（年額）が保険証券記載の最低保険料未満のときは、暫定保険料と最低保険料との差額を精算いただきます（別に約定した場合を除きます）。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。

10 集団扱のご契約について

団体扱・集団扱特約をセットしてご契約いただけるのは、保険契約者および被保険者が次の表に該当する契約に限ります。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

保険契約者	(1) 団体の所属員（次のいずれかの方） ① 団体に勤務する方（役員・従業員等） ② 団体を構成する個人・法人 ③ 上記②に勤務する方（役員・従業員等） ④ 上記②を構成する個人・法人 ⑤ 上記④に勤務する方（役員・従業員等） (2) 集団自身
被保険者	保険契約者本人（補償内容により、保険契約者以外の方も被保険者となることがあります）

なお、保険期間の途中で前記の条件を満たさなくなった場合は、「残りの保険料を一括して払い込んでいただくこと」や「ご契約を解約して新たなご契約をしていただくこと」がありますので、あらかじめご了承ください。

お問合わせ窓口

■ご加入に際して保険商品の内容をご理解いただくための事項をこの「契約概要のご説明」に記載しています。ご加入前に必ずお読みになり、お申込みくださいますようお願いいたします。

■この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細はパンフレット、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）または保険証券（注）などをご確認ください。また、ご不明な点につきましては、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

（注）ご契約のしおり（普通保険約款・特約）、保険証券は保険契約者に交付されます。

■申込人と被保険者が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いいたします。

1 商品の仕組み

(1) 商品の仕組み

団体総合生活補償保険は、次のとおり構成されています。詳細はパンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

基本となる補償	基本となる特約	補償の概要
ケガの補償	傷害補償(MS&AD型)特約	被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によってケガを被った場合に保険金をお支払いします。

(2) 被保険者の範囲

被保険者はご本人となります。詳細はパンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

2 基本となる補償等

(1) 保険金をお支払いする場合

「保険金をお支払いする場合」についての詳細はパンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

(2) 保険金をお支払いできない主な場合

基本となる補償の保険金をお支払いできない主な場合は次のとおりです。また、セットする特約によりお支払いできない主な場合が異なります。詳細はパンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

（注）「保険金をお支払いできない主な場合」において、自動車等とは、自動車または原動機付自転車をいいます。

補償の種類	保険金をお支払いできない主な場合
ケガの補償	<ul style="list-style-type: none"> ●脳疾患、病気、心神喪失によるケガ ●自動車等の無資格運転中、酒気帯び運転中、麻薬等を使用したの運転中のケガ ●むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの（注） ●細菌性食中毒・ウイルス性食中毒 <p style="text-align: right;">など</p>

（注）被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

(3) セットできる主な特約とその概要

ご希望によりセットできる主な特約の詳細は、パンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

(4) 保険金額の設定

保険金額の設定については、次の点にご注意ください。また、お客さまの保険金額については、パンフレット、加入申込票等をご確認ください。

保険金額・日額は、被保険者の年齢・収入などに照らして適正な額となるように設定してください。

(5) 保険期間

お客さまの保険期間については、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

3 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み

保険料は、保険金額、年齢および保険期間等により決まります。実際に払い込んでいただく保険料は、パンフレット、加入申込票等をご確認ください。

(2) 保険料の払込方法

お客さまの保険料の払込方法等については、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

4 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5 解約と解約返れい金

ご契約を解約する場合は、保険契約者を通じ、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。なお、解約に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還する場合があります。詳細は保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

- ご加入に際して申込人・被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項をこの「注意喚起情報のご説明」に記載しています。ご加入前に必ずお読みになり、お申込みくださいますようお願いいたします。
- この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細はパンフレット、ご契約のしおり(普通保険約款・特約)または保険証券(注)などをご確認ください。また、ご不明な点につきましては、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。
(注)ご契約のしおり(普通保険約款・特約)、保険証券は保険契約者に交付されます。
- 申込人と被保険者が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いいたします。

1 告知義務(ご加入時にお申出いただく事項)

- (1) 申込人または被保険者には、告知義務があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- (2) 告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について故意または重大な過失によって、告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります(注)。加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。
(注) 次において、[1]に該当したときは、ご契約を解除することがあります。

告知事項

[1] 同じ被保険者について身体のケガまたは病気に対して保険金が支払われる他の保険契約等(注)の有無

[2] 被保険者数

(注) タフ・ケガの保険、学生・子ども総合保険、タフ・ケガの保険〔積立タイプ〕等をいい、団体契約、生命保険、共済契約を含みます。

2 クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等)

この保険は、ご契約のお申込みの撤回または解除(クーリングオフ)はできません。

3 傷害死亡保険金受取人

- ① 被保険者本人の傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合、傷害死亡保険金は、被保険者本人の法定相続人にお支払いします。
- ② 被保険者本人の傷害死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合または変更する場合には、必ず被保険者本人の同意を得てください。なお、同意のないままご加入された場合、保険契約は無効となります。

4 現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約

現在のご契約について解約、減額などをする場合の不利益事項

多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込み保険料の合計額よりも少ない金額となります。

5 通知義務等(ご加入後にご連絡いただく事項)

次の事項が発生する場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。

特約の追加など、加入条件を変更する場合

6 補償の開始・終了時期

- ① 補償の開始：始期日の午後4時(保険申込書に異なる時刻が記載されている場合はその時刻)
- ② 補償の終了：満期日の午後4時に終わります。

7 保険金をお支払いできない主な場合

「契約概要のご説明」[2]基本となる補償等(2) 保険金をお支払いできない主な場合をご確認ください。

8 保険料の払込猶予期間等の取扱い

分割払でご加入の場合、引受保険会社が傷害死亡保険金をお支払いすべき事故が発生したときには、未払込分の保険料を請求することがあります。

9 解約と解約返れい金

ご契約を解約する場合には、保険契約者を通じ、取扱代理店または引受保険会社までお申出ください。

- ご契約の解約に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- 始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。

10 被保険者からの解約

被保険者が保険契約者以外の方で、次の①から⑥のいずれかに該当する場合は、その被保険者は、保険契約者にご契約の解約を求めることができます。この場合、保険契約者は、引受保険会社に対する通知をもって、ご契約を解約しなければなりません。

【被保険者が解約を求めることができる場合】

- ① この保険契約の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
- ② 保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次に該当する行為のいずれかがあった場合
 - ・引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等が発生させ、または発生させようとした場合
 - ・この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとした場合
- ③ 保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当する場合
- ④ 他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
- ⑤ 保険契約者または保険金を受け取るべき方が、上記②から④までの場合と同程度にその被保険者のこれらの方に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生させた場合
- ⑥ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了などにより、この保険契約の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

※1 上記①に該当する場合は、その被保険者は、引受保険会社に対する通知をもって、保険契約を解約することができます。その際は本人であることを証明する資料等を提出してください。

※2 解約する範囲はその被保険者にかかる部分に限ります。

11 保険会社破綻時の取扱い

損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。

この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返れい金等は次のとおり補償されます。

補償内容	ケガの補償	
	保険金支払い	解約返れい金
補償割合	80% (注)	80%

(注) 破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した保険事故による保険金は100%補償されます。

※上記以外の保険金、解約返れい金等の補償割合については、引受保険会社または取扱代理店までお問合わせください。

12 個人情報の取扱いについて

本保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申込みください。

【個人情報の取扱いについて】

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社グループ会社（海外にあるものを含む）が他の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則（第53条の10）により、利用目的が限定されています。

詳細については、あいおいニッセイ同和損害保険（株）のホームページ（<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>）をご覧ください。

＜その他ご注意いただきたいこと＞

■危険を有する職業に変更した場合のご注意

被保険者がテストライダー、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、プロボクサー、プロレスラー等の職業に変更した場合は、その職業に従事中的ケガについては保険金をお支払いできません。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

■ご契約内容および事故報告内容の確認について

損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適切かつ迅速・確実なお支払いを確保するため、契約締結および事故発生の際、同一被保険者または同一事故にかかるご契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っています。確認内容は、上記目的以外には用いません。ご不明の点は、引受保険会社までお問合わせください。

※具体的には、損害保険の種類、保険契約者名、被保険者名、保険金額、被保険者同意の有無、取扱損害保険会社等の項目について確認を行っています。

■無効・取消し・失効について

(1) 次のいずれかの場合は、この保険契約は無効となります。①は、既に払い込んだ保険料は返還できません。②は、保険料の全額を返還します。

①保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約を締結した場合

②被保険者本人の法定相続人以外の方を傷害死亡保険金受取人とする場合に、保険契約者以外の方を被保険者本人とする保険契約について、その被保険者本人の同意を得なかった場合

(2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって契約を締結した場合は、この保険契約は取消しとなることがあります。この場合、既に払い込んだ保険料は返還できません。

(3) 次の場合は、この保険契約は失効となります。この場合、既に払い込んだ保険料は普通保険約款・特約に定める規定により返還します。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。(注1)

被保険者が死亡(注2)したとき

(注1) 上記以外にも保険金をお支払いした場合等に失効となる特約があります。詳細は、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

(注2) 傷害死亡保険金をお支払いするケガにより被保険者が死亡した場合は、傷害保険金部分の保険料は返還できません。

■重大事由による解除

次のことがある場合には、ご契約または特約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ・損害または事故等が発生させ、または発生させようとしたこと。

②被保険者または保険金を受け取るべき方が保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。

④複数の保険契約に加入することで被保険者の保険金額等の合計額が著しく過大となる場合

⑤上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生させたこと。

■請求権等の代位について

所得補償保険金等について、損害が発生したことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(注)を取得した場合に、引受保険会社はその損害に対して保険金をお支払いしたときは、その債権は引受保険会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

(1) 引受保険会社が損害の額の全額を保険金としてお支払いした場合：被保険者が取得した債権の全額

(2) 上記(1)以外の場合：被保険者が取得した債権の額から、保険金をお支払いしていない損害の額を差し引いた額

(注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

※1 所得補償保険金のお支払いの前に、被保険者が第三者から損害賠償を受け、その損害賠償に所得補償保険金に相当する額が含まれている場合は、引受保険会社はその額を差し引いた損害の額に対して所得補償保険金をお支払いします。

※2 上記以外の保険金についても請求権等の代位に関して規定されている場合があります。詳細はご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

■事故が起こった場合

1 事故が起こった場合

(1) 事故が起こった場合、30日以内に取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

(2) 他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申出ください。

2 保険金の支払請求時に必要となる書類等

被保険者または保険金を受け取るべき方は、<別表「保険金請求書類」>のうち引受保険会社が求める書類を提出する必要があります。なお、必要に応じて<別表「保険金請求書類」>以外の書類のご提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

3 保険金のお支払時期

引受保険会社は被保険者または保険金を受け取るべき方より保険金請求書類の提出を受けた後その日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要となる事項の確認を終えて、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査が必要な場合には、引受保険会社は普通保険約款・特約に定める期日までに保険金をお支払いします。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

4 保険金の代理請求

被保険者に保険金を請求できない次のような事情がある場合に、下記【被保険者の代理人となりうる方】が被保険者の代理人として保険金を請求することができる制度（「代理請求制度」といいます）があります（被保険者に法定代理人がいる場合や第三者に保険金の請求を委任している場合は、この制度は利用できません）。

- 保険金等の請求を行う意思表示が困難であると引受保険会社が認めた場合
- 引受保険会社が認める傷病名等の告知を受けていない場合 など

【被保険者の代理人となりうる方】

- ①被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）
- ②上記①の方がいない場合や、上記①の方が保険金を請求できない事情がある場合には、その被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③上記①および②の方がいない場合や、上記①および②の方に保険金を請求できない事情がある場合には、上記①以外の配偶者（注）または上記②以外の3親等内の親族

（注）法律上の配偶者に限ります。

万一、被保険者が保険金を請求できない場合に備えて、上記に該当する方々にご契約の存在や代理請求制度の概要等をお知らせくださるようお願いいたします。被保険者の代理人からの保険金の請求に対して引受保険会社が保険金をお支払いした後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、引受保険会社は保険金をお支払いできません。

5 保険金請求権の時効

保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。保険金請求権が発生する時期等、詳細はご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

<別表「保険金請求書類」>

(1)	保険金請求書（個人情報の取扱いに関する同意を含みます）		
(2)	引受保険会社の定める傷害（疾病・損害など）状況報告書 ※事故日時、発生場所、原因等を申告する書類をいいます。また、事故状況を確認するためにこの報告書の他、(5)に掲げる書類も必要な場合があります。		
(3)	被保険者であることを確認する書類		
	書類の例	・家族関係の証明書類（住民票、戸籍謄本）	など
(4)	保険金の請求権をもつことの確認書類		
	書類の例	・印鑑証明書、資格証明書 【質権が設定されている場合】・質権者への支払確認書	・戸籍謄本 ・委任状 ・未成年者用念書 ・保険金直接支払指図書 ・債務額現在高通知書
(5)	ケガに関する保険金を請求する場合に必要な書類		
	①	保険事故の発生を示す書類	
		書類の例	・公的機関が発行する証明書（事故証明書など） ・死亡診断書または死体検案書
	②	保険金支払額の算出に必要な書類	
		書類の例	・引受保険会社の定める診断書 ・領収書 ・後遺障害診断書 ・レントゲン等の検査資料
	③	その他の書類	
		書類の例	・運転資格を証する書類（免許証など） ・調査同意書（引受保険会社がケガの状況や程度などの調査を行うために必要な同意書）

<ご加入いただく内容に関する確認事項(ご意向の確認)>

この保険商品およびご契約プランは、引受保険会社で把握したお客さま情報およびご意向に基づき提案させていただいております。加入申込票にご記入の内容が、最終的にお客さまのご意向に沿った内容であるか再度ご確認、ご了解のうえご加入ください。また、払い込む保険料が正しいものとなるよう保険料算出に関わる事項などについてもご確認ください。その結果、修正すべき点があった場合は、加入内容を訂正させていただきます。なお、ご不明な点などございましたら保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

●今回お申込みのご契約についてご確認をお願いいたします。

1. 被保険者に関する「氏名」「生年月日」「年齢」「性別」すべて正しい内容となっていることをご確認ください。
2. 「他の保険契約等」「保険金請求歴」について、正しい内容となっていることをご確認ください。
3. 下記項目について、お客さまのご意向どおりとなっていることをご確認ください。

- ①補償内容（お支払いする保険金、保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない場合など）
- ②保険金額（ご契約金額）（型やパターンなど）
- ③被保険者の範囲（ご本人のみの補償、ご家族を含めた補償など）

※保険期間、保険料に関する事項および契約者配当金制度の有無については「契約概要のご説明」に記載のとおりのご設定であることをご確認ください。

4. 補償が重複する可能性のある特約をセットした他のご契約の有無をご確認いただき、特約のセット可否をご確認ください。

●現在ご加入のご契約（満期を迎えるご契約）にご不明な点がある場合には、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお申出ください。

保険商品・契約内容に関するお問い合わせについて

【取扱代理店】	株式会社ジオ・ビジネスサービス
【電話番号】	03-3518-4900 ※おかけ間違いにご注意ください。

保険会社等の連絡・相談・苦情窓口について

お問い合わせ、ご相談・苦情がある場合は

0120-101-060 (無料)

【受付時間】 平日 9:00～17:00

(土・日・祝日および年末年始は休業させていただきます)

※ご加入の団体名(一般社団法人 全国地質調査業協会連合会)をお知らせください。

「加入者証」等をお持ちの場合、お手元にご用意ください。

※一部のご用件は営業店等からのご対応となります。

事故が発生した場合は

遅滞なくご契約の取扱代理店または下記にご連絡ください。

あいおいニッセイ同和損保あんしんサポートセンター

0120-985-024 (無料)

※受付時間[24時間365日]

※IP電話からは0276-90-8852(有料)におかけください。

※おかけ間違いにご注意ください。

指定紛争解決機関について

引受保険会社との間で問題を解決できない場合は

一般社団法人日本損害保険協会のお客さま対応窓口で、損害保険に関する一般的なご相談に対応しています。

また、保険業法に基づく指定紛争解決機関として、損害保険会社の業務に関連する苦情の受付や紛争解決の支援を行っています。

そんぽADRセンター(損害保険相談・紛争解決サポートセンター)

**[ナビ
ダイヤル] 0570-022-808**

(全国共通・通話料有料)

※受付時間[平日 9:15～17:00(土・日・祝日および年末年始を除きます)]

※携帯電話からも利用できます。

※IP電話からは03-4332-5241におかけください。

※おかけ間違いにご注意ください。

※詳細は、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

<http://www.sonpo.or.jp/efforts/adr/>

労働災害総合保険普通保険約款

第1章 法定外補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、保険証券記載の被保険者（以下本章において「被保険者」といいます。）の被用者（以下「被用者」といいます。）が業務上の事由により身体の障害を被った場合に、被保険者が、第4条（保険金の支払額）(1)の①または②のいずれかに該当する金額を被用者またはその遺族（以下「被用者等」といいます。）に対して補償金として負担することによって被る損害に対して、この条項および基本条項に従い、保険金（死亡に対する法定外補償保険金、後遺障害に対する法定外補償保険金または休業に対する法定外補償保険金をいいます。以下この条項において同様とします。）として被保険者に支払います。
- (2) 本条（1）の保険金の支払は、労災保険法等によって給付が決定された場合に限るものとします。

第2条（保険金を支払わない場合—その1）

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって被用者が被った身体の障害（これらの事由がなければ発生または拡大しなかった身体の障害を含みます。）については、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者もしくは被保険者（保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。以下同様とします。）またはこれらの事業場の責任者の故意
 - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平陽が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。以下同様とします。）
 - ④ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。以下同様とします。）の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性
- (2) 当社は、次のいずれかに該当する身体の障害については、保険金を支払いません。
- ① 被保険者の下請負人またはその被用者が被った身体の障害
 - ② 風土病による身体の障害
 - ③ 職業性疾病による身体の障害

第3条（保険金を支払わない場合—その2）

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する身体の障害については、保険金を支払いません。
- ① 被用者の故意または被用者の重大な過失のみによって、その被用者本人が被った身体の障害
 - ② 被用者が次のいずれかに該当する間にその被用者本人が被った身体の障害
ア. 法令に定められた運転資格（運転する地における法令によるものをいいます。）を持たないで自動車等（自動車または原動機付自転車をいいます。以下同様とします。）を運転している間
イ. 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
 - ③ 被用者の故意の犯罪行為によってその被用者本人が被った身体の障害
- (2) 当社は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第76条（休業補償）第1項または船員法（昭和22年法律第100号）第91条（傷病手当及び予後手当）第1項による補償対象期間の最初の3日までの休業に対して被保険者が補償金の支払責任を負担することによって被る損害については、保険金を支払いません。

第4条（保険金の支払額）

- (1) 当社が支払う保険金の額は、次のいずれかの金額とします。
- ① 被保険者が法定外補償規定を定めている場合は、被保険者がその規定に基づき被用者等に支払うべき金額のうち、別表1（保険証券記載の表またはこの普通保険約款に記載された別表1の様式に、必要事項を記入して保険証券に添付した表をいいます。以下同様とします。）に定める金額
 - ② 被保険者が法定外補償規定を定めていない場合は、被保険者が被用者等に支払うものとして別表1に定める金額
- (2) 別表1における身体の障害区分については、労災保険法等による決定に従うものとします。
- (3) 同一の被用者が被った身体の障害について当社が支払う休業に対する法定外補償保険金は、1,092日分を限度とします。
- (4) 当社は、同一の被用者が被った身体の障害について、死亡に対する法定外補償保険金と後遺障害に対する法定外補償保険金は重複して支払わないものとし、いずれか高い金額を限度とします。

第5条（被用者への支払義務）

- (1) 被保険者は、第1条（保険金を支払う場合）により受領した保険金の全額を、被用者等に支払わなければなりません。
- (2) 被保険者は、本条（1）の規定に違反した場合には、既に受領した保険金のうち被用者等に支払わなかった部分を当社に返還しなければなりません。

第2章 使用者賠償責任条項

第6条（保険金を支払う場合—損害賠償金）

- (1) 当社は、保険証券記載の被保険者の被用者（以下「被用者」といいます。）が業務上の事由により被った身体の障害について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、支払うべき損害賠償金に相当する額（以下「損害賠償責任額」といいます。）が、次のいずれかに該当する金額の合算額を超える場合に、その超過額（以下「正味損害賠償金額」といいます。）を、この条項および基本条項に従い、賠償保険金として被保険者に支払います。
- ① 労災保険法等により給付されるべき金額（この金額には「特別支給金」を含みません。）
 - ② 自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく責任保険、責任共済または自動車損害賠償保障事業により支払われるべき金額
 - ③ 次のいずれかの金額
ア. 被保険者が法定外補償規定を定めている場合は、被保険者がその規定に基づき被用者等に支払うべき金額
イ. 被保険者が法定外補償規定を定めていない場合は、法定外補償条項により支払われる金額。ただし、同一の被保険者について他の保険契約等（この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。以下同様とします。）が締結されている場合には、その保険契約等により支払われる保険金の金額を含みます。
- (2) 本条（1）の賠償保険金の支払は、労災保険法等によって給付が決定された場合に限るものとします。

第7条（保険金を支払う場合—費用）

- 当社は、第6条（保険金を支払う場合—損害賠償金）の身体の障害について、被保険者が法律上の損害賠償責任の解決のために支出する次のいずれかに該当する費用（以下「費用」といいます。）に対して、この条項および基本条項に従い、費用保険金として被保険者に支払います。
- ① 被保険者が当社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解または調停に要した費用
 - ② 被保険者が当社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用
 - ③ 第36条（損害賠償責任解決の特則）(2)の規定により被保険者が当社の要求に従い、当社に協力するために要した費用
 - ④ 第35条（災害発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）(1)の③に規定する被保険者の他人に対する損害賠償請求権の保全もしくは行使のために必要または有益な費用

第8条（被保険者）

- (1) 本章および第3章において、被保険者とは、次のいずれかに該当する者としてします。ただし、②に規定する者については、保険証券記載の被保険者の業務の遂行に起因して法律上の損害賠償責任を負担する場合に限りします。
- ① 保険証券記載の被保険者
 - ② 保険証券記載の被保険者の役員等（事業主または役員をいいます。）
- (2) 本章の適用の判断は、被保険者ごとに個別に行われるものとします。
- (3) 当社が支払う保険金の額は、被保険者の数にかかわらず、保険証券記載の1回の災害に適用する支払限度額を限度とします。

第9条（保険金を支払わない場合—その1）

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって被用者が被った身体の障害（これらの事由がなければ発生または拡大しなかった身体の障害を含みます。）については、保険金（賠償保険金または費用保険金をいいます。以下この条項において同様とします。）を支払いません。
- ① 保険契約者もしくは被保険者またはこれらの事業場の責任者の故意
 - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - ④ 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性
- (2) 当社は、次の身体の障害については、保険金を支払いません。
- ① 被保険者の下請負人またはその被用者が被った身体の障害
 - ② 風土病による身体の障害
 - ③ 職業性疾病による身体の障害

第10条（保険金を支払わない場合—その2）

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する損害賠償金または費用に対しては、保険金を支払いません。
- ① 被保険者と被用者またはその他の第三者との間に損害賠償に関する契約がある場合または法定外補償規定がある場合、その契約または規定がなければ被保険者が負担しない損害賠償金または費用
 - ② 被保険者が個人の場合には、その被保険者と住居および生計を共に

する親族が被った身体の障害に対して負担する損害賠償金または費用

- (2) 当社は、労働基準法第76条（休業補償）第1項または船員法第91条（傷病手当及び予後手当）第1項による補償対象期間の最初の3日までの休業に対する損害賠償金については、保険金を支払いません。
- (3) 当社は、労災保険法等によって給付を行った保険者が費用の徴収をすることにより、被保険者が負担する金額については保険金を支払いません。

第11条（支払の限度）

- (1) 当社が、被保険者に賠償保険金として支払う正味損害賠償金額は、1回の災害について、次の算式によって算出される額とします。ただし、保険証券記載の支払限度額を限度とします。

$$\text{正味損害賠償金額} - \text{保険証券記載の免責金額}$$

- (2) 当社が、被保険者に費用保険金として支払う費用は、その全額とします。ただし、第7条（保険金を支払う場合—費用）の①および②の費用については、正味損害賠償金額が保険証券記載の1回の災害に適用する支払限度額を超える場合は、1回の災害について、次の算式によって算出される額とします。

$$\text{第7条の①および②の費用} \times \frac{\text{支払限度額}}{\text{正味損害賠償金額}}$$

- (3) 本条（1）および（2）の1回の災害とは、発生の日時、場所を問わず同一の原因から発生した一連の災害をいいます。

第12条（年金給付の場合の調整）

労災保険法等により給付される額が年金をもって定められている場合は、その年金部分については、次のいずれかに該当する額をもって、第6条（保険金を支払う場合—損害賠償金）（1）の①の金額とします。ただし、労災保険法等の受給権者が受給すべき年金の総額から次に掲げるいずれかの額を差し引いた残額の全部または一部が被保険者の損害賠償の履行にあたり考慮された場合には、その考慮された部分に相当する年金の額を、次のいずれかに該当する額に加算した額をもって第6条（1）の①の金額とします。

- ① 労災保険法等の受給権者がその年金にかかる前払一時金（以下「前払一時金」といいます。）の給付を請求することができる場合には、被保険者の損害賠償責任額が確定した時に、労災保険法等により被保険者が損害賠償の履行を猶予されている金額および年金または前払一時金の支給により損害賠償の支払責任を免れた金額の合計額
- ② 上記①以外の場合においては、労災保険法等の受給権者が、被保険者の損害賠償責任額が確定した時までに既に受領した年金の総額額

第13条（先取特権）

- (1) 損害賠償請求権者は、被保険者の当社に対する第6条（保険金を支払う場合—損害賠償金）に基づく保険金請求権（以下この条において「保険金請求権」といいます。）について先取特権を有します。
- (2) 当社は、次のいずれかに該当する場合に、使用者賠償責任条項に基づく保険金の支払を行うものとします。
- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当社から被保険者に支払う場合（被保険者が賠償した金額を限度とします。）
- ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が本条（1）の先取特権を行使したことにより、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当社から被保険者に支払う場合（損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。）
- (3) 使用者賠償責任条項に基づく保険金請求権は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権を質権の目的とし、または本条（2）の③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、本条（2）の①または④の規定により被保険者が当社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

第3章 基本条項

第14条（用語の定義）

この普通保険約款において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

- ① 労災保険法等
労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）もしくは船員保険法（昭和14年法律第73号）またはその他日本国の労働災害補償法令をいいます。
- ② 身体の障害
傷害または疾病をいい、これらに起因する後遺障害（医師による治療の効果が医学上期待できない状態であって被用者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至った

ものまたは身体の一部の欠損をいいます。）または死亡を含みます。

- ③ 被用者
保険証券記載の事業場（以下「事業場」といいます。）において被保険者に使用され、賃金を支払われる者のうち保険証券記載の者をいいます。
- ④ 災害
被用者が、業務上の事由によって身体の障害を被ることをいいます。
- ⑤ 職業性疾病
労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第35条に列挙されている疾病のうち、被用者が長期間にわたり業務に従事することにより、その業務特有の性質または状態に関連して有害作用が蓄積し、発病したことが明白なものをいいます。
- ⑥ 法定外補償規定
被用者に対し、労災保険法等の給付のほか一定の災害補償を行うことを目的とする労働協約、就業規則、災害補償規程等をいいます。
- ⑦ 賃金
賃金、給料、手当、賞与其他名称のいかんを問わず、労働の対償として被用者が受けるものをいいます。
- ⑧ 賃金総額
労働者災害補償保険法適用事業については、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第11条（一般保険料の額）にいう賃金総額をいい、船員保険法適用事業については同法第4条（管掌）にいう標準報酬日額に保険期間中の日数を乗じた額の合算額をいいます。
- ⑨ 平均賃金
労働者災害補償保険法適用事業については、同法第8条にいう給付基礎日額をいい、船員保険法適用事業については、同法第4条にいう標準報酬日額をいいます。
- ⑩ 平均被用者数
保険期間内の毎月一定日の被用者人数の累計を保険期間内の月数で除して算定された人数をいいます。
- ⑪ 保険料
ア. 保険料が賃金を基礎として算出される場合には、被保険者が事業場において使用するすべての被用者に対して保険期間中に支払う賃金総額の見込額に所定の保険料率を乗じて得たものをいいます。
イ. 保険料が被用者数を基礎として算出される場合には、被保険者が事業場において使用する保険期間中の平均被用者数の見込数に所定の保険料率を乗じて得たものをいいます。

第15条（保険責任の始期および終期）

- (1) 当社の保険責任は、保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）の初日（以下「始期日」といいます。）の午後4時に始まり、末日の午後4時に終わります。ただし、保険証券の保険期間欄にこれと異なる開始時刻が記載されている場合は、その時刻に始まるものとし、
- (2) 本条（1）の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3) 当社は、身体の障害が本条（1）の保険期間中に生じた場合に限り保険金（法定外補償条項および使用者賠償責任条項の保険金をいいます。以下この条項において同様とします。）を支払います。

第16条（保険料の払込方法）

- (1) 保険契約者は、この普通保険約款に付帯される特約の規定により定められた保険料の払込方法に従い、この保険契約の保険料を払い込まなければなりません。ただし、この普通保険約款に付帯される特約の規定により保険料の払込方法を定めなかった場合には、保険料は、保険契約の締結と同時にその全額を払い込まなければなりません。
- (2) 保険期間が始まった後でも、保険契約者が保険料の払込みを怠った場合は、この普通保険約款に付帯される特約で別に定める場合を除き、当社は、始期日から保険料領収までの間に生じた身体の障害については、保険金を支払いません。

第17条（保険責任のおよぶ地域）

当社は、保険証券に別段の記載のないかぎり、被保険者が労災保険法等の施行地内において行う事業に従事する被用者の身体の障害についてのみ保険金を支払います。

第18条（告知義務）

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、保険申込書（当社にこの保険契約の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。以下同様とします。）の記載事項について、当社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 当社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、保険申込書の記載事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) 本条（2）の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
- ① 本条（2）に規定する事実がなくなった場合
- ② 当社が保険契約締結の際、本条（2）に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを

勧めた場合を含みます。)

- ③ 保険契約者または被保険者が、当社が保険金を支払うべき身体の障害が生じる前に、保険申込書の記載事項につき、書面をもって訂正を当社に申し出て、当社がこれを承認した場合。なお、当社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当社に告げられていたとしても、当社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
- ④ 次のいずれかに該当する場合
 - ア. 当社が、本条（２）の規定による解除の原因があることを知った時から１か月を経過した場合
 - イ. 保険契約締結時から５年を経過した場合
- (4) 本条（２）に規定する事実が、当社が保険申込書において定めた危険（損害の発生の可能性をいいます。）に関する重要な事項に関係のないものであった場合には、本条（２）の規定を適用しません。ただし、他の保険契約等に関する事項については、本条（２）の規定を適用します。
- (5) 本条（２）の規定による解除が、身体の障害の生じた後になされた場合であっても、第28条（保険契約の解約・解除の効力）の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (6) 本条（５）の規定は、本条（２）に規定する事実に基づかず生じた身体の障害については適用しません。

第19条（通知義務）

- (1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、事実の発生がその責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、責めに帰すことのできない事由によるときはその発生を知った後、遅滞なく、その旨を当社に申し出て、承認を請求しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当社に申し出る必要はありません。
 - ① 保険申込書の記載事項のうち、保険契約締結の際に当社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する内容に変更を生じさせる事実
 - ② 法定外補償規定の新設または変更
- (2) 本条（１）の事実がある場合（本条（４）ただし書の規定に該当する場合を除きます。）には、当社は、その事実について変更届出書を受領したと否とを問わず、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) 本条（２）の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
 - ① 当社が本条（２）の規定による解除の原因があることを知った時から１か月を経過した場合
 - ② 本条（１）の事実が生じた時から５年を経過した場合
- (4) 保険契約者または被保険者が本条（１）に規定する手続を怠った場合には、当社は、本条（１）の事実が発生した時または保険契約者もしくは被保険者がその発生を知った時から当社が変更届出書を受領するまでの間に生じた身体の障害に対しては、保険金を支払いません。ただし、本条（１）に規定する事実が発生した場合において、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときは除きます。
- (5) 本条（４）の規定は、本条（１）の事実に基づかず生じた身体の障害については適用しません。

第20条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。

第21条（災害の防止）

保険契約者または被保険者は、自己の費用で労働基準法等に定める安全および衛生に関する規定ならびにその他災害の防止に関する法令を守らなければなりません。

第22条（保険契約に関する調査）

- (1) 当社は、いつでも保険契約者または被保険者の事業場、災害防止のための安全衛生に関する施設および労働条件等の調査を行うことができます。
- (2) 本条（１）の調査の結果不備がある場合は、当社は、直ちにこれを改善することを保険契約者または被保険者に請求することができます。

第23条（保険契約の無効）

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

第24条（保険契約の取消）

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当社が保険契約を締結した場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第25条（保険契約者による保険契約の解約）

保険契約者は、当社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解約することができます。ただし、この場合において、当社が未払込保険料（解約時までの既経過期間に対して払い込まれるべき保険料のうち、払込みがなされていない保険料をいいます。）を請求したときには、保険契約者は、その保険料を払い込まなければなりません。

第26条（当社による保険契約の解除）

当社は、次のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- ① 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく第22条（保険契約に関する調査）に規定する調査または請求を拒否した場合。ただし、その拒否の事実があった時からその日を含めて１か月を経過した場

合には、解除することはできません。

- ② 保険契約者が第30条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）の①または②の追加保険料の払込みを怠った場合（当社が、保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず相当の期間内にその払込みがなかった場合に限り。）

第27条（重大事由がある場合の当社による保険契約の解除）

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - ① 保険契約者または被保険者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として身体の障害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。なお、この普通保険約款において反社会的勢力とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
 - ア. 反社会的勢力に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
 - エ. 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
 - ④ 上記①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、上記①から③までの事由がある場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

- (2) 当社は、被保険者が本条（１）の③のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。）を解除することができます。
- (3) 本条（１）または（２）の規定による解除が身体の障害の生じた後になされた場合であっても、第28条（保険契約の解約・解除の効力）の規定にかかわらず、本条（１）または（２）の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時までに生じた身体の障害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (4) 保険契約者または被保険者が本条（１）の③のいずれかに該当することにより本条（１）または（２）の規定による解除がなされた場合には、本条（３）の規定は、次の損害または費用については適用しません。
 - ① 本条（１）の③のいずれにも該当しない被保険者に生じた損害または費用
 - ② 本条（１）の③のいずれかに該当する被保険者に生じた第6条（保険金を支払う場合—損害賠償金）（１）の損害

第28条（保険契約の解約・解除の効力）

保険契約の解約または解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第29条（保険料の精算）

- (1) 保険契約者または被保険者は、保険契約終了後遅滞なく、保険料を確定するために必要な資料を当社に提出しなければなりません。
- (2) 当社は、保険期間中および保険期間満了後１年間は、いつでも、保険料を算出するために必要と認める保険契約者または被保険者の書類、帳簿等を閲覧することができます。
- (3) 当社は、本条（１）および（２）の資料、書類、帳簿等に基づいて確定された保険期間中の賃金総額、または平均被用者数に所定の保険料率を適用して算出された保険料（保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定める最低保険料に達しないときは最低保険料とします。）と既に払い込まれた保険料との差額を精算します。

第30条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）

当社は、次のいずれかに該当する場合において、保険料を変更する必要があるときは、保険料の返還または追加保険料の請求について、次のとおりとします。ただし、この保険契約の保険期間が１年を超えまたは１年に満たない場合等において、当社が別に定める方法により保険料を返還または追加保険料を請求することがあります。

区分	保険料の返還、追加保険料の請求
① 第18条（告知義務）（１）により告げられた内容が事実と異なる場合	変更前の保険料と変更後の保険料との差額を返還または請求します。

区 分	保険料の返還、追加保険料の請求
② 第19条（通知義務）（1）の事実が発生した場合	次のア.またはイ.のとおりとします。 ア. 保険料が、賃金によって定められる場合は、変更後の条件による保険料（保険証券記載の最低保険料に達しないときは最低保険料とします。）と変更前の条件による保険料との差額を返還または請求します。 イ. 保険料が、被用者数によって定められる場合は、変更後の条件による保険料（保険証券記載の最低保険料に達しないときは最低保険料とします。）と変更前の条件による保険料の差額につき未経過期間に対し日割により算出した額を返還または請求します。
③ 上記①および②のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって契約条件変更を当社に通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合	次のア.からウ.のとおりとします。 ア. 保険料が、賃金によって定められる場合は、変更後の条件による保険料（保険証券記載の最低保険料に達しないときは最低保険料とします。）と変更前の条件による保険料との差額を返還または請求します。 イ. 保険料が被用者数によって定められるときで、変更後の条件による保険料が変更前の条件による保険料よりも高くなる場合は、変更後の条件による保険料と変更前の条件による保険料との差額に基づき計算した、未経過期間に対応する保険料を請求します。 ウ. 保険料が被用者数によって定められるときで、変更後の条件による保険料が変更前の条件による保険料よりも低くなる場合は、変更後の条件による保険料（保険証券記載の最低保険料に達しないときは最低保険料とします。）と変更前の条件による保険料との差額に基づき計算した、未経過期間に対応する保険料を返還します。

第31条（保険料の返還—無効または失効の場合）

保険契約の無効または失効の場合には、保険料の返還について、次のとおりとします。ただし、この保険契約の保険期間が1年を超えまたは1年に満たない場合等において、当社が別に定める方法により保険料を返還することがあります。

区 分	保険料の返還
① 保険契約が無効となる場合	既に払い込まれた保険料の全額を返還します。ただし、第23条（保険契約の無効）の規定により、保険契約が無効となる場合は、既に払い込まれた保険料を返還しません。
② 保険契約が失効となる場合	ア. 保険料が、賃金によって定められる場合は、既経過期間中に保険証券記載の事業場において使用するすべての被用者に支払った賃金総額に基づき算出した保険料と既に払い込まれた保険料の差額を返還または請求します。 イ. 保険料が、被用者数によって定められる場合は、既経過期間中に保険証券記載の事業場において使用する平均被用者数に基づき既経過期間に対し日割をもって計算した保険料と既に払い込まれた保険料の差額を返還または請求します。

第32条（保険料の返還—取消の場合）

第24条（保険契約の取消）の規定により、当社がこの保険契約を取り消した場合に、当社は、既に払い込まれた保険料を返還しません。

第33条（保険料の返還—解約または解除の場合）

保険契約の解約または解除の場合には、保険料の返還について、次のとおりとします。ただし、この保険契約の保険期間が1年を超えもしくは1年に満たない場合またはこの普通保険約款に付帯される特約の規定により保険契約者が保険料を分割して払い込む場合等において、当社が別に定める方法により保険料を返還することがあります。

区 分	保険料の返還
① 第18条（告知義務）（2）、第19条（通知義務）（2）、第26条（当社による保険契約の解除）、第27条（重大事由がある場合の当社による保険契約の解除）（1）またはこの普通保険約款に付帯される特約の規定により、当社が保険契約を解除した場合	ア. 保険料が、賃金によって定められる場合は、既経過期間中に保険証券記載の事業場において使用するすべての被用者に支払った賃金総額に基づき算出した保険料と既に払い込まれた保険料との差額を返還または請求します。 イ. 保険料が、被用者数によって定められる場合は、既経過期間中に保険証券記載の事業場において使用する平均被用者数に基づき既経過期間に対し日割をもって計算した保険料と既に払い込まれた保険料との差額を返還または請求します。
② 第25条（保険契約者による保険契約の解約）の規定により、保険契約者が保険契約を解約した場合	ア. 保険料が、賃金によって定められる場合は、既経過期間中に保険証券記載の事業場において使用するすべての被用者に支払った賃金総額に基づき算出した保険料（保険証券記載の最低保険料に達しないときは最低保険料とします。）と既に払い込まれた保険料との差額を返還または請求します。 イ. 保険料が、被用者数によって定められる場合には、既経過期間中に保険証券記載の事業場において使用する平均被用者数に基づき既経過期間に対し短期料率（別表2に掲げる短期料率をいいます。）をもって計算した保険料（保険証券記載の最低保険料に達しないときは最低保険料とします。）と既に払い込まれた保険料との差額を返還または請求します。

第34条（追加保険料領収前の身体の障害）

- (1) 第30条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）の①または②の追加保険料を請求する場合において、第26条（当社による保険契約の解除）の②の規定により、この保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。ただし、第19条（通知義務）（1）の事実が生じた場合における、その事実が生じたときより前に生じた身体の障害については適用しません。
- (2) 第30条の③の規定により追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその払込みを怠ったときは、当社は、追加保険料領収前に生じた身体の障害に対しては、契約条件変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第35条（災害発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）

- (1) 保険契約者または被保険者は、災害が発生したことを知った場合は、次表「災害発生時の義務」を履行しなければなりません。これらの規定に違反した場合は、次表「義務違反の場合の取扱い」とおりとします。

災害発生時の義務	義務違反の場合の取扱い
① 災害の拡大を防止または軽減に努めること。	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額を差し引いて保険金を支払います。
② 次の事項を遅滞なく当社に通知すること。 ア. 災害発生の日時、場所および状況 イ. 身体の障害を被った被用者の住所、氏名および身体の障害の程度 ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
③ 他人に損害賠償の請求（共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。）をすることができる場合には、その権利の保全および行使に必要な手続をすること。	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、他人に損害賠償の請求をすることによって取得することができたと認められる額を差し引いて保険金を支払います。

災害発生時の義務	義務違反の場合の取扱い
④ 損害賠償の請求（共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。）を受けた場合には、あらかじめ当社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、身体の障害を被った被用者に対する応急手当または護送その他緊急措置を行う場合を除きます。	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、損害賠償責任がないと認められる額を差し引いて保険金を支払います。
⑤ 損害賠償の請求（共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。）についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当社に通知すること。	
⑥ 他の保険契約等の有無および内容（既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。）について遅滞なく当社に通知すること。	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
⑦ 上記①から⑥までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。	

- (2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく本条（1）の②もしくは⑦の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (3) 保険契約者または被保険者は災害が発生したことを知った場合は、その災害と同種の災害の発生を防止するため、自己の費用で必要な措置を講じなければなりません。保険契約者または被保険者が正当な理由がなく、この義務に違反した場合は、以降発生した同種の災害については、当社は、発生を防止することができたと認められる損害額を差し引いて保険金を支払います。

第36条（損害賠償責任解決の特別）

- (1) 当社は、必要と認められた場合は、被保険者に代わって自己の費用で被用者等からの損害賠償請求の解決に当たることができます。
- (2) 本条（1）の場合には、被保険者は、当社の求めに応じ、その遂行について当社に協力しなければなりません。
- (3) 被保険者が、正当な理由がなく本条（2）の協力に応じない場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第37条（他の保険契約等がある場合の支払保険金）

- (1) 他の保険契約等がある場合であっても、当社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。
- (2) 本条（1）の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当社は、それらの額の合計額を、次に掲げる額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。ただし、この保険契約の支払責任額（他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金の額をいいます。）を限度とします。
- ① 法定外補償条項に関しては、次の金額
 ア. 法定外補償規定が定められている場合
 法定外補償規定に基づき被用者等に支払うべき金額
 イ. 法定外補償規定が定められていない場合
 被用者等に支払われる補償金の額
- ② 第6条（保険金を支払う場合－損害賠償金）に関しては、正味損害賠償金額
- ③ 第7条（保険金を支払う場合－費用）に関しては、費用の額
- (3) 本条（2）の②または③の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第38条（保険金の請求）

- (1) 被保険者が保険金の支払を受けようとする場合、当社に対して保険金の支払を請求しなければなりません。
- (2) 当社に対する保険金請求権は、次の①または②の時からそれぞれ発生

しこれを行行使することができるものとします。
 行使することができるものとします。

- ① 法定外補償条項の保険金については、被保険者の定める法定外補償規定または別表1に定める金額について被保険者の支払が確定した時
- ② 使用者賠償責任条項の保険金については、被保険者が被用者等に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と被用者等との間で、判決が確定した時または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時
- (3) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次表の書類または証拠のうち当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠
① 保険金請求書
② 労災保険法等の給付請求書（写）
③ 労災保険法等の支給決定通知書（写）
④ 被用者の死亡に伴う保険金請求の場合には、死亡診断書または死体検案書
⑤ 被用者の後遺障害に伴う保険金請求の場合には、障害の程度を証明する医師の診断書
⑥ 被用者の休業に伴う保険金請求の場合には、被保険者の休業証明書（賃金不払を証明するもの）
⑦ 被保険者が法定外補償規定を定めている場合は、その法定外補償規定（写）
⑧ 賠償保険金および費用保険金請求の場合には、損害賠償金額および費用の額を証明する書類
⑨ 第6条（保険金を支払う場合－損害賠償金）の保険金請求の場合には、損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
⑩ その他当社が第39条（保険金の支払）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

- (4) 当社は、災害の内容、身体の障害の程度等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、本条（3）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (5) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく本条（4）の規定に違反した場合または本条（3）もしくは（4）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (6) 保険金の請求権は、本条（2）に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第39条（保険金の支払）

- (1) 当社は、被保険者が第38条（保険金の請求）（3）の手続を完了した日（以下この条において「請求完了日」といいます。）からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、災害の原因、災害の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、災害と損害との関係ならびに治療の経過および内容
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解約、解除、無効、失効または取消の事由に該当する事実の有無
- ⑤ 上記①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (2) 本条（1）の確認をするため、次表「事由」に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、本条（1）の規定にかかわらず、当社は、請求完了日からその日を含めて次表「期間」に掲げる日数（複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとし

す。

事由	期間
① 本条（１）の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。）	180日
② 本条（１）の①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
③ 本条（１）の③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日
④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における本条（１）の事項の確認のための調査	60日
⑤ 本条（１）の事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日
⑥ 損害発生事由が、過去の判例または事例に照らして特殊な災害である場合、高度な専門技術を要する業務に起因する災害である場合、損害が広範囲にわたり同一災害により身体の障害を被った被用者が多数存在する場合等、災害の形態が特殊である場合において、本条（１）の①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会	180日

- (3) 本条（２）に掲げる特別な照会または調査を開始した後、本条（２）に掲げる期間中に保険金を支払う見込みがないことが明らかになった場合には、当社は、本条（２）に掲げる期間内に被保険者との協議による合意に基づきその期間を延長することができます。
- (4) 本条（１）から（３）までに掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（必要な協力を行わなかった場合を含みます。）には、これにより確認が遅延した期間については、本条（１）から（３）までの期間に算入しないものとします。
- (5) 本条（４）の場合のほか、被保険者の事情によって当社が保険金を支払うことができない期間については、本条（１）から（３）までの期間に算入しないものとします。
- (6) 本条（１）から（５）までの規定による保険金の支払は、保険契約者または被保険者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第40条（被用者への支払を証する書類）

- (1) 当社が法定外補償条項に基づき保険金を支払った場合において、被保険者が法定外補償規定を定めていないときは、被保険者は被用者等の補償金受領書を保険金を受領した日からその日を含めて30日以内または当社が書面で承認した猶予期間内に当社に提出しなければなりません。
- (2) 被保険者は、本条（１）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類を偽造しもしくは変造した場合、または本条（１）の義務に違反した場合には、既に受領した保険金を当社に返還しなければなりません。

第41条（代位）

- (1) 被用者の身体の障害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。）を取得した場合において、当社がその被用者の身体の障害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次表「限度額」を限度とします。

区分	限度額
① 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合	被保険者が取得した債権の全額
② 上記①以外の場合	被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

- (2) 本条（１）の②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者および被保険者は、当社が取得する本条（１）または（２）の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠お

よび書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。

第42条（保険契約者または被保険者が複数の場合の取扱い）

- (1) この保険契約について、保険契約者または被保険者が2名以上である場合は、当社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または被保険者を代理するものとします。
- (2) 本条（１）の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または被保険者の中の1名に対して行う当社の行為は、他の保険契約者または被保険者に対しても効力を有するものとします。
- (3) 保険契約者が2名以上である場合には、それぞれの保険契約者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第43条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第44条（準拠法）

この普通保険約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表1 法定外補償保険金支払限度表

支払方式	[用途]	
	基本契約（普通保険約款第1章法定外補償条項別表1）の支払限度額が金額で定められている場合	基本契約（普通保険約款第1章法定外補償条項別表1）の支払限度額が1日あたりの平均賃金に対する割合で定められている場合
身体の障害区分と保険金の種類		
(死亡に対する法定外補償保険金) 死亡	被用者1名につき 万円	被用者1名につき1日 あたりの平均賃金の 日分
(後遺障害に対する法定外補償保険金) 後遺障害 1級 2級 3級 4級 5級 6級 7級 8級 9級 10級 11級 12級 13級 14級		
(休業に対する法定外補償保険金) 負傷・疾病（休業）	休業し、賃金を受けない日の第4日目以降の期間に対し1日につき 円	休業し、賃金を受けない日の第4日目以降の期間に対し1日につき %

別表2 料率率表

短期料率は、年間保険料に対し、下記割合を乗じたものとします。

既経過期間	7日 まで	15日 まで	1か月 まで	2か月 まで	3か月 まで	4か月 まで	5か月 まで	6か月 まで	7か月 まで	8か月 まで	9か月 まで	10か月 まで	11か月 まで	12か月 まで
短期料率	10%	15%	25%	35%	45%	55%	65%	70%	75%	80%	85%	90%	95%	100%

労働災害総合保険特約

第1条（用語の定義）

この保険契約において次に掲げる用語は、労働災害総合保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第14条（用語の定義）の⑧から⑩までの規定にかかわらず、それぞれ次の定義に従うものとします。ただし、他の特約の規定に反する場合は、この規定を適用しません。

① 賃金総額

労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用される事業については、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第11条にいう賃金総額または当社が別に定める方法により

算出された額をいい、労働者災害補償保険法とあわせて船員保険法（昭和14年法律第73号）が適用される事業については船員保険法に規定する標準報酬月額に保険期間中の日数を乗じた額の合計額または当社が別に定める方法により算出された額をいいます。

② 平均賃金

労働者災害補償保険法の適用される事業については、同法第8条にいう給付基礎日額をいい、労働者災害補償保険法とあわせて船員保険法が適用される事業については、船員保険法に規定する標準報酬月額をいいます。

③ 平均被用者数

保険期間内の毎月一定日の被用者人数の累計を保険期間内の月数で除して算定された人数または当社が別に定める方法により算出された人数をいいます。

第2条（共同企業体の工事に関する特別）

保険証券記載の被保険者が共同企業体である場合、普通保険約款第8条（被保険者）（1）およびコンサルティング費用補償特約第3条（被保険者）（1）をそれぞれ次のとおり読み替えて適用します。

- ① 普通保険約款第8条（1）

（1）本章および第3章において、被保険者とは、次のいずれかに該当する者とし、ただし、被保険者の業務の遂行に起因して損害を被る場合に限り、

- ① 保険証券記載の被保険者
② 被保険者を構成する建設業者
③ 上記①および②の役員等

（1）この特約において、被保険者とは、次のいずれかに該当する者とし、ただし、被保険者の業務の遂行に起因して損害を被る場合に限り、

- ① 保険証券記載の被保険者
② 被保険者を構成する建設業者
③ 上記①および②の役員等

第3条（被用者の故意）

当社は、普通保険約款第3条（保険金を支払わない場合—その2）（1）に規定する被用者の故意は、労働者災害補償保険法第12条2の2第1項に規定する故意に準ずるものとします。

第4条（重大事由による解除の場合の賠償保険金の額）

この保険契約に普通保険約款第27条（重大事由がある場合の当社による保険契約の解除）（4）の②の規定が適用される場合、この特約については、普通保険約款第6条（保険金を支払う場合—損害賠償金）（1）の③イ、を次のとおり読み替えて適用します。

イ、被保険者が法定外補償規定を定めていない場合は、普通保険約款および付帯される特約において法定外補償保険金支払限度額として定められている金額（支払限度額の適用にあたり、身体の障害区分については、労災保険法等による決定に従うものとします。また、退職者加算特約が付帯されている場合は、退職者加算保険金支払限度額を加算した金額とします。）。ただし、同一の被保険者について他の保険契約等（この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。）が締結されている場合には、その保険契約等により支払われる保険金の金額を含みます。

第5条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に適用されるその他の特約の規定を準用します。

条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約

第1条（戦争危険等保険金を支払わない場合の一部修正）

当社は、この特約に従い、労働災害総合保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合—その1）（1）の③の規定を次のとおり読み替えて適用します。

③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）。ただし、テロ行為等（政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為その他類似の行為をいいます。）を除きます。

第2条（危険の増加による追加保険料の請求またはこの特約の解除）

（1）当社は、第1条（戦争危険等保険金を支払わない場合の一部修正）により読み替えた普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合—その1）（1）の③のただし書の危険が著しく増加したと認めた場合は、

追加保険料を請求することまたはこの特約を解除することができます。

（2）本条（1）の規定により当社がこの特約を解除する場合において、正当な理由により保険契約者に通知できない場合は、被保険者にあてた通知をもって保険契約者に対する通知とみなします。

第3条（追加保険料領収前の身体の障害の取扱い）

保険契約者が第2条（危険の増加による追加保険料の請求またはこの特約の解除）（1）の追加保険料の支払を怠った場合は、当社は、追加保険料領収前に生じた身体の障害に対しては、保険金を支払いません。

第4条（保険契約解除の効力）

第2条（危険の増加による追加保険料の請求またはこの特約の解除）（1）の規定により当社がこの特約を解除する場合には、将来に向かってのみその効力を生じます。

第5条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に適用されるその他の特約の規定を準用します。

条件付戦争危険補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

（1）当社は、労働災害総合保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合—その1）（1）の③の規定にかかわらず、戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）により、保険証券または別紙明細書に記載の被用者が身体の障害（この特約においては、死亡または後遺障害に限り、）を被った場合は、この特約に従い、保険金（普通保険約款第1章法定外補償条項の保険金をいいます。）を被保険者に支払います。

（2）当社がこの特約に従って支払う金額は、普通保険約款別表1に定める金額を超えないものとします。

第2条（危険の増加によるこの特約の解除）

（1）当社は、第1条（保険金を支払う場合）の危険が著しく増加したと認めた場合は、保険契約者に対する書面による24時間以前の予告により、この特約を解除することができます。

（2）本条（1）の規定により当社がこの特約を解除する場合には、将来に向かってのみその効力を生じます。

（3）本条（1）の規定により当社がこの特約を解除する場合において、正当な理由により保険契約者に通知できない場合は、被保険者にあてた通知をもって保険契約者に対する通知とみなします。

第3条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に適用されるその他の特約の規定を準用します。

下請負人補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、労働災害総合保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合—その1）（2）の①および第9条（保険金を支払わない場合—その1）（2）の①の規定にかかわらず、保険証券記載の下請負人またはその被用者が業務上の事由により被った身体の障害について、この特約に従い、保険金（普通保険約款第1章法定外補償条項または第2章使用者賠償責任条項の保険金をいいます。）を被保険者に支払います。

第2条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に適用されるその他の特約の規定を準用します。

通勤災害補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、労働災害総合保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）（1）に規定する被用者の業務上の事由による身体の障害のほか、被用者が通勤により身体の障害を被った場合は、普通保険約款別表1に定める金額を、この特約に従い、保険金（普通保険約款第1章法定外補償条項の保険金をいいます。）を被保険者に支払います。

第2条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に適用されるその他の特約の規定を準用します。

通勤災害補償特約（使用者賠償用）

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、保険証券記載の被保険者（以下「被保険者」といいます。）の被用者（以下「被用者」といいます。）が業務上の事由によるほか通勤により被った身体の障害に対しても、労働災害総合保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第6条（保険金を支払う場合—損害賠償金）および第7条（保険金を支払う場合—費用）の規定に従い、被保険者に保険金（普通保険約款第2章使用者賠償責任条項の保険金をいいます。）を支払います。

第2条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に適用されるその他の特約の規定を準用します。

通勤災害補償対象外特約

当社は、通勤災害補償特約第1条（保険金を支払う場合）に規定した通勤による被用者の身体の障害のうち、被用者が退勤している間に被った身体の障害については、保険金を支払いません。

職業性疾病補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、労働災害総合保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合—その1）（2）の③または第9条（保険金を支払わない場合—その1）（2）の③の規定にかかわらず、被用者の身体の障害が職業性疾病の場合は、この特約に従い、保険金（普通保険約款第1章法定外補償条項または第2章使用者賠償責任条項の保険金をいいます。以下同様とします。）を被保険者に支払います。

第2条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当社は、職業性疾病のうち、直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに該当する身体の障害については、保険金を支払いません。
- ① 石綿または石綿を含む製品の発がん性その他の有害な特性に起因する身体の障害
 - ② 石綿の代替物質またはその代替物質を含む製品が発がん性その他の石綿と同種の有害な特性に起因する身体の障害
 - ③ 化学物質にさらされる業務による胆管がん
 - ④ 粉じんを飛散する場所における業務によるじん肺症もしくはじん肺法に規定するじん肺と合併したじん肺法施行規則第1条各号に規定する疾病
- (2) 当社は、保険期間終了の日より3年経過後に被用者またはその遺族より被保険者に対してなされた損害賠償請求または補償金請求については、この特約の保険金を支払いません。

第3条（身体の障害の発生日）

この特約の適用については、第1条（保険金を支払う場合）の職業性疾病につき、労災保険法等によって発病日と認定された日を普通保険約款第15条（保険責任の始期および終期）（3）でいう身体の障害の発生日とみなします。

第4条（支払の限度の特則）

- (1) 当社がこの特約に基づき保険期間中に支払うべき賠償保険金の限度額（以下「保険期間中の総支払限度額」といいます。）は、普通保険約款第11条（支払の限度）（1）という保険証券記載の1回の災害に適用する支払限度額と同額とします。
- (2) 普通保険約款第11条（2）にいう1回の災害に適用する支払限度額は、この特約においては、保険期間中の総支払限度額（当社が既にこの特約の保険金を支払っている場合は、その額を差し引きます。）をいいます。

第5条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に適用されるその他の特約の規定を準用します。

特別加入者補償特約

第1条（被用者の定義の拡大）

当社は、この特約に従い、別表（特別加入者）記載（保険証券記載または別紙明細書のとおり）の特別加入者（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第33条第1号から第5号までのいずれかに掲げる者をいいます。）を労働災害総合保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第14条（用語の定義）の③に規定する被用者とみなします。

第2条（読替規定）

この特約の適用にあたっては、次に掲げる用語はそれぞれ次のとおり読み替えるものとします。

- ① 普通保険約款第14条（用語の定義）の⑧に規定する「賃金総額」は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和47年労働省令第8号）別表第4にいう「保険料算定基礎額」

- ② 普通保険約款第14条の⑨に規定する「平均賃金」は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則別表第4にいう「給付基礎日額」
- ③ 普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）（1）に規定する「業務上の事由」は、労働者災害補償保険法第33条第5号に掲げる者については「その作業」

第3条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に適用されるその他の特約の規定を準用します。

災害付帯費用拡大補償特約（3倍型）

第1条（保険金を支払う場合）

当社が労働災害総合保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1章法定外補償条項の保険金（この特約においては、死亡に対する法定外補償保険金または後遺障害第1級から第7級までのいずれかに該当する後遺障害に対する法定外補償保険金に限りま。）を支払う場合には、当社は、被保険者が被用者の身体の障害の発生により支出を余儀なくされた費用（以下「災害付帯費用」といいます。）を、この特約に従い、別表（災害付帯費用（3倍型））に定める金額を限度として、災害付帯費用保険金を被保険者に支払います。

第2条（他の保険契約等がある場合の支払保険金）

第1条（保険金を支払う場合）の災害付帯費用保険金と同種の保険金を支払うべき他の保険契約等（この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。以下同様とします。）がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約につき他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額（以下「支払責任額」といいます。）の合計額が、別表（災害付帯費用（3倍型））に定める額を超えるときは、当社は、次に定める額を保険金として支払います。

区分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	別表の金額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、別表の金額を限度とします。

第3条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に適用されるその他の特約の規定を準用します。

別表（災害付帯費用（3倍型））

災害付帯費用保険金支払限度額表

保険金の種類	支払方式	
	基本契約（普通保険約款第1章法定外補償条項別表1）の支払限度額が金額で定められている場合	基本契約（普通保険約款第1章法定外補償条項別表1）の支払限度額が1日あたりの平均賃金に対する割合で定められている場合
死亡に対する法定外補償保険金	1被用者につき120万円	1被用者につきその被用者の平均賃金240日分相当額。ただし120万円を限度とします。
後遺障害に対する法定外補償保険金（後遺障害等級区分の第1級～第3級の場合）	1被用者につき30万円	1被用者につきその被用者の平均賃金60日分相当額。ただし30万円を限度とします。
後遺障害に対する法定外補償保険金（後遺障害等級区分の第4級～第7級の場合）	1被用者につき15万円	1被用者につきその被用者の平均賃金30日分相当額。ただし15万円を限度とします。

本表の適用に関しては、次の基準によりま。

1. 「基本契約（普通保険約款第1章法定外補償条項別表1）の支払限度額が金額で定められている場合」または「基本契約（普通保険約款第1章法定外補償条項別表1）の支払限度額が1日あたりの平均賃金に対する割合で定められている場合」のいずれか一方のみが適

用されます。

- この特約における支払方法は、基本契約（普通保険約款別表1）に定める支払方法と同様とし、その支払方法が金額と割合の組合せである場合には、この特約における支払方法は「基本契約（普通保険約款第1章法定外補償条項別表1）の支払限度額が金額で定められている場合」とします。

海外危険補償特約

第1条（保険責任のおよぶ地域の拡大）

当社は、労働災害総合保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第17条（保険責任のおよぶ地域）に規定する日本国の労働者災害補償法令の施行地内において行われる事業に従事する被用者の身体の障害のほか、施行地外の地域において行われる事業に派遣された被用者の身体の障害についても、この特約に従い、保険金（普通保険約款第1章法定外補償条項または第2章使用者賠償責任条項の保険金をいいます。）を被保険者に支払います。

第2条（読替規定）

この特約の適用にあたっては、普通保険約款第14条（用語の定義）の①に規定する労災保険法等には日本国以外の労働者災害補償法令および労働者災害補償責任保険を含むものとします。

第3条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に適用されるその他の特約の規定を準用します。

天災危険補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、労働災害総合保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合—その1）（1）の②の規定にかかわらず、地震もしくは噴火またはこれらによる津波により、被用者が身体の障害を被った場合は、この特約に従い、普通保険約款第1章法定外補償条項の保険金を被保険者に支払います。

第2条（保険金の支払）

普通保険約款第39条（保険金の支払）（1）の確認をするために、次表「事由」に掲げる特別な調査が不可欠な場合には、当社は、その調査を普通保険約款第39（2）の特別な照会または調査に加え、請求完了日（被保険者が普通保険約款第38条（保険金の請求）（3）の規定による手続を完了した日をいいます。）からその日を含めて次表「期間」に掲げる日数を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

事 由	期 間
災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における普通保険約款第39条（1）の事項の確認のための調査	365日

第3条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に適用されるその他の特約の規定を準用します。

業務外補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

① 身体の障害

労働災害総合保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第14条（用語の定義）の②の規定にかかわらず、急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」といいます。）によって被った身体の傷害をい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有害物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（ただし、継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。）を含みます。ただし、細菌性食物中毒は含みません。

② 休業

被災者がその身体の障害の治療のため、医師（被保険者または被災者が医師である場合には、身体の障害を被った被災者本人以外の医師をいいます。以下同様とします。）の指示に基づき病院または診療所に入院し、かつ、平常の業務に従事できない状態をいいます。

③ 補償対象者

事業場において普通保険約款第1章法定外補償条項の被保険者に使用され、賃金を支払われる者のうち、保険証券もしくは別紙明細書に記載された者をいいます。

④ 被災者

業務上の事由以外の事由により身体の障害を被った補償対象者をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

当社は、普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）の保険金のほか、被災者またはその遺族に対して支払う補償金にあてるため、別表1（業務外補償）に定める金額を、この特約の規定に従い、補償保険金（死亡に対する補償保険金、後遺障害に対する補償保険金または休業に対する補償保険金をいいます。以下同様とします。）として被保険者に支払います。

被保険者と補償対象者との関係

被保険者	補償対象者	被保険者と補償対象者の関係

（注）被保険者と補償対象者、およびその関係は、別紙明細書のとおりとします。

第3条（補償金を受け取るべき者への支払義務）

- 被保険者は、第2条（保険金を支払う場合）により受領した補償保険金の全額を、補償金を受け取るべき者（被災者および遺族をいいます。以下同様とします。）に支払わなければなりません。
- 本条（1）の規定に違反した場合には、被保険者は、既に受領した補償保険金のうち補償金を受け取るべき者に支払われなかった部分を当社に返還しなければなりません。

第4条（補償保険金を支払わない場合—その1）

- 当社は、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合—その1）のほか、補償金を受け取るべき者の故意によって被った身体の障害については、補償保険金を支払いません。ただし、その者が一部の補償金を受け取るべき者である場合には、他の者の受け取るべき金額については、この規定を適用しません。
- 当社は、次の①から④までのいずれかに該当する身体の障害については補償保険金を支払いません。
 - 労災保険法等の給付の対象となる被災者の身体の障害
 - 大気汚染、水質汚濁等の環境汚染による身体の障害。ただし、環境汚染の発生が不測かつ突発的な事故による場合を除きます。
 - 原因がいかなる場合でも、頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」をいいます。）または腰痛で他覚症状のないもの
 - 刑の執行または拘留もしくは入監中に被った身体の障害

第5条（補償保険金を支払わない場合—その2）

- 当社は、普通保険約款第3条（保険金を支払わない場合—その2）（1）のほか、次の①から③までのいずれかに該当する身体の障害については、補償保険金を支払いません。ただし、その被災者以外の者が被った次の①から③までのいずれかに該当する身体の障害については、この規定を適用しません。
 - 被災者の自殺行為または闘争行為による身体の障害
 - 被災者の脳疾患、疾病または心神喪失による身体の障害
 - 被災者の妊娠、出産、流産または外科的手術その他の医療処置による身体の障害。ただし、当社が補償保険金を支払うべき身体の障害を治療する場合を除きます。
- 当社は、次の①から③までのいずれかに該当する身体の障害については、保険契約者があらかじめこれらの行為に対応する当社所定の保険料を支払い、かつ、これらの行為者を補償対象者として保険証券もしくは別紙明細書に記載していなければ、補償保険金を支払いません。ただし、その被災者以外の者が被った身体の障害については、この規定を適用しません。
 - 被災者が別表2に掲げる運動を行っている間に被った身体の障害
 - 被災者が自動車、原動機付自転車またはモーターボートによる競技、競争、興行（いずれもそのための練習を含みます。）または試運転（性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。）をしている間に被った身体の障害。ただし、自動車または原動機付自転車を用いて道路上でこれらのことを行っている間に被った身体の障害を除きます。
 - 被災者が航空機を操縦している間に被った身体の障害

第6条（保険責任のおよぶ地域）

当社は、日本国内において行う事業に従事する補償対象者の身体の障害についての補償保険金を支払います。

第7条（死亡に対する補償保険金の支払）

当社は、補償対象者が第1条（用語の定義）の身体の障害を被り、その直接の結果として事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡し、被保険者が死亡補償金を支払う場合には、被災者1名につき別表1（業務外補償）に定める金額（その被災者について、既に支払った後遺障害に対する補償保険金がある場合は、死亡に対する補償保険金額から既に支払った金額を差し引いた残額をいいます。）を死亡に対する補償保険金として被保険者に支払います。

第8条（後遺障害に対する補償保険金の支払）

- (1) 当社は、補償対象者が第1条（用語の定義）の身体の障害を被り、その直接の結果として事故の発生の日からその日を含めて180日以内に次の①から⑥までのいずれかに該当する後遺障害が生じ、被保険者が後遺障害補償金を支払う場合には、被災者1名につき別表1（業務外補償）に定める金額を後遺障害に対する補償保険金として被保険者に支払います。
- ① 1眼または両眼が失明した場合
 - ② 両耳の聴力を全く失った場合
 - ③ 咀嚼しゃくまたは言語の機能を全く廃した場合
 - ④ 1腕（手関節より上部をいいます。）もしくは両腕または1脚（足関節より上部をいいます。）もしくは両脚を失った場合
 - ⑤ その他身体の著しい障害により終身自用を弁ずることができない場合
- (2) 本条（1）の規定にかかわらず、被災者が事故の発生の日から180日（その期間内に被災者が補償対象者でなくなった場合は、その日とします。）を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当社は、この時における医師の診断に基づき後遺障害の程度を決定して、後遺障害に対する補償保険金を支払います。
- (3) 本条（1）および（2）に基づいて、当社が支払うべき後遺障害に対する補償保険金の額は、1被災者について、別表1（業務外補償）に定める金額をもって限度とします。

第9条（休業に対する補償保険金の支払）

- (1) 当社は、補償対象者が第1条（用語の定義）の身体の障害を被り、その直接の結果として休業し、被保険者が休業補償金を支払う場合において、被災者の休業した日数が別表1（業務外補償）に定める休業に対する補償保険金の支払基準に該当する場合は、被災者1名につき別表1（業務外補償）に定める金額を休業に対する補償保険金として被保険者に支払います。
- (2) 本条（1）の休業した日数とは、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過するまでの間において休業した日数をいいます。
- (3) 補償対象者が第1条（用語の定義）の身体の障害を被り、その直接の結果として休業している間に重ねて同条の身体の障害を被ったとしても、当社は、重ねて休業した期間に対しては、重複して休業に対する補償保険金を支払いません。
- (4) 当社は、1被災者について、死亡に対する補償保険金と休業に対する補償保険金または後遺障害に対する補償保険金と休業に対する補償保険金を重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

第10条（他の身体の障害または疾病の影響）

- (1) 補償対象者が第1条（用語の定義）の身体の障害を被った場合で、当社に補償保険金の支払責任のない他の身体の障害または疾病の影響により同条の身体の障害が重大となった場合は、当社は、この影響がなかった場合に相当する補償保険金を決定してこれを支払います。
- (2) 正当な理由がなく被災者が治療を怠ったことまたは保険契約者、被保険者もしくは補償金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより第1条（用語の定義）の身体の障害が重大となった場合も、（1）と同様の方法で支払います。

第11条（当社の指定する医師による診察等の要求）

- (1) 当社は、普通保険約款第35条（災害発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）の規定による通知または第12条（補償保険金の請求）の規定による請求を受けた場合、必要と認めるときは、当社が費用を負担して、当社の指定する医師による被災者の身体の診察または死体の検案を行うことを求めることができます。
- (2) 本条（1）の規定による当社の申出につき、正当な理由がなくこれを拒んだ場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第12条（補償保険金の請求）

- (1) 当社に対する補償保険金請求権は、第2条（保険金を支払う場合）に定める金額につき被保険者の支払が確定した時から発生し、これを行なうことができます。
- (2) 被保険者が補償保険金の請求をする場合は、本条（1）に定められた補償保険金請求権発生の時からその日を含めて30日以内または当社が書面で承認した猶予期間内に、補償保険金請求書に次の①から④までの書類を添えて当社に提出しなければなりません。ただし、当社がその提出の省略を認めた場合は提出する必要はありません。
- ① 死亡に対する補償保険金請求の場合には、被災者の身分を証明する書類、死亡を証明する書類（死亡診断書または死体検案書をいいます。）および被災者の戸籍謄本
 - ② 後遺障害に対する補償保険金請求の場合には、被災者の身分を証明する書類および後遺障害の程度を証明する医師の診断書
 - ③ 休業に対する補償保険金請求の場合には、被災者の身分を証明する書類および入院日数を記載した病院または診療所の証明書
 - ④ その他当社が必要と認める書類
- (3) 本条（2）の書類に故意に事実と異なる記載をし、もしくは事実を記載しなかった場合、その書類を偽造もしくは変造した場合、または本条（2）の義務に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第13条（補償金を受け取るべき者への支払を証明する書類）

- (1) 当社が第2条（保険金を支払う場合）の規定に基づき補償保険金を支払った場合は、被保険者は補償金を受け取るべき者の補償金受領書を補

償保険金を受領した日からその日を含めて30日以内または当社が書面で承認した猶予期間内に当社に提出しなければなりません。

- (2) 本条（1）の書類に故意に事実と異なる記載をし、もしくは事実を記載しなかった場合、その書類を偽造もしくは変造した場合、または本条（1）の義務に違反した場合は、被保険者は既に受領した補償保険金を当社に返還しなければなりません。

第14条（他の保険契約等がある場合の支払保険金）

当社が、第1条（保険金を支払う場合）によって補償保険金を支払うべき身体の障害につき、補償保険金を支払うべき他の保険契約等（この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。以下同様とします。）がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約につき他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額（以下「支払責任額」といいます。）の合計額が、損害の額（それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。）を超えるときは、当社は、次に定める額を支払保険金の額とします。

区 分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第15条（読み替え規定）

この特約の適用については、普通保険約款の規定をそれぞれ次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第2条（保険金を支払わない場合—その1）、第3条（保険金を支払わない場合—その2）（1）、第15条（保険責任の始期および終期）、第18条（告知義務）、第19条（通知義務）、第34条（追加保険料領取前の身体の障害）、第35条（災害発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）、第36条（損害賠償責任解決の特則）、第38条（保険金の請求）、第39条（保険金の支払）、第40条（被用者への支払を証する書類）および第41条（代位）中「保険金」とあるのは「補償保険金」
- ② 第2条（保険金を支払わない場合—その1）（1）、第3条（保険金を支払わない場合—その2）（1）、第14条（用語の定義）の⑩、⑪イ、第29条（保険料の精算）（3）、第31条（保険料の返還—無効または失効の場合）、第33条（保険料の返還—解約または解除の場合）、第35条（災害発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）、第38条（保険金の請求）、第39条（保険金の支払）および第40条（被用者への支払を証する書類）中「被用者」とあるのは「補償対象者」
- ③ 第14条（用語の定義）の⑩イ、中「被保険者が保険証券記載の事業場において使用する保険期間中」とあるのは「保険期間中」、第31条（保険料の返還—無効または失効の場合）の②および第33条（保険料の返還—解約または解除の場合）の①および②中「既経過期間中に保険証券記載の事業場において使用する」とあるのは「既経過期間中」の」

第16条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないがぎり、普通保険約款およびこの保険契約に適用されるその他の特約の規定を準用します。

別表1（業務外補償）

保険金額表

補償保険金の種類	支払方式	定額方式 (定額で支払が行われる方式)
	死亡に対する補償保険金	
後遺障害に対する補償保険金		補償対象者1名につき 万円
休業に対する補償保険金	支払基準：休業日数が次の基準に該当する場合	補償対象者1名につき
	7日間以下	万円
	8日間以上 14日間以下	万円
	15日間以上 30日間以下	万円
	31日間以上 60日間以下	万円
	61日間以上 90日間以下	万円
	91日間以上120日間以下	万円
	121日間以上150日間以下	万円
151日間以上	万円	

(注1) 後遺障害に対する補償保険金額の設定は、死亡に対する補償保険金額をもって限度とします。
(注2) 補償保険金額は別紙明細書のとおりとします。

別表2

第5条（補償保険金を支払わない場合—その2）（2）の①に定める運動とは、次に掲げるものをいいます。

<p>山岳登山（ただし、ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。）、リュージュ、ポプスレー、スケルトン、航空機（ただし、グライダーおよび飛行船を除きます。）、操縦（ただし、職務として操縦する場合を除きます。）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（ただし、モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等をいいます。）を除きます。）、搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動</p>

保険料確定特約（直近労働保険年度末用）

第1条（用語の定義）

- 当社は、本条（2）または（3）のいずれかの規定に従いこの保険契約の保険料が定められている場合に、この特約を適用します。
- 働災総合保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第14条（用語の定義）の⑩および⑪の規定にかかわらず、この保険契約において次の①および②に掲げる用語は、それぞれ次の定義に従うものとします。
 - 平均被用者数
保険契約締結時に把握可能な最近の労働保険年度（1年間）の毎月一定日の被用者人数の累計を12で除して算定された人数をいいます。
 - 保険料
ア. 保険料が賃金を基礎とする場合には、被保険者が保険証券記載の事業場において使用するすべての被用者に対して保険契約締結時に把握可能な最近の労働保険年度（1年間）に支払った賃金総額の保険期間に対する日割の額に、所定の保険料率を乗じたものをいいます。
イ. 保険料が被用者数を基礎とする場合には、被保険者が保険証券記載の事業場において使用する保険契約締結時に把握可能な最近の労働保険年度（1年間）の平均被用者数に所定の保険料率を乗じたものをいいます。
- この保険契約の対象となる事業の種類（労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和47年労働省令第8号）に定める事業の種類をいいます。以下同様とします。）が建設事業であり、保険契約が有期個別契約である場合には、本条（2）ならびに普通保険約款第14条の⑧、⑩および⑪の規定にかかわらず、この保険契約において次の①から④までに掲げる用語は、それぞれ次の定義に従うものとします。

① 有期個別契約

対象となる事業が被保険者が行う単一の元請工事（被保険者自らが労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による労働者災害補償保険の保険関係の成立に関する届出を行う工事をいいます。）または下請工事（元請工事以外の工事をいいます。）である労働災害総合保険契約をいいます。

② 賃金総額

保険契約の対象となる工事の請負金額（当社が定める修正を行った後の金額をいいます。）に当社が定める係数を乗じ、当社が定める修正を行った額をいいます。

③ 平均被用者数

賃金総額を保険期間中の1人あたり平均賃金（当社が事前に認めた額に限り、）で除し、当社が定める修正を行った数値をいいます。

④ 保険料

ア. 保険料が賃金を基礎とする場合には、賃金総額に所定の保険料率を乗じたものをいいます。
イ. 保険料が被用者数を基礎とする場合には、平均被用者数に所定の保険料率を乗じたものをいいます。

第2条（保険料の返還—失効の場合）

当社は、普通保険約款第31条（保険料の返還—無効または失効の場合）の②の規定にかかわらず、この保険契約が失効の場合には未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を、保険契約者に返還します。

第3条（保険料の返還—解約または解除の場合）

当社は、普通保険約款第33条（保険料の返還—解約または解除の場合）の規定にかかわらず、この保険契約が解約または解除となった場合の保険料の返還について、次の①または②の規定に従うものとします。

- 普通保険約款第18条（告知義務）（2）、第19条（通知義務）（2）、第26条（当社による保険契約の解除）または第27条（重大事由がある場合の当社による保険契約の解除）（1）の規定により、当社が保険契約を解除した場合は、当社は未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を保険契約者に返還します。
- 普通保険約款第25条（保険契約者による保険契約の解約）の規定により、保険契約者が保険契約を解約した場合は、当社は、既に払い込まれた保険料から既経過期間に対し普通保険約款別表2に掲げる短期率率によって計算した保険料（保険証券記載の最低保険料に達しないときは最低保険料とします。）を差し引いて、その残額を保険契約者に返還します。

第4条（保険料精算の省略）

この保険契約において、当社は、普通保険約款第29条（保険料の精算）（1）および（3）の規定を適用しません。

第5条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないがぎり、普通保険約款およびこの保険契約に適用されるその他の特約の規定を準用します。

有期事業契約特約（包括契約用）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の①および②に掲げる用語は、それぞれ以下の定義に従うものとします。

① 元請工事

被保険者自らが労働者災害補償保険（以下「政府労災保険」といいます。）の加入手続（保険関係成立届を提出することをいいます。）を行う工事および労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第8条（請負事業の一括）第2項に従って被保険者が元請負人とみなされる工事

② 下請工事

上記の①に規定する元請工事以外の工事をいいます。

第2条（対象工事）

（1）保険契約者は、保険期間中に被保険者が日本国内において行う下欄記載の工事（以下「対象工事」といいます。）のすべてを当社の労働災害総合保険に付すものとし、当社は労働災害総合保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）およびこの保険契約に付帯される特約の規定に従い、保険金を支払います。

保険証券記載または別紙明細書のとおり

（2）対象工事に共同企業体による工事が含まれる場合の共同企業体の対象工事の範囲は次のとおりとします。

- 甲型（共同施工方式）共同企業体の場合
共同企業体が行う工事の全体とします。
- 乙型（分担施工方式）共同企業体の場合
共同企業体が行う工事のうち、被保険者が分担して行う部分のみとします。

第3条（被保険者が共同企業体の構成員である場合の保険金の支払額）

保険証券記載の被保険者が共同企業体の構成員である場合の保険金の支払額は次のとおりとします。

- 被保険者が甲型（共同施工方式）共同企業体の構成員である場合
共同企業体が被る損害等（普通保険約款およびこれに付帯される他の

の故意または重大な過失。ただし、その者が傷害死亡保険金の一部の受取人である場合には、傷害保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。

- ③ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為。ただし、傷害保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。
 - ④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故。ただし、傷害保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。
 - ア. 被保険者が法令に定められた運転資格（注3）を持たないで自動車等を運転している間
 - イ. 被保険者が道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ウ. 被保険者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
 - ⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失。ただし、傷害保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。
 - ⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
 - ⑦ 当社が傷害保険金を支払うべき傷害の治療以外の被保険者に対する外科的手術その他の医療処置
 - ⑧ 被保険者に対する刑の執行
 - ⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - ⑩ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ⑪ 核燃料物質（注4）もしくは核燃料物質（注4）によって汚染された物（注5）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑫ 本条（1）⑨から⑪までの事由に随伴して発生した事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて発生した事故
 - ⑬ 本条（1）⑪以外の放射線照射または放射能汚染
- (2) 当社は、被保険者が頸けい部症候群、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、傷害保険金を支払いません。
- (注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注2) 保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注3) 法令に定められた運転資格とは、運転する地における法令によるものをいいます。
- (注4) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。
- (注5) 核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。

第3条【保険金を支払わない場合—その2】

当社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故によって被った傷害に対しては、傷害保険金を支払いません。ただし、傷害保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。

- ① 被保険者が別表1に掲げる運動等を行っている間
- ② 被保険者の職業が別表2に掲げるもののいずれかに該当する場合において、被保険者がその職業に従事している間
- ③ 被保険者が次のいずれかに該当する間
 - ア. 乗用車を用いて競技等をしている間。ただし、本条③ウ. に該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、傷害保険金を支払います。
 - イ. 乗用車を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用車を使用している間。ただし、本条③ウ. に該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、傷害保険金を支払います。
 - ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間

第4条【傷害死亡保険金の計算】

- (1) 当社は、被保険者が第1条【保険金を支払う場合】(1)の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額の全額を傷害死亡保険金として傷害死亡保険金受取人に支払います。ただし、既に支払った傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既に支払った金額を差し引いた残額を、傷害死亡保険金として傷害死亡保険金受取人に支払います。
- (2) 第19条【傷害死亡保険金受取人の変更】(1)または(2)の規定によりその被保険者の法定相続人が傷害死亡保険金受取人となる場合で、その者が2名以上であるときは、当社は、法定相続分の割合により傷害死亡保険金を傷害死亡保険金受取人に支払います。
- (3) 第19条【傷害死亡保険金受取人の変更】(8)の傷害死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当社は、均等の割合により傷害死亡保険金を傷害死亡保険金受取人に支払います。

第5条【傷害後遺障害保険金の計算】

- (1) 当社は、被保険者が第1条【保険金を支払う場合】(1)の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内

に後遺障害が発生した場合は、次の算式によって算出した額を傷害後遺障害保険金としてその被保険者に支払います。

$$\boxed{\text{傷害後遺障害保険金の額}} = \boxed{\text{傷害死亡・後遺障害保険金額}} \times \boxed{\text{別表3のそれぞれの等級の後遺障害に対する保険金支払割合}}$$

- (2) 本条（1）の規定にかかわらず、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師（注）の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、本条（1）のとおり算出した額を傷害後遺障害保険金として支払います。
- (3) 別表3のそれぞれの等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、それぞれの等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。
- (4) 同一事故により、2種以上の後遺障害が発生した場合には、当社は、傷害死亡・後遺障害保険金額に次の保険金支払割合を乗じた額を傷害後遺障害保険金として支払います。
 - ① 別表3の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対する保険金支払割合
 - ② 本条（4）①以外の場合で、別表3の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に対する保険金支払割合
 - ③ 本条（4）①および②以外の場合で、別表3の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対する保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計の割合が上記の保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。
 - ④ 本条（4）①から③まで以外の場合は、重い後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合
- (5) 既に後遺障害のある被保険者が第1条【保険金を支払う場合】(1)の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額に次の保険金支払割合を乗じた額を傷害後遺障害保険金として支払います。

$$\boxed{\text{保険金支払割合}} = \boxed{\text{別表3に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合}} - \boxed{\text{既にあった後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合}}$$

- (6) 本条（1）から（5）までの規定に基づいて、当社が支払うべき傷害後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、傷害死亡・後遺障害保険金額をもって限度とします。
- (注) 医師とは、被保険者以外の医師をいいます。

第6条【傷害入院保険金および傷害手術保険金の計算】

- (1) 当社は、被保険者が傷害入院に該当し、その傷害入院が事故の発生の日からその日を含めて傷害入院保険金の免責期間を超えて継続（注1）した場合は、その期間に対し、次の算式によって算出した額を傷害入院保険金としてその被保険者に支払います。

$$\boxed{\text{傷害入院保険金の額}} = \boxed{\text{傷害入院保険金日額}} \times \boxed{\text{傷害入院の日数}}$$

- (2) 本条（1）の期間には、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であっても、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（注2）であるときには、その処置日数を含みます。
- (3) 本条（1）の傷害入院の日数には次の日数を含みません。
 - ① 事故の発生の日から起算して傷害入院保険金の免責期間が満了するまでの間の傷害入院の日数
 - ② 傷害入院保険金の免責期間が満了した日の翌日から起算して傷害入院保険金の支払対象期間が満了した日の翌日以降の傷害入院の日数
 - ③ 1事故に基づく傷害入院について、傷害入院保険金を支払うべき日数の合計が傷害入院保険金の支払限度日数に到達した日の翌日以降の傷害入院の日数
- (4) 被保険者が傷害入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに傷害入院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合であっても、当社は、その期間に対し重複しては傷害入院保険金を支払いません。
- (5) 当社は、被保険者が第1条【保険金を支払う場合】(1)の傷害を被り、その直接の結果として傷害手術保険金支払対象期間（注3）内に病院または診療所において、その傷害の治療を直接の目的として手術を受けた

特約により保険金を支払う損害、正味損害賠償金額および費用等のことをいいます。以下同様とします。)の全額に、共同企業体における被保険者の請負契約比率を乗じて得た額を限度とします。

- ② 被保険者が乙型(分担施工方式)共同企業体の構成員である場合被用者が共同企業体が行う対象工事に従事している場合、共同企業体が被る損害等の全額とします。

第4条(読替規定)

(1) この特約が付帯された保険契約に保険料確定特約(直近労働保険年度末用)が付帯されている場合には、保険料確定特約(直近労働保険年度末用)第1条(用語の定義)(2)の規定を次のとおり読み替えて適用します。

「(2) この保険契約において、次の①から④までに掲げる用語はそれぞれ次の定義に従うものとし、労働災害総合保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)第14条(用語の定義)の⑧、⑩および⑪の規定は適用しません。

① 賃金総額

被保険者が保険契約締結時に把握可能なア.またはイ.の額をいいます。

ア. 最近の労働保険年度(1年間)における有期事業契約特約(包括契約用)第2条(対象工事)に規定する対象工事において、すべての被用者(この保険契約に下請負人補償特約が付帯されている場合には、その特約に規定する下請負人およびその被用者を含みます。以下同様とします。)が受けた賃金の総額の保険期間に対する日割の額

イ. 最近の労働保険年度(1年間)における有期事業契約特約(包括契約用)第2条に規定する対象工事の完成工事高(当社が定める修正を行った後の額をいいます。)に当社が定める係数を乗じ、当社が定める修正を行った額

② 平均被用者数

被保険者が保険契約締結時に把握可能なア.またはイ.の数値をいいます。

ア. 最近の労働保険年度(1年間)における有期事業契約特約(包括契約用)第2条に規定する対象工事において、被保険者に使用される毎月一定日のすべての被用者の人数の累計を12で除して算定された数値

イ. 賃金総額を保険期間中の1人あたり平均賃金(当社が事前に認めた額に限りま)で除し、当社が定める修正を行った数値

③ 保険料

ア. 保険料が賃金を基礎とする場合には、賃金総額に所定の保険料率を乗じたものをいいます。

イ. 保険料が被用者数を基礎とする場合には、平均被用者数に所定の保険料率を乗じたものをいいます。」

(2) この特約が付帯された保険契約に保険料確定特約(直近会計年度末用)が付帯されている場合には、保険料確定特約(直近会計年度末用)第1条(用語の定義)(1)の規定を次のとおり読み替えて適用します。

「第1条(用語の定義)

当社は、この特約が付帯される保険契約において、次の①から③までに掲げる用語はそれぞれ次の定義に従うものとし、労働災害総合保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)第14条(用語の定義)の⑧、⑩および⑪の規定は適用しません。

① 賃金総額

被保険者が保険契約締結時に把握可能なア.またはイ.の額をいいます。

ア. 最近の会計年度(1年間)における有期事業契約特約(包括契約用)第2条(対象工事)に規定する対象工事において、すべての被用者(この保険契約に下請負人補償特約が付帯されている場合には、その特約に規定する下請負人およびその被用者を含みます。以下同様とします。)が受けた賃金の総額の保険期間に対する日割の額

イ. 最近の会計年度(1年間)における有期事業契約特約(包括契約用)第2条に規定する対象工事の完成工事高(当社が定める修正を行った後の額をいいます。)に当社が定める係数を乗じ、当社が定める修正を行った額

② 平均被用者数

被保険者が保険契約締結時に把握可能なア.またはイ.の数値をいいます。

ア. 最近の会計年度(1年間)における有期事業契約特約(包括契約用)第2条に規定する対象工事において、被保険者に使用される毎月一定日のすべての被用者の人数の累計を12で除して算定された数値

イ. 賃金総額を保険期間中の1人あたり平均賃金(当社が事前に認めた額に限りま)で除し、当社が定める修正を行った数値

③ 保険料

ア. 保険料が賃金を基礎とする場合には、賃金総額に所定の保険料率を乗じたものをいいます。

イ. 保険料が被用者数を基礎とする場合には、平均被用者数に所定の保険料率を乗じたものをいいます。」

(3) この特約が付帯された保険契約に保険料精算特約(直近会計年度末用)が付帯されている場合には、保険料精算特約(直近会計年度末用)第1条(用語の定義)(1)の規定を次のとおり読み替えて適用します。

「第1条(用語の定義)

当社は、この特約が付帯される保険契約において、次の①から③までに掲げる用語はそれぞれ次の定義に従うものとし、労働災害総合保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)第14条(用語の定義)の⑧、⑩および⑪の規定は適用しません。

① 賃金総額

次のア.またはイ.の額をいいます。

ア. 保険期間の末日より前の最近の会計年度末時点から過去1年間における有期事業契約特約(包括契約用)第2条(対象工事)に規定する対象工事において、すべての被用者(この保険契約に下請負人補償特約が付帯されている場合には、その特約に規定する下請負人およびその被用者を含みます。以下同様とします。)が受ける賃金の総額の保険期間に対する日割の額

イ. 保険期間の末日より前の最近の会計年度末時点から過去1年間における有期事業契約特約(包括契約用)第2条に規定する対象工事の完成工事高(当社が定める修正を行った後の額をいいます。)に当社が定める係数を乗じ、当社が定める修正を行った額

② 平均被用者数

次のア.またはイ.の数値をいいます。

ア. 保険期間の末日より前の最近の会計年度末時点から過去1年間における有期事業契約特約(包括契約用)第2条に規定する対象工事において、被保険者に使用される毎月一定日のすべての被用者の人数の累計を12で除して算定された数値

イ. 賃金総額を保険期間の末日より前の最近の会計年度末時点から過去1年間の1人あたり平均賃金(当社が事前に認めた額に限りま)で除し、当社が定める修正を行った数値

③ 保険料

ア. 保険料が賃金を基礎とする場合には、賃金総額の見込額に所定の保険料率を乗じたものをいいます。

イ. 保険料が被用者数を基礎とする場合には、平均被用者数の見込額に所定の保険料率を乗じたものをいいます。」

(4) この特約が付帯された保険契約に保険料精算特約(直近労働保険年度末用)が付帯されている場合には、保険料精算特約(直近会計年度末用)第1条(用語の定義)(1)の規定を次のとおり読み替えて適用します。

「第1条(用語の定義)

当社は、この特約が付帯される保険契約において、次の①から③までに掲げる用語はそれぞれ次の定義に従うものとし、労働災害総合保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)第14条(用語の定義)の⑧、⑩および⑪の規定は適用しません。

① 賃金総額

次のア.またはイ.の額をいいます。

ア. 保険期間の末日より前の最近の労働保険年度末時点から過去1年間における有期事業契約特約(包括契約用)第2条(対象工事)に規定する対象工事において、すべての被用者(この保険契約に下請負人補償特約が付帯されている場合には、その特約の別表に記載された下請負人およびその被用者を含みます。以下同様とします。)が受ける賃金の総額の保険期間に対する日割の額

イ. 保険期間の末日より前の最近の労働保険年度末時点から過去1年間における有期事業契約特約(包括契約用)第2条に規定する対象工事の完成工事高(当社が定める修正を行った後の額をいいます。)に当社が定める係数を乗じ、当社が定める修正を行った額

② 平均被用者数

次のア.またはイ.の数値をいいます。

ア. 保険期間の末日より前の最近の労働保険年度末時点から過去1年間における有期事業契約特約(包括契約用)第2条に規定する対象工事において、被保険者に使用される毎月一定日のすべての被用者の人数の累計を12で除して算定された数値

イ. 賃金総額を保険期間の末日より前の最近の労働保険年度末時点から過去1年間の1人あたり平均賃金(当社が事前に認めた額に限りま)で除し、当社が定める修正を行った数値

③ 保険料

ア. 保険料が賃金を基礎とする場合には、賃金総額の見込額に所定の保険料率を乗じたものをいいます。

イ. 保険料が被用者数を基礎とする場合には、平均被用者数の見込額に所定の保険料率を乗じたものをいいます。」

第5条(事業の種類)

対象工事の事業の種類は決定にあたっては次のとおり取り扱うものとします。

① 元請工事の場合

その工事に適用される政府労災保険の事業の種類に従います。

② 下請工事の場合

その工事の元請工事に適用される政府労災保険の事業の種類に従います。ただし、その工事の元請工事の事業の種類が不明の場合には、その下請工事を元請工事とみなした場合に適用すべき事業の種類によります。

第6条(特別加入者の取扱い)

(1) 下請負人補償特約が付帯されている場合には、政府労災保険の特別加入者(第一種特別加入者—中小事業主等、第二種特別加入者—一人親方をいいます。)についてはこの保険契約の対象とします。

(2) 下請負人補償特約が付帯されている場合には、特別加入者を対象とす

るにあたり、次に掲げる用語はそれぞれ次のとおり読み替えるものとします。

- ① 普通保険約款第14条（用語の定義）の③に規定する「賃金総額」は、労働保険の保険料徴収等に関する法律施行規則（昭和47年労働省令第8号）別表第4にいう「保険料算定基礎額」
- ② 普通保険約款第14条の⑨に規定する「平均賃金」は、上記①に規定する別表第4にいう「給付基礎日額」
- ③ 普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）に規定する「業務上の事由」は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第33条第5号に掲げる者については「その作業」

第7条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に適用されるその他の特約の規定を準用します。

共同保険に関する特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、次表のとおりとします。

	用語	説明
ひ	引受保険会社	保険証券記載の保険会社をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約が引受保険会社による共同保険契約である場合に適用されます。

第2条（独立責任）

この保険契約は、引受保険会社による共同保険契約であって、引受保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第3条（幹事保険会社の行う事項）

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、すべての引受保険会社のために次に掲げる事項を行います。

- ① 保険申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
- ② 保険料の収納および受領または返還
- ③ 保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
- ④ 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知または通知の承認
- ⑤ 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認
- ⑥ 保険契約に係る変更確認書の発行および交付または保険証券に対する裏書等
- ⑦ 保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
- ⑧ 事故発生もしくは損害発生等の通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
- ⑨ 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および引受保険会社の権利の保全
- ⑩ その他上記①から⑨までの事務または業務に付随する事項

第4条（幹事保険会社の行為の効果）

この保険契約に関し幹事保険会社が行った第3条（幹事保険会社の行う事項）に掲げる事項は、すべての引受保険会社がこれを行ったものとみなします。

第5条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、すべての引受保険会社に対して行われたものとみなします。

保険料大口分割払特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、次表のとおりとします。
(50音順)

	用語	説明
こ	口座振替	指定口座から口座振替により保険料を集金することをいいます。
し	次回追加保険料払込期日	追加保険料払込期日の翌月の追加保険料払込期日をいいます。
	次回保険料払込期日	保険料払込期日の翌月の保険料払込期日をいいます。
	指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
せ	請求日	当社が追加保険料を請求した日をいいます。
つ	追加保険料払込期日	変更確認書記載の払込期日をいいます。ただし、追加保険料の払込方法が口座振替による場合、提携金融機関ごとに当社の定める期日とします。
て	提携金融機関	当社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
ふ	分割追加保険料	追加保険料を変更確認書記載の回数に分割した金額であって、変更確認書記載の金額をいいます。
	分割保険料	保険料を保険証券記載の回数に分割した金額であって、保険証券記載の金額をいいます。
ほ	保険料払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。ただし、保険料の払込方法が口座振替による場合、提携金融機関ごとに当社の定める期日とします。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、次に定める条件をすべて満たしている場合で、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

- ① 保険契約者が保険料を分割して払い込むこと。
- ② この保険契約の保険料が当社が別に定める額を超えること。

第2条（保険料の払込方法）

(1) 保険契約者は、保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して、次表のとおり払い込むことができます。

区分	保険料の払込み
① 第1回分割保険料	保険契約の締結と同時に当社に払い込むものとします。
② 第2回目以降分割保険料	保険料払込期日までに当社に払い込むものとします。

(2) 第2回目以降分割保険料の払込方法が口座振替による場合において、保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、口座振替によるその分割保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当社は、保険料払込期日にその分割保険料の払込みがあったものとみなします。

(3) 第2回目以降分割保険料の払込方法が口座振替による場合で、第2回分割保険料の保険料払込期日が始期日の属する月の翌月末日までにあるときにおいて、保険契約者が第2回分割保険料を払い込むべき保険料払込期日までその払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによるときは、第2回分割保険料の保険料払込期日が属する月の翌月の応当日をその第2回分割保険料の保険料払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責めに帰すべき事由による場合を除きます。

第3条（保険料領収前の身体の障害）

- (1) 保険期間が始まった後でも、保険契約者が第1回分割保険料の払込みを怠った場合は、当社は、始期日から第1回分割保険料領収までの間に生じた身体の障害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 保険契約者が第2回目以降分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、当社は、その保険料払込期日の翌日以後に発生した身体

の障害に対しては、保険金を支払いません。

- (3) 本条(2)の規定にかかわらず、第2回目以降分割保険料の払込方法が口座振替による場合であって、保険契約者がその分割保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったときは、当社は、「保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、当社は保険料払込期日の属する月の翌々月の保険料払込期日に請求する分割保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、この保険契約の保険期間中にこの規定(注)が既に適用されている場合には、当社は、保険契約者に対して、保険料払込期日到来前の分割保険料の全額を一括して請求できるものとします。

(注) 第5条(追加保険料領収前の身体の障害)(3)③の規定ならびにこの保険契約に適用されるその他の特約に定める「保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定および「追加保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定を含みます。

第4条(追加保険料の払込方法)

- (1) 当社が第7条(保険料の返還または追加保険料の請求)の規定による追加保険料を請求した場合は、次表のとおりとします。

区 分	追加保険料の払込み
① 告知義務の規定に基づき告知した内容が事実と異なる場合または通知義務の規定に定める事実が発生した場合の規定に従い、追加保険料を請求したとき。	保険契約者は、請求日にその全額を一括して当社に払い込まなければなりません。
② 契約条件変更の申出を承認する場合で、追加保険料を請求したとき。	

- (2) 本条(1)の規定にかかわらず、保険契約者は、第7条(保険料の返還または追加保険料の請求)の規定による追加保険料を変更確認書記載の回数および金額に分割して、次表のとおり払い込むことができます。

区 分	追加保険料の払込み
① 第1回分割追加保険料	請求日に当社に払い込むものとします。
② 第2回目以降分割追加保険料	追加保険料払込期日までに当社に払い込むものとします。

- (3) 第2回目以降分割追加保険料の払込方法が口座振替による場合において、追加保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、口座振替によるその分割追加保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当社は、追加保険料払込期日にその分割追加保険料の払込みがあったものとみなします。

第5条(追加保険料領収前の身体の障害)

- (1) 第4条(追加保険料の払込方法)(1)①の追加保険料を請求する場合において、この保険契約の普通保険約款に定める当社による保険契約の解除に関する規定により、この保険契約を解除できるときは、当社は、変更日から追加保険料領収までの間に生じた身体の障害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

- (2) 第4条(追加保険料の払込方法)(1)②の規定により追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその払込みを怠ったときは、当社は、変更日から追加保険料領収までの間に生じた身体の障害に対しては、契約条件変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用されるその他の特約に従い、保険金を支払います。

- (3) 追加保険料が第4条(追加保険料の払込方法)(2)の定めるところにより、分割して払い込まれる場合には、次のとおりとします。

① 保険契約者が第1回分割追加保険料について、その払込みを怠った場合は、本条(1)および(2)の規定を適用します。

② 保険契約者が第2回目以降分割追加保険料について、その分割追加保険料を払い込むべき追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、その追加保険料払込期日の翌日以後に生じた身体の障害に対しては、保険金を支払いません。

③ 上記②の規定にかかわらず、第2回目以降分割追加保険料の払込方法が口座振替による場合であって、保険契約者がその分割追加保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったときは、当社は、「追加保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、当社は追加保険料払込期

日の属する月の翌々月の追加保険料払込期日に請求する分割追加保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、この保険契約の保険期間中にこの規定(注)が既に適用されている場合には、当社は、保険契約者に対して、追加保険料払込期日到来前の分割追加保険料の全額を一括して請求できるものとします。

(注) 第3条(保険料領収前の身体の障害)(3)の規定ならびにこの保険契約に適用されるその他の特約に定める「保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定および「追加保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定を含みます。

第6条(当社からの保険契約の解除)

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

① 保険料払込期日(注1)の属する月の翌月末日までに、その保険料払込期日(注1)に払い込まれるべき分割保険料(注2)の払込みがない場合

② 保険料払込期日(注1)までに、その保険料払込期日(注1)に払い込まれるべき分割保険料(注2)の払込みがなく、かつ、次回保険料払込期日(注3)までに、次回保険料払込期日(注3)に払い込まれるべき分割保険料(注2)の払込みがない場合

- (2) 本条(1)の解除は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみその効力を生じます。

① 本条(1)①による解除の場合は、その分割保険料(注2)を払い込むべき保険料払込期日(注1)または満期日のいずれか早い日

② 本条(1)②による解除の場合は、次回保険料払込期日(注3)または満期日のいずれか早い日

(注1) 第4条(追加保険料の払込方法)(2)の規定により追加保険料が分割して払い込まれる場合は、追加保険料払込期日を含みます。

(注2) 第4条(追加保険料の払込方法)(2)の規定により追加保険料が分割して払い込まれる場合は、分割追加保険料を含みます。

(注3) 第4条(追加保険料の払込方法)(2)の規定により追加保険料が分割して払い込まれる場合は、次回追加保険料払込期日を含みます。

第7条(保険料の返還または追加保険料の請求)

この保険契約の普通保険約款およびこれに適用されるその他の特約の規定により保険料の返還または追加保険料の請求をすべき事由が発生した場合には、当社は、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の保険料の返還または追加保険料の請求に関する規定にかかわらず、当社の定めるところにより、保険料の返還または追加保険料の請求をします。

第8条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないがぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用されるその他の特約の規定を準用します。

団体総合生活補償保険 普通保険約款

「用語の説明」

この普通保険約款およびこの普通保険約款に適用される特約において使用される用語の説明は次のとおりとします。ただし、この普通保険約款に適用される特約において別途用語の説明がある場合は、それによります。

(50音順)

	用語	説明
い	医学的 他覚所見の ないもの	被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
	医科診療 報酬 点数表	手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。
お	オンライン 診療	公的医療保険制度における医科診療報酬点数表におけるオンライン診療料の算定対象となる診療行為をいいます。
か	解除	当社からの意思表示によって、保険契約の効力を将来に向かって失わせることをいいます。
	解約	保険契約者からの意思表示によって、保険契約の効力を将来に向かって失わせることをいいます。ただし、基本条項第11条〔被保険者による保険契約の解約請求〕(3)および(4)の規定においては、被保険者からの意思表示によって、保険契約の効力を将来に向かって失わせることをいいます。
き	既経過 期間	始期日から既に経過した期間をいいます。
	危険	損害等の発生の可能性をいいます。
	競技等	競技、競争、興行(注1)または試運転(注2)をいいます。 (注1) 競技、競争、興行には、いずれもそのための練習を含みます。 (注2) 試運転とは、性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。
け	頸部 症候群	いわゆる「むちうち症」をいいます。
	契約年令	この保険契約の始期日における被保険者の年令をいいます。
こ	後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを除きます。
	公的医療 保険制度	次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。 ① 健康保険法(大正11年法律第70号) ② 国民健康保険法(昭和33年法律第192号) ③ 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号) ④ 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号) ⑤ 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号) ⑥ 船員保険法(昭和14年法律第73号) ⑦ 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)
	告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険申込書の記載事項とすることによって当社が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
し	歯科診療 報酬 点数表	手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。
	始期日	保険期間の初日をいいます。

	用語	説明
失	失効	この保険契約の全部または一部の効力を将来に向かって失うことをいいます。
	疾病	被保険者が被った傷害以外の身体の障害をいいます。なお、被保険者が疾病によって被った傷害については疾病として取り扱います。
	自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
	支払事由	この保険契約に適用される特約の第1条〔保険金を支払う場合〕に規定する保険金を支払うべき事由をいいます。
し	手術	次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為(注1)。ただし、次のいずれかに該当するものを除きます。 ア. 創傷処理 イ. 皮膚切開術 ウ. デブリードマン エ. 骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 オ. 抜歯手術 ② 先進医療(注2)に該当する診療行為(注3) (注1) 手術料の算定対象として列挙されている診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。 (注2) 先進医療とは、手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に主務大臣が定めるものをいいます。ただし、先進医療ごとに別に主務大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限りします。 (注3) 先進医療に該当する診療行為は、治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限りします。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
		傷害
乗用具	自動車等、モーターボート(注)、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。 (注) モーターボートには、水上オートバイを含みます。	
そ	損害等	この普通保険約款およびこの保険契約に適用される特約の規定により、当社が保険金を支払うべき損害、損失、傷害または疾病等をいいます。
た	他の保険 契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
ち	治療	医師(注)が必要であると認め、医師(注)が行う治療をいいます。 (注) 医師とは、被保険者以外の医師をいいます。

	用語	説明
つ	通院	病院もしくは診療所に通い、または往診もしくは訪問診療により、治療を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回にのみ通院したものとみなします。
て	訂正の申出	告知事項について書面をもって訂正を申し出ることであって、基本条項第4条【契約時に告知いただく事項－告知義務】(3)③またはこの普通保険約款に適用される特約に規定する訂正の申出をいいます。
と	特約	補償内容および普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する場合のその補充・変更の内容を定めたものです。
に	入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
は	配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。
	発病	被保険者以外の医師が診断した発病をいいます。ただし、先天性異常については、被保険者以外の医師の診断によりはじめて発見されることをいいます。
ひ	被保険者	この保険契約により補償の対象となる者または補償を受ける者をいい、保険証券記載の被保険者をいいます。
ふ	普通保険約款	保険契約内容について、原則的な事項を定めたものです。
ほ	暴動	群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
	保険期間	保険責任の始まる日から終了する日までの期間であって、保険証券記載の保険期間をいいます。
	保険金	この保険契約に適用される特約のそれぞれに規定する保険金をいいます。
	保険契約者	当社にこの保険契約の申込みをする者であって、この保険契約が成立すれば、保険料の支払義務を負うこととなる者をいいます。
	保険申込書	当社にこの保険契約の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合には、これらの書類を含みます。
	保険料	保険契約者がこの保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。
ま	満期日	保険期間の末日をいいます。
み	未経過期間	満期日までの残存期間をいいます。
む	無効	この保険契約のすべての効力が、この保険契約締結時から生じなかったものとして取り扱うことをいいます。

第1章 補償条項

第1条【保険金を支払う場合】

当社は、この保険契約に適用される特約の支払事由に該当した場合、普通保険約款および特約の規定に従い、保険金を支払います。

第2条【保険金を支払わない場合】

当社が保険金を支払わない場合は、この保険契約に適用される特約の規定によります。

第2章 基本条項

第1条【補償される期間－保険期間】

(1) この保険契約で補償される期間は、始期日の午後4時に始まり、満期日の午後4時に終わります。ただし、保険証券の保険期間欄にこれと異なる開始時刻または終了時刻が記載されている場合は、それぞれその時刻に始まり終わるものとします。

(2) 本条(1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

第2条【保険料の払込方法】

(1) 保険契約者は、この普通保険約款に適用される特約の規定により定めた保険料の払込方法に従い、この保険契約の保険料を払い込まなければなりません。ただし、この普通保険約款に適用される特約の規定により保険料の払込方法を定めなかった場合には、保険料は、保険契約の締結と同時にその全額を払い込まなければなりません。

(2) 保険期間が始まった後でも、保険契約者が保険料の払込みを怠った場合は、この普通保険約款に適用される特約で別に定める場合を除き、当社は、始期日から保険料領収までの間に発生した支払事由による損害等に対しては、保険金を支払いません。

第3条【保険責任のおよぶ地域】

当社は、この普通保険約款に適用される特約で別に定める場合を除き、日本国内または国外において発生した支払事由による損害等に対して保険金を支払います。

第4条【契約時に告知いただく事項－告知義務】

(1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当社に事実を正確に告げなければなりません。なお、保険契約締結の際、当社が特に必要と認めた場合は、当社は、事実の調査を行い、また、被保険者になる者に対して当社の指定する医師の診断を求めることができます。

(2) 当社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) 本条(2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。

① 本条(2)に規定する事実がなくなった場合

② 当社が保険契約締結の際、本条(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合(注)

③ 保険契約者または被保険者が、支払事由または支払事由の原因が発生した時より前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当社に申し出て、当社がその訂正を承認した場合。なお、当社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当社に告げられていたとしても、当社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、当社はその訂正を承認するものとします。

④ 次のいずれかに該当する場合

ア. 当社が、本条(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合

イ. 保険契約締結時から5年を経過した場合

(4) 本条(2)の規定による解除が支払事由または支払事由の原因の発生した後になされた場合であっても、第12条(保険契約の解約・解除の効力)の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(5) 本条(4)の規定は、本条(2)に規定する事実に基づかず発生した支払事由による損害等については適用しません。

(注) 当社が保険契約締結の際、本条(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合には、当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

第5条【保険契約者の住所変更】

保険契約締結の後、保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。

第6条【保険契約の無効】

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合には、保険契約は無効とします。

第7条【保険契約の失効】

保険契約締結の後、被保険者が死亡した場合には、保険契約は効力を失います。

第8条【保険契約の取消し】

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の詐欺または強迫によって当社が保険契約を締結した場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第9条【保険契約者からの保険契約の解約】

保険契約者は、当社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解約することができます。

第10条【重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除】

(1) 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当社にこ

の保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を発生させ、または発生させようとしたこと。

② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。

ア. 反社会的勢力（注1）に該当すると認められること。

イ. 反社会的勢力（注1）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

ウ. 反社会的勢力（注1）を不当に利用していると認められること。

エ. 法人である場合において、反社会的勢力（注1）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

オ. その他反社会的勢力（注1）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

④ 他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。

⑤ 本条（1）①から④までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、本条（1）①から④までの事由がある場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

(2) 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除（注2）することができます。

① 被保険者が、本条（1）③ア.からオ.までのいずれかに該当すること。

② 被保険者に発生した損害等に対して支払う保険金を受け取るべき者が、本条（1）③ア.からオ.までのいずれかに該当すること。

(3) この保険契約に適用される特約の保険金が次のいずれかに該当する場合、本条（1）または（2）の規定による解除が損害等（注3）の原因となった支払事由が発生した後になされたときであっても、第12条【保険契約の解約・解除の効力】の規定にかかわらず、本条（1）①から⑤までの事由または本条（2）①もしくは②の事由が発生した時以後に発生した支払事由による損害等（注3）に対しては、当社は、保険金（注4）を支払いません。この場合において、既に保険金（注4）を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

① 被保険者の傷害または疾病（注5）に対して一定額を支払うもの

② 被保険者の傷害または疾病によってその被保険者が被った損害（注6）に対して保険金を支払うもの

(4) この保険契約に適用される特約の保険金が本条（3）①または②のいずれにも該当しない場合、本条（1）または（2）の規定による解除が支払事由が発生した後になされたときであっても、第12条【保険契約の解約・解除の効力】の規定にかかわらず、本条（1）①から⑤までの事由または本条（2）①もしくは②の事由が発生した時以後に発生した支払事由による損害等に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(5) この保険契約に適用される特約の保険金が本条（3）①または②のいずれにも該当しない場合において、保険契約者または被保険者が本条（1）③ア.からオ.までのいずれかに該当することにより本条（1）または（2）の規定による解除がなされたときには、本条（4）の規定は、次の損害等については適用しません。

① 本条（1）③ア.からオ.までのいずれにも該当しない被保険者に発生した損害等

② 本条（1）③ア.からオ.までのいずれかに該当する被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額についての損害

(注1) 反社会的勢力とは、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。なお、暴力団員には、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。

(注2) 解除する範囲は、その被保険者に係る部分とします。

(注3) 損害等とは、本条（2）の規定による解除がなされた場合には、その被保険者に発生した損害等をいいます。

(注4) 保険金は、本条（2）②の規定による解除がなされた場合、保険金を受け取るべき者のうち、本条（1）③ア.からオ.までのいずれかに該当する者の受け取るべき金額に限りま。

(注5) 傷害または疾病には、死亡および要介護状態を含みます。

(注6) 損害には、損失および費用を含みます。

第11条【被保険者による保険契約の解約請求】

(1) 被保険者が保険契約者以外の方である場合において、次のいずれかに該当する事由があるときには、その被保険者は、保険契約者に対しこの保険契約を解約（注）することを求めることができます。

① この保険契約の被保険者となることについての同意をしていなかったとき。

② 保険契約者または保険金を受け取るべき者に、第10条【重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除】（1）①または②に該当する行為のいずれかがあったとき。

③ 保険契約者または保険金を受け取るべき者が、第10条【重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除】（1）③ア.からオ.までのいずれかに該当するとき。

④ 第10条【重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除】（1）

④に規定する事由が発生したとき。

⑤ 本条（1）②から④までのほか、保険契約者または保険金を受け取るべき者が、本条（1）②から④までの場合と同程度にその被保険者のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたとき。

⑥ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この保険契約の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があったとき。

(2) 保険契約者は、本条（1）①から⑥までの事由がある場合において、その被保険者から本条（1）に規定する解約請求があったときは、当社に対する通知をもって、この保険契約を解約（注）しなければなりません。

(3) 本条（1）①の事由がある場合は、その被保険者は、当社に対する通知をもって、この保険契約を解約（注）することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があった場合に限りま。

(4) 本条（3）の規定によりこの保険契約が解約（注）された場合は、当社は、遅滞なく、保険契約者に対し、その旨を書面により通知するものとします。

(注) 解約する範囲は、その被保険者に係る部分とします。

第12条【保険契約の解約・解除の効力】

保険契約の解約および解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第13条【保険料の返還または追加保険料の請求—告知義務等の場合】

(1) 当社は、次表「区分」のいずれかに該当する場合において、保険料率または保険料を変更する必要があるときは、次表「保険料の返還、追加保険料の請求」とのとおりとします。

区分	保険料の返還、追加保険料の請求
① 第4条【契約時に告知いただく事項—告知義務】（1）により告げられた内容が事実と異なる場合	変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還し、または追加保険料を請求します。
② 本条（1）①のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当社に通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合	変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還し、または追加保険料を請求します。

(2) 当社は、保険契約者が本条（1）①の規定による追加保険料の払込みを怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) 本条（1）①の規定による追加保険料を請求する場合において、本条（2）の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(4) 本条（1）②の規定による追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその払込みを怠ったときは、当社は、追加保険料を領収する前に発生した支払事由による損害等に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

(注) 追加保険料の払込みを怠った場合は、当社が、保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず相当の期間内にその払込みがなかった場合をいいます。

第14条【保険料の返還—無効または失効の場合】

保険契約の無効または失効の場合には、保険料の返還について、次表のとおりとします。

区分	保険料の返還
① 保険契約が無効となる場合	既に払い込まれた保険料の全額を返還します。ただし、第6条【保険契約の無効】の規定により、保険契約が無効となる場合は、既に払い込まれた保険料を返還しません。
② 保険契約が失効となる場合	次の算式によって計算した額を返還します。 <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">保険料</div> <div style="font-size: 2em; margin-right: 10px;">-</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">既経過期間に対し月割によって計算した保険料</div> </div>

第15条【保険料の返還—取消しの場合】

保険契約の取消しの場合には、保険料の返還について、次表のとおりとします。

区 分	保険料の返還
第8条〔保険契約の取消し〕の規定により、当社が保険契約を取り消した場合	既に払い込まれた保険料を返還しません。

第16条〔保険料の返還－解除または解約の場合〕

保険契約の解除または解約の場合には、保険料の返還について、次表のとおりとします。

区 分	保険料の返還			
① 第4条〔契約時に告知いただく事項－告知義務〕(2)の規定により、当社が保険契約を解除した場合	次の算式によって計算した額を返還します。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="padding: 5px;">保険料</td> <td style="padding: 5px;">－</td> <td style="padding: 5px;">既経過期間に対し月割によって計算した保険料</td> </tr> </table>	保険料	－	既経過期間に対し月割によって計算した保険料
保険料	－	既経過期間に対し月割によって計算した保険料		
② 第10条〔重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除〕(1)の規定により、当社が保険契約を解除した場合				
③ 第13条〔保険料の返還または追加保険料の請求－告知義務等の場合〕(2)の規定により、当社が保険契約を解除した場合				
④ 第9条〔保険契約者からの保険契約の解約〕の規定により、保険契約者が保険契約を解約した場合				
⑤ 第10条〔重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除〕(2)の規定により、当社が保険契約を解除(注1)した場合				
⑥ 第11条〔被保険者による保険契約の解約請求〕(2)の規定により、保険契約者が保険契約を解約(注2)した場合				
⑦ 第11条〔被保険者による保険契約の解約請求〕(3)の規定により、被保険者が保険契約を解約(注2)した場合				

(注1) 解除する範囲は、その被保険者に係る部分とします。

(注2) 解約する範囲は、その被保険者に係る部分とします。

第17条〔保険金の請求〕

- (1) 当社に対する保険金請求権は、この保険契約に適用される特約に定める時からそれぞれ発生し、これを行行使することができるものとする。
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、この保険契約に適用される特約に規定する書類のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべきその被保険者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、その被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
 - ① その被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注)
 - ② 本条(3)①に規定する者がいない場合または本条(3)①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、その被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ 本条(3)①および②に規定する者がいない場合または本条(3)

- ①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、本条(3)①以外の配偶者(注)または本条(3)②以外の3親等内の親族
- (4) 本条(3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。
- (5) 当社は、事故の内容、損害の額または傷害・疾病の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、本条(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく本条(5)の規定に違反した場合または本条(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
(注) 配偶者は、普通保険約款「用語の説明」の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

第18条〔保険金の支払〕

- (1) 当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次表の事項の確認を終え、保険金を支払います。

確認する内容	確認に必要な事項
① 保険金の支払事由発生の有無	ア. 事故発生の原因 イ. 事故発生の状況 ウ. 損害、損失もしくはは傷害発生の有無または疾病の内容 エ. 被保険者に該当する事実
② 保険金が支払われない事由の有無	この保険契約において保険金が支払われない事由としている事由に該当する事実の有無
③ 保険金の額の算出	ア. 損害もしくはは損失の額、保険価額または傷害もしくはは疾病の程度 イ. 事故と損害、損失またはは傷害との関係 ウ. 治療の経過および内容
④ 保険契約の効力の有無	この保険契約において定める解除、解約、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
⑤ 本条(1)①から④までのほか、当社が支払うべき保険金の額の確定	ア. 他の保険契約等の有無および内容 イ. 損害または損失について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等

- (2) 本条(1)の確認をするため、次表「事由」に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、本条(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次表「期間」に掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとする。

事 由	期 間
① 本条(1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3)	180日
② 本条(1)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
③ 本条(1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日
④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における本条(1)①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
⑤ 本条(1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

この普通保険約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

傷害補償（MS&A D型）特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。（50音順）

用語	説明
事故	第1条【保険金を支払う場合】（1）に規定する事故をいいます。
死体の検案	死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。
支払限度日数	支払対象期間内において、傷害入院保険金および傷害通院保険金の支払の限度となる日数をいい、傷害入院保険金および傷害通院保険金それぞれについて、保険証券記載の期間または日数とします。
支払対象期間	傷害入院保険金および傷害通院保険金の支払の対象となる期間をいい、傷害入院保険金および傷害通院保険金それぞれについて、保険証券記載の期間または日数とします。なお、傷害入院が中断している期間がある場合にはその期間を含む継続した期間をいいます。
傷害死亡・後遺障害保険金額	この特約により補償される傷害が発生した場合に、当社が被保険者または傷害死亡保険金受取人に支払うべき保険金の基準となる額であって、保険証券にその被保険者の傷害死亡・後遺障害保険金額として記載された額をいいます。
傷害通院	第1条【保険金を支払う場合】（1）の傷害を被り、その直接の結果として通院した状態をいいます。
傷害通院保険金日額	この特約により補償される傷害が発生した場合に、当社が被保険者に支払うべき保険金の基準となる額であって、保険証券にその被保険者の傷害通院保険金日額として記載された額をいいます。
傷害入院	第1条【保険金を支払う場合】（1）の傷害を被り、その直接の結果として入院した状態をいいます。
傷害入院保険金日額	この特約により補償される傷害が発生した場合に、当社が被保険者に支払うべき保険金の基準となる額であって、保険証券にその被保険者の傷害入院保険金日額として記載された額をいいます。
傷害保険金	この特約により補償される傷害が発生した場合に、当社が被保険者または傷害死亡保険金受取人に支払うべき金銭であって、傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金、傷害入院保険金、傷害手術保険金および傷害通院保険金をいいます。
ひ	被保険者
め	免責期間
	この特約により補償の対象となる者であって、保険証券記載の被保険者をいいます。
	傷害入院保険金および傷害通院保険金の支払の対象とならない期間をいい、傷害入院保険金および傷害通院保険金それぞれについて、保険証券記載の期間または日数とします。

第1条【保険金を支払う場合】

- （1）当社は、被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に被った傷害に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い傷害保険金を支払います。
- （2）当社は、本条（1）の傷害保険金のうち、保険証券に保険金額または保険金日額が記載されたものについて支払います。ただし、傷害死亡保険金および傷害後遺障害保険金については保険証券に傷害死亡・後遺障害保険金額が記載された場合、傷害手術保険金については保険証券に傷害入院保険金日額が記載された場合に支払います。
- （3）当社は、傷害の原因となった事故の発生が保険期間中であつた場合に限り、傷害保険金を支払います。

第2条【保険金を支払わない場合—その1】

- （1）当社は、次のいずれかに該当する事由によって発生した傷害に対しては、傷害保険金を支払いません。
 - ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失。ただし、傷害保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限り、
 - ② 本条（1）①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者（注2）

（3）本条（1）および（2）に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げた場合、またはその確認に応じなかった場合（注4）には、これらにより確認が遅延した期間については、本条（1）または（2）の期間に算入しないものとします。

（4）本条（3）の場合のほか、被保険者または保険金を受け取るべき者の事情によって当社が保険金を支払うことができない期間については、本条（1）または（2）の期間に算入しないものとします。

（5）本条（1）または（2）の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

（注1）請求完了日とは、被保険者または保険金を受け取るべき者が第17条【保険金の請求】（2）および（3）の規定による手続きを完了した日をいいます。

（注2）次表「期間」に掲げる日数とは、複数に該当する場合、そのうち最長の日数とします。

（注3）照会には、弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

（注4）その確認に応じなかった場合には、必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第19条【時効】

保険金請求権は、第17条【保険金の請求】（1）に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第20条【保険契約者の変更】

（1）保険契約締結の後、保険契約者は、当社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。

（2）本条（1）の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当社に申し出て、承認を請求しなければなりません。

（3）保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第21条【保険契約者が複数の場合の取扱い】

（1）この保険契約について、保険契約者が2名以上である場合は、当社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、その代表者は、代表者以外の保険契約者を代理するものとします。

（2）本条（1）の代表者が定まらない場合またはその代表者の所在が明らかでない場合には、保険契約者の中の1名に対して行う当社の行為は、他の保険契約者に対しても効力を有するものとします。

（3）保険契約者が2名以上の場合には、それぞれの保険契約者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第22条【契約内容の登録】

（1）当社は、この保険契約締結の際、次に掲げる事項を協会（注）に登録します。

- ① 保険契約者の氏名、住所および生年月日
- ② 被保険者の氏名、住所、生年月日および性別
- ③ 傷害死亡保険金受取人の氏名
- ④ 傷害死亡・後遺障害保険金額、傷害入院保険金日額、傷害通院保険金日額および疾病入院保険金日額
- ⑤ 保険期間
- ⑥ 当社名
- ⑦ 被保険者同意の有無

（2）各損害保険会社は、本条（1）の規定により登録された被保険者について、他の保険契約等の内容を調査するため、本条（1）の規定により登録された契約内容を協会（注）に照会し、その結果を保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にすることができるものとします。

（3）各損害保険会社は、本条（2）の規定により照会した結果を、本条（2）に規定する保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にすること以外に用いないものとします。

（4）協会（注）および各損害保険会社は、本条（1）の登録内容または本条（2）の規定による照会結果を、本条（1）の規定により登録された被保険者に係る保険契約の締結に関する権限を損害保険会社が与えた損害保険代理店および犯罪捜査等に当たる公の機関から損害保険会社が公開要請を受けた場合のその公の機関以外に公開しないものとします。

（5）保険契約者または被保険者は、自身に係る本条（1）の登録内容または本条（2）の規定による照会結果について、当社または協会（注）に照会することができます。

（注）協会とは、一般社団法人日本損害保険協会をいいます

第23条【被保険者が複数の場合の約款の適用】

被保険者が2名以上である場合は、それぞれの被保険者ごとにこの普通保険約款および特約の規定を適用します。

第24条【訴訟の提起】

この保険契約に関する訴訟は、日本国内における裁判所に提起することとします。

第25条【準拠法】

保険金を受け取るべき者の申出ならびに普通保険約款基本条項第17条〔保険金の請求〕(2)、(3)および(5)の書類の提出により保険金の内払を行います。

(2) 本条(1)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第17条〔当社の指定する医師が作成した診断書等の要求〕

(1) 当社は、第14条〔事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い〕の規定による通知または普通保険約款基本条項第17条〔保険金の請求〕およびこの特約第15条〔保険金の請求〕の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。

(2) 本条(1)の規定による診断または死体の検案のために要した費用(注)は、当社が負担します。
(注)費用には、収入の喪失を含みません。

第18条〔代位〕

当社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人が第1条〔保険金を支払う場合〕(1)の傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当社に移転しません。

第19条〔傷害死亡保険金受取人の変更〕

(1) 保険契約締結の際、保険契約者が傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人を傷害死亡保険金受取人とします。

(2) 保険契約締結の後、その被保険者が死亡する前であれば、保険契約者は、いつでも傷害死亡保険金受取人を変更することができます。

(3) 本条(2)の規定により傷害死亡保険金受取人を変更する場合には、保険契約者は、その旨を当社に通知しなければなりません。

(4) 本条(3)の規定による通知が当社に到達した場合には、傷害死亡保険金受取人の変更は、保険契約者がその通知を発した時にその効力を生じたものとします。ただし、その通知が当社に到達する前に当社が変更前の傷害死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後保険金の請求を受けても、当社は、保険金を支払いません。

(5) 保険契約者は、本条(2)の傷害死亡保険金受取人の変更を、法律上有効な遺言によって行うことができます。

(6) 本条(5)の規定により傷害死亡保険金受取人を変更する場合には、遺言が効力を生じた後に、保険契約者の法定相続人がその旨を当社に通知しなければ、その変更を当社に対抗することができません。なお、その通知が当社に到達する前に当社が変更前の傷害死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後保険金の請求を受けても、当社は、保険金を支払いません。

(7) 本条(2)および(5)の規定により、傷害死亡保険金受取人を被保険者の法定相続人以外の者に変更する場合は、その被保険者の同意がなければ変更の効力は生じません。

(8) 被保険者が死亡する前に傷害死亡保険金受取人が死亡した場合は、その傷害死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人(注)を傷害死亡保険金受取人とします。

(9) 保険契約者は、傷害死亡保険金以外の保険金について、その受取人をその被保険者以外の者に定めること、または変更することはできません。

(注) 法定相続人のうち死亡している者については、順次の法定相続人とします。

第20条〔傷害死亡保険金受取人が複数の場合の取扱い〕

(1) この保険契約の傷害死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、その代表者は、代表者以外の傷害死亡保険金受取人を代理するものとします。

(2) 本条(1)の代表者が定まらない場合またはその代表者の所在が明らかでない場合には、傷害死亡保険金受取人の中の1名に対して行う当社の行為は、他の傷害死亡保険金受取人に対しても効力を有するものとします。

第21条〔準用規定〕

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款の規定を準用します。

別表1 第3条〔保険金を支払わない場合—その2〕①の運動等

山岳登山(注1)、リュージュ、ポプスレー、スケルトン、航空機(注2)操縦(注3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(注4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

(注1) 山岳登山とは、ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。

(注2) 航空機には、グライダーおよび飛行船は含みません。

(注3) 航空機操縦には、職務として操縦する場合は含みません。

(注4) 超軽量動力機とは、モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。

別表2 第3条〔保険金を支払わない場合—その2〕②の職業

オートテスター(注1)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者(注2)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(注3)、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

(注1) オートテスターとは、テストライダーをいいます。

(注2) 猛獣取扱者には、動物園の飼育係を含みます。

(注3) ローラーゲーム選手には、レフリーを含みます。

別表3 (第5条〔傷害後遺障害保険金の計算〕関係)

後遺障害等級表

等級	後遺障害	保険金支払割合
第1級	(1) 両眼が失明したもの (2) 咀嚼および言語の機能を廃した もの (3) 神経系統の機能または精神に著しい 障害を残し、常に介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残 し、常に介護を要するもの (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6) 両上肢の用を全廃したもの (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8) 両下肢の用を全廃したもの	100%
第2級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力(視 力の測定は万国式視力表によるもの とします。以下同様とします。)が0.02 以下になったもの (2) 両眼の矯正視力が0.02以下になっ たもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい 障害を残し、随時介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残 し、随時介護を要するもの (5) 両上肢を手関節以上で失ったもの (6) 両下肢を足関節以上で失ったもの	89%
第3級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が 0.06以下になったもの (2) 咀嚼または言語の機能を廃した もの (3) 神経系統の機能または精神に著しい 障害を残し、終身労務に服することが できないもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残 し、終身労務に服することができない もの (5) 両手の手指の全部を失ったもの(手 指を失ったものとは、母指は指節間関 節、その他の手指は近位指節間関節以 上を失ったものをいいます。以下同様 とします。)	78%
第4級	(1) 両眼の矯正視力が0.06以下になっ たもの (2) 咀嚼および言語の機能に著しい 障害を残すもの (3) 両耳の聴力を全く失ったもの (4) 1上肢をひじ関節以上で失ったもの (5) 1下肢をひざ関節以上で失ったもの (6) 両手の手指の全部の用を廃したもの (手指の用を廃したものと、手指の 末節骨の半分以上を失い、または中手 指節間関節もしくは近位指節間関節に著 しい運動障害を残すものをいいます。 なお、母指にあっては指節間関節に著 しい運動障害を残すものをいいます。 以下同様とします。) (7) 両足をリスフラン関節以上で失った もの	69%

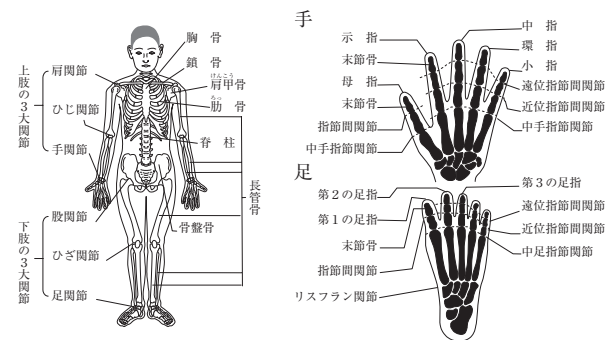
等級	後遺障害	保険金 支払割合
第5級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用を全廃したもの (7) 1下肢の用を全廃したもの (8) 両足の足指の全部を失ったもの（足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。） 	59%
第6級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 両眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 咀嚼くまたは言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (4) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (5) 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (7) 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (8) 1手の5の手指または母指を含み4の手指を失ったもの 	50%
第7級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 両耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (3) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (4) 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (6) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指を失ったもの (7) 1手の5の手指または母指を含み4の手指の用を廃したもの (8) 1足をリスフラン関節以上で失ったもの (9) 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (10) 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (11) 両足の足指の全部の用を廃したもの（足指の用を廃したものとは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節間関節もしくは近位指節間関節に著しい運動障害を残すものをいいます。なお、第1の足指にあっては指節間関節に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） (12) 外貌に著しい醜状を残すもの (13) 両側の睾丸を失ったもの 	42%

等級	後遺障害	保険金 支払割合
第8級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1眼が失明し、または1眼の矯正視力が0.02以下になったもの (2) 脊柱に運動障害を残すもの (3) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指を失ったもの (4) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指の用を廃したもの (5) 1下肢を5cm以上短縮したもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (8) 1上肢に偽関節を残すもの (9) 1下肢に偽関節を残すもの (10) 1足の足指の全部を失ったもの 	34%
第9級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 両眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼の矯正視力が0.06以下になったもの (3) 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの (6) 咀嚼くおよび言語の機能に障害を残すもの (7) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (8) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (9) 1耳の聴力を全く失ったもの (10) 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (12) 1手の母指または母指以外の2の手指を失ったもの (13) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指の用を廃したもの (14) 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの (15) 1足の足指の全部の用を廃したもの (16) 外貌に相当程度の醜状を残すもの (17) 生殖器に著しい障害を残すもの 	26%
第10級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 正面視で複視を残すもの (3) 咀嚼くまたは言語の機能に障害を残すもの (4) 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (7) 1手の母指または母指以外の2の手指の用を廃したもの (8) 1下肢を3cm以上短縮したもの (9) 1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの (10) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの (11) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの 	20%

等級	後遺障害	保険金支払割合
第11級	(1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (4) 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (6) 1耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (7) 脊柱に変形を残すもの (8) 1手の示指、中指または環指を失ったもの (9) 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの (10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	15%
第12級	(1) 1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (4) 1耳の耳殻の大部分を欠損したものの (5) 鎖骨、胸骨、肋骨、肩甲骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (8) 長管骨に変形を残すもの (9) 1手の小指を失ったもの (10) 1手の示指、中指または環指の用を廃したもの (11) 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの (12) 1足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したもの (13) 局部に頑固な神経症状を残すもの (14) 外貌に醜状を残すもの	10%
第13級	(1) 1眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (3) 正面視以外で複視を残すもの (4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの (5) 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの (7) 1手の小指の用を廃したもの (8) 1手の母指の指骨の一部を失ったもの (9) 1下肢を1cm以上短縮したもの (10) 1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの (11) 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの	7%

等級	後遺障害	保険金支払割合
第14級	(1) 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの (2) 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (3) 1耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (6) 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの (7) 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの (8) 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの (9) 局部に神経症状を残すもの	4%

(注1) 上肢、下肢、手指および足指の障害の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。
 (注2) 関節等の説明図



別表4 骨折、脱臼、靭帯損傷等の傷害を被った部位

- 長管骨または脊柱
 - 長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分。ただし、長管骨を含めギプス等(注)を装着した場合に限りです。
 - 肋骨・胸骨。ただし、体幹部にギプス等(注)を装着した場合に限りです。
- (注) ギプス等とは、ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、サポーター等は含まれません。
 注(1)から(3)までの規定中「長管骨」、「脊柱」、「上肢または下肢の3大関節部分」および「肋骨・胸骨」については、別表3(注2)の図に示すところによります。

別表5 (第15条【保険金の請求】関係)

保険金請求書類
 保険金を請求する場合には、「○」を付した書類のうち、当社が求めるものを提出しなければなりません。

提出書類	保険金種類				
	傷害死亡	傷害後遺障害	傷害入院	傷害手術	傷害通院
(1) 保険金請求書	○	○	○	○	○
(2) 保険証券	○	○	○	○	○
(3) 当社の定める傷害状況報告書	○	○	○	○	○
(4) 公の機関(注1)の事故証明書	○	○	○	○	○
(5) 死亡診断書または死体検案書	○				
(6) 後遺障害もしくは傷害の程度または手術の内容を証明する医師(注2)の診断書		○	○	○	○

提出書類	保険金種類	傷害死亡	傷害後遺障害	傷害入院	傷害手術	傷害通院
(7) 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類				○		○
(8) 傷害死亡保険金受取人（注3）の印鑑証明書		○				
(9) 被保険者の印鑑証明書		○	○	○	○	○
(10) 被保険者の戸籍謄本		○				
(11) 法定相続人の戸籍謄本（注4）		○				
(12) 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（注5）		○	○	○	○	○
(13) その他当社が普通保険約款基本条項第18条【保険金の支払】（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの		○	○	○	○	○

- (注1) 公の機関については、やむを得ない場合、第三者とします。
(注2) 医師とは、被保険者以外の医師をいいます。
(注3) 傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人が死亡保険金受取人となります。
(注4) 法定相続人の戸籍謄本は、傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合に必要とします。
(注5) 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書は、保険金の請求を第三者に委任する場合に必要とします。

天災危険補償特約

【用語の説明】

この特約において使用される用語の説明は、傷害補償（MS&AD型）特約「用語の説明」、傷害補償（標準型）特約「用語の説明」および普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

用 語	説 明
し 傷害補償特約	傷害補償（MS&AD型）特約または傷害補償（標準型）特約のうち、この保険契約に適用されるものをいいます。

第1条【保険金を支払う場合】

当社は、この特約により、傷害補償特約第2条【保険金を支払わない場合—その1】（1）⑩および⑫の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事由によって被保険者に発生した傷害に対しても、傷害保険金を支払います。

- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- 本条①の事由に随伴して発生した事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて発生した事故

第2条【保険金の支払】

普通保険約款基本条項第18条【保険金の支払】（1）の確認をするため、次表「事由」に掲げる特別な調査が不可欠な場合には、当社は、その調査を同条（2）の特別な照会または調査に加え、請求完了日（注1）からその日を含めて次表「期間」に掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

事 由	期 間
災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における普通保険約款基本条項第18条【保険金の支払】（1）①から⑤までの事項の確認のための調査	365日

(注1) 請求完了日とは、被保険者または保険金を受け取るべき者が普通保険約款基本条項第17条【保険金の請求】（2）および（3）の規定による手続きを完了した日をいいます。

(注2) 次表「期間」に掲げる日数とは、普通保険約款基本条項第18条【保険金の支払】（2）の事由および本条の事由の複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

第3条【準用規定】

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約に適用される他の特約および普通保険約款の規定を準用します。

就業中のみ傷害危険補償（事業主・役員・従業員）特約

【用語の説明】

この特約において使用される用語の説明は、傷害補償（MS&AD型）特約「用語の説明」、傷害補償（標準型）特約「用語の説明」および普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。（50音順）

用 語	説 明
き 企業等	被保険者が所属する組織または被保険者と雇用関係のある事業主をいいます。
し 傷害補償特約	傷害補償（MS&AD型）特約または傷害補償（標準型）特約のうち、この保険契約に適用されるものをいいます。
つ 通勤途上	被保険者が、住居と就業の場所との間を、合理的な経路および方法により往復している間をいい、被保険者が、往復の経路を逸脱した場合または往復を中断した場合においては、その逸脱または中断の間およびその後の往復の間は通勤途上とはみなしません。ただし、その逸脱または中断が、日用品の購入その他これに準ずる日常生活に必要な行為をやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合は、その逸脱または中断の間を除き、その後の往復の間は通勤途上とみなします。
や 役員等	企業等の役員または事業主をいいます。

第1条【保険金を支払う場合】

当社は、この特約により、傷害補償特約第1条【保険金を支払う場合】（1）の傷害のうち、被保険者が被った次の傷害に限り、傷害補償特約および普通保険約款の規定に従い、傷害保険金を支払います。

- 被保険者が役員等以外の者である場合は、その職業または職務に従事している間（注1）に被った傷害
 - 被保険者が役員等である場合は、次のいずれかに該当する間に被った傷害
 - 被保険者が役員等としての職務に従事している間（注2）で、かつ、次のいずれかに該当する間
 - 企業等の就業規則等に定められた正規の就業時間中（注3）
 - 企業等の施設内にいる間および企業等の施設と企業等との施設との間を合理的な経路および方法により往復する間
 - 取引先との契約、会議（注4）などのために、取引先の施設内にいる間および取引先の施設と住居または企業等との間を合理的な経路および方法により往復する間
- イ、被保険者に対し労災保険法等（注5）による給付が決定される傷害が発生した時の職務従事中および通勤中
(注1) その職業または職務に従事している間には、通勤途上を含みます。
(注2) 職務に従事している間には、通勤途上を含みます。
(注3) 就業時間中には、被保険者の休暇中を含みません。
(注4) 会議には、会食を主な目的とするものを含みません。
(注5) 労災保険法等とは、日本国の労働災害補償法令をいいます。

第2条【家族型への変更に関する特約が適用される場合の取扱い】

この保険契約に家族型への変更に関する特約が適用される場合には、「用語の説明」および第1条【保険金を支払う場合】の規定中「被保険者」とあるのは「家族型への変更に関する特約【用語の説明】に規定する本人」と読み替えて適用します。

第3条【夫婦型への変更に関する特約が適用される場合の取扱い】

この保険契約に夫婦型への変更に関する特約が適用される場合には、「用語の説明」および第1条【保険金を支払う場合】の規定中「被保険者」とあるのは「夫婦型への変更に関する特約【用語の説明】に規定する本人」と読み替えて適用します。

第4条【配偶者対象型への変更に関する特約が適用される場合の取扱い】

この保険契約に配偶者対象型への変更に関する特約が適用される場合には、「用語の説明」および第1条【保険金を支払う場合】の規定中「被保険者」とあるのは「配偶者対象型への変更に関する特約【用語の説明】に規定する本人」と読み替えて適用します。

第5条 [準用規定]

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、傷害補償特約および普通保険約款の規定を準用します。

第三者の加害行為による保険金2倍支払特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、傷害補償（MS&AD型）特約「用語の説明」、傷害補償（標準型）特約「用語の説明」および普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。（50音順）

	用語	説明
し	傷害補償特約	傷害補償（MS&AD型）特約または傷害補償（標準型）特約のうち、この保険契約に適用されるものをいいます。
た	第三者	被保険者以外の者をいいます。
ひ	ひき逃げ	道路上における被保険者と自動車等（注）との衝突、接触等の交通事故であって、その事故の加害者である第三者がその被保険者の救護その他の必要な処置を行わず逃走し、加害者がその事故の発生の日からその日を含めて60日を経過してもなお特定できないものをいいます。 （注）自動車等には、これらに積載されているものを含まず。
ほ	保険金	この特約により補償される傷害が発生した場合に、当社が被保険者または傷害死亡保険金受取人に支払うべき金銭であって、傷害補償特約に規定する傷害保険金をいいます。

第1条 [保険金を支払う場合]

当社は、この特約により、被保険者が次のいずれかに該当する事由によって傷害補償特約第1条 [保険金を支払う場合]（1）の傷害を被った場合は、保険金を2倍にしてその被保険者に支払います。

- ① 第三者の故意による加害行為。ただし、その傷害が第三者の加害行為によって発生したものであることを保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が警察署に届け出た場合に限りです。
- ② ひき逃げ

第2条 [他の特約との関係]

- （1）この保険契約に傷害補償特約第1条 [保険金を支払う場合]（1）の傷害を限定または拡大して傷害保険金を支払う旨の他の特約が適用される場合は、この特約第1条 [保険金を支払う場合] に規定する傷害についても同様に限定または拡大するものとします。
- （2）この保険契約に他の特約（注）が適用される場合には、第1条 [保険金を支払う場合] の規定に基づき支払う保険金の額は、他の特約（注）がないものとして算出した額とします。
（注）他の特約とは、傷害補償特約の規定により支払う傷害保険金を2倍、増額または追加して支払う旨の約定があるこの特約以外の特約をいい、支払日数または支払期間を延長して支払う旨の約定がある特約を含みません。

第3条 [傷害補償特約の適用方法]

第1条 [保険金を支払う場合] の規定により傷害後遺障害保険金を支払う場合には、傷害補償特約第4条 [傷害死亡保険金の計算]（1）および第5条 [傷害後遺障害保険金の計算]（6）の規定を適用するときの傷害後遺障害保険金は第1条 [保険金を支払う場合] の規定を適用する前のものをいいます。

第4条 [準用規定]

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、傷害補償特約および普通保険約款の規定を準用します。

条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

	用語	説明
て	テロ行為	政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

第1条 [戦争危険等免責の一部修正]

この特約を適用する保険契約については、この保険契約に適用される他

の特約の保険金を支払わない場合に関する規定中「戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動」とあるのは「戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動。ただし、テロ行為を含みません」と読み替えて適用します。

第2条 [この特約の解除]

テロ行為が発生する危険が著しく増加し、この特約の引受範囲（注）を超えることとなった場合には、当社は、保険契約者に対する書面による48時間以前の予告をもって、この特約を解除することができます。
（注）引受範囲とは、この特約を引き受けられる範囲として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたものをいいます。

第3条 [特約解除の効力]

第2条 [この特約の解除] の規定による解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第4条 [準用規定]

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約に適用される他の特約および普通保険約款の規定を準用します。

**準記名式契約（全員付保）
（職名等別保険金額）特約**

※特約の規定中にございます空欄を埋めた「準記名式契約（全員付保）（職名等別保険金額）特約」を別途お渡しします。

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、傷害補償（MS&AD型）特約「用語の説明」、傷害補償（標準型）特約「用語の説明」および普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。（50音順）

	用語	説明
し	傷害補償特約	傷害補償（MS&AD型）特約または傷害補償（標準型）特約のうち、この保険契約に適用されるものをいいます。
	職名等	下欄記載のものをいいます。 <input type="text"/>
た	団体会員	下欄記載の者をいいます。 <input type="text"/>

第1条 [保険金を支払う場合]

- （1）当社は、団体会員全員を被保険者とし、その被保険者が傷害補償特約第1条 [保険金を支払う場合]（1）の傷害を被った場合は、この特約、傷害補償特約、普通保険約款および他の特約の規定に従い、保険金を支払います。
- （2）本条（1）の規定にかかわらず、第2条 [被保険者名簿] に規定する名簿に記載のない者は被保険者には含みません。また、普通保険約款基本条項第10条 [重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除]（2）または同条項第11条 [被保険者による保険契約の解約請求]（2）もしくは（3）の規定による解除または解約があった場合は、その被保険者は、未經過期間について、この保険契約における被保険者ではなくなるものとします。

第2条 [被保険者名簿]

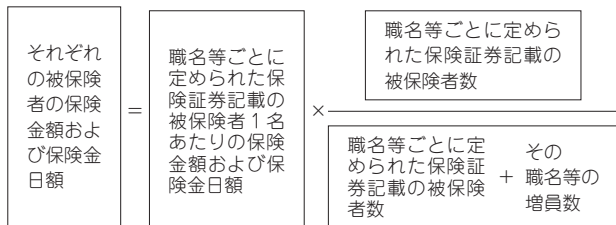
保険契約者は、常に団体会員全員を職名等別に示す名簿を備え、当社がその閲覧を求めた場合は、いつでもこれに応じなければなりません。

第3条 [保険金額および保険金日額]

保険金額および保険金日額は、同一職名等のそれぞれの被保険者について同一とし、被保険者1名につき保険証券記載の金額とします。

第4条 [被保険者の減員または増員]

- （1）保険期間の中途において職名等別に被保険者が減員または増員となる場合には、保険契約者は、遅滞なく、その員数および職名等を当社に通知しなければなりません。
- （2）被保険者が増員となる場合において、保険契約者が故意または重大な過失によって、遅滞なく本条（1）の規定による通知をしなかったときは、当社は、次の算式により算出した額をもってそれぞれの被保険者の保険金額および保険金日額とみなし、保険金を支払います。



(3) 本条(2)の規定は、当社が、本条(2)の規定による保険金を削減して支払うべき事由の原因があることを知った時から保険金を削減して支払う旨の保険契約者に対する通知をしないで1か月を経過した場合または増員の事実があった時から5年を経過した場合には適用しません。

第5条【保険料の返還または請求—被保険者の減員または増員の場合】

- (1) 第4条【被保険者の減員または増員】(1)の規定による通知があった場合には、当社は、その通知に基づき計算した保険料を返還し、または追加保険料を請求します。
- (2) 当社は、保険契約者が本条(1)の規定による追加保険料の払込みを怠った場合(注)には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) 本条(1)の規定による追加保険料を請求する場合において、本条(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、被保険者が増員となった後に発生した事故による傷害に対しては、第4条(被保険者の減員または増員)(2)の算式により算出した額をもってそれぞれの被保険者の保険金額および保険金額とみなし、保険金を支払います。
(注) 追加保険料の払込みを怠った場合とは、当社が、保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず相当の期間内にその払込みがなかった場合に限りです。

第6条【他の特約との関係】

この保険契約に適用される他の特約により、傷害補償特約第1条【保険金を支払う場合】(1)の傷害を限定または拡大して傷害保険金を支払う場合は、この特約の支払対象となる傷害についても同様に限定または拡大するものとします。

第7条【準用規定】

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、傷害補償特約および普通保険約款の規定を準用します。

契約内容変更に関する特約

【用語の説明】

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款【用語の説明】による場合のほか、次のとおりとします。(50音順)

	用語	説明
け	契約内容変更	保険証券または保険申込書の記載事項の変更をいい、保険契約者による保険契約条件の変更を含みます。
ふ	普通保険約款等	この保険契約に適用される普通保険約款および特約をいいます。

第1条【この特約の適用条件】

この特約は、次の訂正の申出または通知が当社の所定の連絡先に直接行われた場合に適用されます。

- ① 普通保険約款等の規定による告知義務に関する訂正の申出または普通保険約款等の規定による契約内容変更の通知
- ② 本条①のほか、保険契約者または被保険者が、当社の所定の連絡先に契約内容変更を行う場合の通知

第2条【追加保険料の払込方法】

第1条(この特約の適用条件)の訂正の申出または変更の通知により、当社が追加保険料を請求した場合には、保険契約者は、その追加保険料を変更日または当社が追加保険料を請求した日のいずれか遅い日(注)からその日を含めて30日以内に払い込まなければなりません。

(注) 変更日または当社が追加保険料を請求した日のいずれか遅い日は、変更日と当社が追加保険料を請求した日が同じ日である場合、変更日とします。

第3条【追加保険料領収前の事故】

保険契約者が第2条(追加保険料の払込方法)の規定による追加保険料の払込みを怠った場合には、当社は、変更日から追加保険料を領収するまでの間に発生したこの保険契約で定める保険金支払事由または保険金支払事由の原因に対する保険金の支払については、普通保険約款等の規定に従います。

第4条【当社からの保険契約の解除】

保険契約者が第2条(追加保険料の払込方法)に定める期日まで追加保険料の払込みを怠った場合は、当社は、普通保険約款等の規定に従い、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除すること

ができます。

第5条【準用規定】

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款等の規定を準用します。

共同保険に関する特約

【用語の説明】

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款【用語の説明】による場合のほか、次のとおりとします。

	用語	説明
ひ	引受保険会社	保険証券記載の保険会社をいいます。

第1条【この特約の適用条件】

この特約は、この保険契約が引受保険会社による共同保険契約である場合に適用されます。

(注) 以下「引受保険会社」といいます。

第2条【引受保険会社の独立責任】

この保険契約の引受保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第3条【幹事保険会社の行う事項】

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、すべての引受保険会社のために次に掲げる事項を行います。

- ① 保険申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
- ② 保険料の収納および受領または返還
- ③ 保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
- ④ 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知または通知の承認
- ⑤ 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認
- ⑥ 保険契約に係る契約内容変更の手続きの完了に係る書類の発行および交付または保険証券に対する裏書等
- ⑦ 被保険者その他の保険契約に係る事項の調査
- ⑧ 事故発生もしくは損害発生に通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
- ⑨ 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および引受保険会社の権利の保全
- ⑩ その他本条①から⑨までの事務または業務に付随する事項

第4条【幹事保険会社の行為の効果】

この保険契約に関し幹事保険会社が行った第3条【幹事保険会社の行う事項】に掲げる事項は、すべての引受保険会社がこれを行ったものとみなします。

第5条【保険契約者等の行為の効果】

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、すべての引受保険会社に対して行われたものとみなします。



お問い合わせ先

(制度運営) 一般社団法人 全国地質調査業協会連合会

〒101-0047 東京都千代田区内神田1-5-13 内神田TKビル3F
電話 03-3518-8873 FAX 03-3518-8876

(取扱代理店) 株式会社ジオ・ビジネスサービス

〒101-0047 東京都千代田区内神田1-5-13 内神田TKビル3F
電話 03-3518-4900 FAX 03-3518-4901

(引受幹事保険会社) あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 広域法人開発部営業課(分担割合:92%)

〒103-8250 東京都中央区日本橋3-5-19
電話 03-6734-9608 FAX 03-6734-9609

業務中傷害補償(団体総合生活補償保険(MS&AD型))は
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社の単独引受となります。

損害保険ジャパン株式会社 団体・公務開発部第二課(分担割合:8%)

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
電話 03-3349-5402 FAX 03-6388-0161

この保険契約は上記2社による共同保険契約であり、各引受保険会社は分担割合に応じて連帯することなく単独別個に責任を負います。引受幹事保険会社は、分担割合に応じて他の引受保険会社を代理・代行して保険料の受領、保険証券の発行、保険金支払いその他の業務または事務を行っております。

本保険契約に関する個人情報について、各引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

<個人情報の取扱いについて>

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社グループ会社(海外にあるものを含む)が他の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則(第53条の10)により、利用目的が限定されています。

詳細については、あいおいニッセイ同和損害保険(株)のホームページ(<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>)および各引受保険会社のホームページをご覧ください。

【損害保険契約者保護制度について】

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。各コースごとの取扱いは次のとおりです。

【労災上積み補償】(労働災害総合保険)

この保険は、保険契約者が個人、小規模法人*またはマンション管理組合(以下、「個人等」といいます。)である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻後3か月以内に発生した保険事故による保険金は100%補償されます。また保険契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等でありかつ保険料を負担している場合は、その被保険者に係る部分については上記補償の対象となります。

※小規模法人とは、引受保険会社の経営破綻時において、常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。

【業務中傷害補償】(団体総合生活補償保険(MS&AD型))

この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金、解約返れい金等については80%まで(破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%)補償されます。